

## 目 次

1) <u>月刊華鐘通信・巻頭言集(2018年11月～2019年4月)</u> .....	1
2) <u>新しい外国人工作許可証の申請に関する Q&amp;A</u> .....	16
3) <u>『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法(試行)』に関する Q&amp;A(1～3)</u> .....	18
4) <u>『個人所得税特定項目付加控除操作弁法(試行)』に関する Q&amp;A(1～4)</u> .....	24
5) <u>新『個人所得税法』施行後の移行期経過措置に関する Q&amp;A(1～4)</u> .....	32
6) <u>中国国内で住所を持たない個人の居住期間の判定基準について Q&amp;A</u> .....	40
7) <u>中華人民共和国個人所得税法(日中対照訳)</u> .....	43
8) <u>中華人民共和国個人所得税法実施条例(日中対照訳)</u> .....	55
9) <u>個人所得税特定項目付加控除暫定弁法(日中対照訳)</u> .....	67
10) <u>中国国内で住所を持たない個人の居住期間判定基準に関する公告(日中対照訳)</u> ....	74
11) <u>非居住者個人及び住所を持たない居住者個人に     <u>関する個人所得税政策についての公告(日中対照訳)</u> .....</u>	75
12) <u>増値税改革の深化に関する政策についての公告(日中対照訳)</u> .....	89
13) <u>増値税改革の深化に関する事項についての公告(日中対照訳)</u> .....	96
14) <u>中華人民共和国外商投資法(日中対照訳)</u> .....	98



## 日中関係の歴史的好転と米中貿易戦争の激化

10月25日から27日まで、安倍晋三首相は日本の首相としては、実に7年ぶりに中国を公式訪問した。前回の首相訪中は2011年12月の民主党の野田佳彦首相（当時）であり、胡錦濤主席、温家宝首相、呉邦国全人代委員長と会談したが、翌年2012年のAPEC首脳会議の立ち話会談で、胡錦濤主席が野田首相に対して「尖閣国有化は思いとどまるよう」強く要請したにもかかわらず、日本政府はその翌日に尖閣国有化を宣言した。通常では考えられない相手国無視の態度で、中国全体を烈火のごとく怒らせ、結果として全国に反日デモが巻き起こり、各地の総領事館が石や卵などを投げ込まれ、日系デパートは暴徒に襲われて商品の略奪にあい、日本車が打ち壊されるなど、全国的に反日気運が極度に高まって、日中関係は荒れに荒れた。

中国に駐在していた我々日本人は、当時の日本政府の余りにも外交音痴で相手国に礼を失した対応ぶりにあきれ返ったものであるが、それから6年が経過して、当時の記憶も薄れかけている中で今回の安倍首相の訪中である。習近平国家主席と李克強首相、栗戦書全人代委員長らとそれぞれ首脳会談を行い、特に習近平主席とは最終日の会談と宴会を含めて合計で4~5時間も同席して、その時間の長さが中国のマスコミでも話題となるほどであった。

野田首相訪中以来の両国のぎくしゃくした経緯を振り返ると、今回の安倍首相の訪中は両国首脳が互いに笑顔で握手したことに大きな意義があり、日本政府も大方の予想よりはるかに前のめり、積極的な態度で中国側に対応した。安倍首相に同行する形で500人余りの財界団体が同行して、第三国市場でのインフラ投資協力に関するフォーラムを開催して52の民間合作プロジェクト意向書が締結された。両国が第三国

でのインフラ投資を経済協力の柱に位置付けようとしていることは、トランプ政権の反感を買うことは承知で、日本政府も中国の「一帯一路」構想に協力しようとする姿勢を示すものであり、かなり踏み込んだ積極的な態度を示したものでいえよう。金融危機時に互いの通貨を融通し合う「通貨交換（スワップ）協定」の再開を決定し、日本側では「それは無理だろう」と思われていたパンダ（熊貓）の新たな賃借申し入れも、中国側は「検討する」と応じて両国関係の緊密化を印象付けた。両国関係緊密化によって両国の経済関係強化だけではなく、今後、学术交流や各種民間交流、中国への資本投資の再活発化が期待される内容のある訪中となった。

安倍首相は、「競争から協調へ」「隣国同士として互いに脅威にならない」「自由で公正な貿易体制を発展させる」という、今後の日中関係3原則を提起したが、互いの首脳が「日中新時代」の再到来と言うように、前向きな雰囲気になったことが今回の最大の成果であろう。

以上の急激な日中関係改善は、アメリカのトランプ大統領が中国に仕掛けた中米貿易戦争、或いは中米新冷戦と言われ始めた中国とアメリカの関係悪化が背景にあることは言うまでもないであろう。習近平主席は安倍首相に対して、日中の2千年におよぶ交流に触れて、「客観情勢の変化によって中日双方の高度な協力の可能性がもたらされた」と述べて、率直に「アメリカとは戦争になるかもしれない」という意味の中国の立場を説明した。

その意味では現在進められているRCEP「東アジア地域包括的経済連携」は日本、中国、インド、東南アジア諸国連合（ASEAN）などのアジア地域各国において将来的に大変重要な協定になるであろうと思われる重要な協定である。RCEP

は ASEAN を中心にした国家群（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア）に日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの 16 カ国が参加する広域自由貿易協定であり、実現すれば実に世界人口の約半分である 34 億人、世界 GDP (国内総生産) の 3 割にあたる 20 兆ドル、世界貿易総額の約 3 割に当たる 10 兆ドルを占める大変スケールの大きい広域経済圏が実現することになる。トランプ大統領が、アメリカが TPP「環太平洋戦略的経済連携協定」から離脱することを表明したことで、一躍 RCEP がクローズアップされたもので、トランプ大統領のアメリカ中心主義がもたらした大きなプラス効果と言えるかもしれない。TPP は中国の封じ込めを目的とした反中国協定であったのに対して、RCEP はアメリカやカナダなどは含まず、逆に中国やインドを取り込んで「アジアの地域協定」となっていることが特徴で、TPP が世界人口の 1 割を占めていたのに対して、RCEP は世界人口の半分の人々に影響を与えるもので、成功すれば多くの人々にその恩恵を与えることになることが期待される。

米中貿易戦争は、7 月 6 日にアメリカが第 1 弾の制裁関税を発動して同日に中国が同額同率の報復関税を実施して以来、すでに 4 カ月が経過し、現在ではアメリカ側が 2,500 億ドルの中国からの輸入品に対して 10~25% の制裁関税を課し、中国は 1,100 億ドルのアメリカからの輸入品に対して 5~25% の報復関税を実施している。来年 2019 年にはアメリカが現在 10% の制裁関税を 25% にすると表明しているので、おそらく中国もそれに対応すると予想されるし、さらにアメリカは残る 2,670 億ドルの中国からの輸入品全額に制裁関税を課すとも表明しているので、今のところ沈静化する兆しはない。今年中国は輸入品の輸入関税を大幅に引き下げて、完成車輸入関税を従来の 25% から 15% に引き

下げたが、結果として中国ではアメリカからの輸入車には 15% の関税に 25% の制裁関税がかかって 40% になり、競争相手のドイツや日本の完成車には 15% の関税である。アメリカからの輸入車は GM、フォード、テスラ、ホンダなど多いが 40% の関税では、対等関税でも人気が高いトヨタレクサスや BMW、ベンツ、ポルシェなどの日本やドイツ車とはまるで勝負にならない。結果的に 10 月のアメリカ車販売は大幅に減少、トヨタなどは全体が減る中で 20% 近く増加した。

また輸出入データを見ても、影響が出始めるはずの 10 月の中国のアメリカへの輸出額は前年同月比 13% 増と大きく増加しており、一方で輸入は 2% 減少して、アメリカに対する貿易黒字は 427 億ドルと逆に増加している。当然ながらもっと長いスパンで見る必要があるが、中国からアメリカへの輸出品は人々が必要とする日用品や家具、クリスマス商戦で子供たちが楽しみにしている玩具などであり、中国のアメリカからの輸入品は飛行機、大豆、石油などで、あまり市民生活には直結しない。影響があるとすればアメリカの消費者物価の上昇という悪い結果も予想されるので、いずれにしても世界中が迷惑するので、早期に解決することが望まれる。

2018 年第 3 四半期までの中国の経済実績は、いつもの様式で次ページの表にまとめたが、第 3 四半期だけの実質 GDP は前年同期比（以下同じ）6.5% 成長でこれは久しぶりに低い数字となった。多くの人が米中貿易戦争の影響を言うが、内容的には昨年 19 回中国共産党大会で宣言された習近平新時代の経済安定化政策に沿ってインフラ投資を大きく抑制したことによる影響が大きい。そもそもすでに日本、ドイツ、フランスの合計額 GDP より大きくなった中国経済に、6.5% 以上の成長を期待するのは無理かつ無茶であり、今後は 6% 台前半の成長率になってもまだ高いのかもしれない。

（総経理 古林恒雄 2018/11/16 記）

## 2018年第3四半期の中国経済実績値

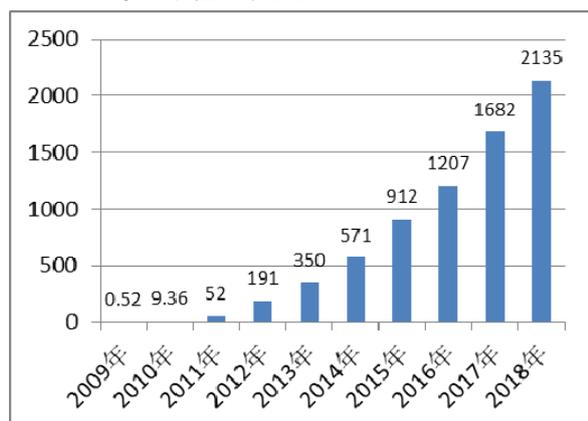
項目	単位	2017年		2017年		2018年	
		通年	前年比	1-9月	前年比	1-9月	前年比
<b>国内総生産(GDP)</b>	億元	827,122	6.9%	593,288	6.9%	650,899	6.7%
第一次産業	億元	65,468	3.9%	41,229	3.7%	42,173	3.4%
第二次産業	億元	334,623	6.1%	238,109	6.3%	262,953	5.8%
第三次産業	億元	427,032	8.0%	313,951	7.8%	345,773	7.7%
<b>工業生産付加価値額</b>	億元	-	6.6%	-	6.7%	-	6.4%
<b>固定資産投資</b>	億元	631,684	7.2%	458,478	7.5%	483,442	5.4%
東部地区投資	億元	265,837	8.3%	193,335	8.6%	204,548	5.8%
中部地区投資	億元	163,400	6.9%	117,318	7.5%	128,581	9.6%
西部地区投資	億元	166,571	8.5%	122,338	9.4%	125,152	2.3%
第一次産業投資	億元	20,892	11.8%	14,973	11.8%	16,724	11.7%
第二次産業投資	億元	235,751	3.2%	171,787	2.6%	180,734	5.2%
第三次産業投資	億元	375,040	9.5%	271,718	10.5%	285,984	5.3%
<b>不動産開発投資</b>	億元	109,799	7.0%	80,644	8.1%	88,665	9.9%
<b>社会消費品小売総額</b>	億元	366,262	10.2%	263,178	10.4%	274,299	9.3%
小売業	億元	326,618	10.2%	234,751	10.3%	244,536	9.2%
飲食業	億元	39,644	10.7%	28,427	11.0%	29,763	9.8%
<b>自動車販売台数</b>	万台	2,888	3.0%	2,279	4.9%	2,049	1.5%
<b>卸売り物価指数(PPI)</b>		-	6.3%↑	-	6.5%↑	-	4.0%↑
<b>消費者物価指数(CPI)</b>		-	1.6%↑	-	1.5%↑	-	2.1%↑
食品		-	-0.4%↓	-	0.6%↓	-	1.6%↑
衣服		-	1.3%↑	-	1.3%↑	-	1.2%↑
<b>全住民可処分所得(実質)</b>	元	25,974	7.3%	19,342	7.5%	21,035	6.6%
<b>都市可処分所得(実質)</b>	元	36,396	6.5%	27,430	6.6%	29,599	5.7%
<b>農村部純所得(実質)</b>	元	13,432	7.3%	9,778	7.5%	10,645	6.8%
<b>輸出入貿易総額</b>	億ドル	41,045	11.4%	29,693	11.7%	34,319	15.7%
一般貿易	億ドル	23,128	13.8%	16,818	13.1%	20,071	19.3%
加工貿易	億ドル	11,900	0.4%	8,502	1.2%	9,262	8.9%
輸出総額	億ドル	22,635	7.9%	16,325	7.5%	18,267	12.2%
輸入総額	億ドル	18,410	15.9%	13,369	17.3%	16,053	20.0%
貿易黒字	億ドル	4,225	-17.2%	2,956	-25.4%	2,214	-25.1%
<b>外貨準備高</b>	億ドル	31,399	4.3%	31,085	-1.8%	30,870	-0.7%
<b>対外債務残高</b>	億ドル	17,106	20.8%	16,800	17.3%	-	-
<b>社会融資増加額</b>	億元	194,430	9.2%	156,526	16.2%	153,749	-1.8%
非銀行融資増加額	億元	55,980	-5.6%	42,232	7.4%	27,675	-34.5%
<b>マネーサプライM2</b>	千億元	1,677	8.2%	1,656	9.2%	1,802	8.3%
<b>外国投資契約件数</b>	件	35,652	27.8%	23,541	10.6%	45,922	95.1%
<b>外国投資実行総額</b>	億ドル	1,310	4.0%	921	-3.2%	980	6.4%
合併・合作	億ドル	305	-1.6%	227	-6.2%	271	19.4%
独資	億ドル	913	6.1%	619	-2.9%	661	6.7%
<b>対外投資実行総額</b>	億ドル	1,201	29.4%	780	-41.9%	891	5.8%
<b>上海株価指数</b>		3,307	203↑	3,349	344↑	2,821	528↓
<b>株式時価総額</b>	億元	567,086	11.7%	569,301	17.2%	486,616	-14.5%
<b>株式取引総額の総計</b>	億元	1,124,625	-11.7%	852,951	-11.3%	718,005	-15.8%
<b>為替レート 1US\$</b>	元	6.5342	-5.8%	6.6369	-0.6%	6.8792	3.7%
<b>100円</b>	元	5.7883	-2.9%	5.9089	-10.5%	6.0705	2.7%
<b>1ユーロ</b>	元	7.8023	6.8%	7.8233	4.5%	8.0111	2.4%



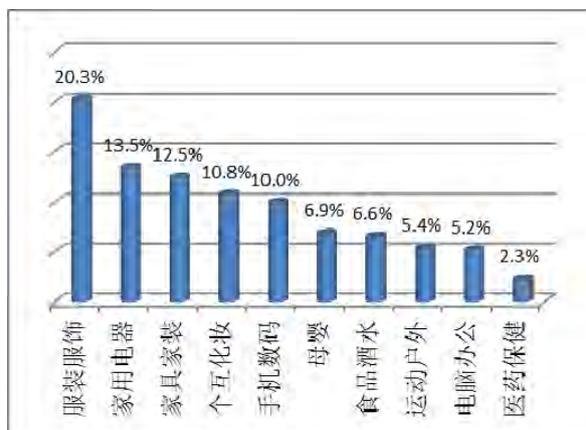
## 286号巻頭言

## 11月11日、独身の日中国消費市場状況

筆者は2015年の巻頭言で中国『11月11日独身の日』（以下、『双十一』）を紹介した。そして3年を経過して幕を下ろしたばかりの『双十一』にはどんな変化があったのか。中国電子商取引（EC）最大手、阿里巴巴集団（アリババグループ）のデータによれば、11月11日午前0時から翌日0時までの、1日の売上高は2009年の5,200万元から18年には2,135億元に上昇し、参加ブランド数は09年の27から今年は18万超に、またパソコンからスマホのインターネットへ、オンラインからすべてのチャネルのお祭りへ、そして中国から全世界へと推移した。下のグラフは歴年度の取引高の推移を示したものである。（単位：億元）



今年の『双十一』最初の1時間で最も多くの商品売り出した国は日本、米国、韓国。海外の個人による購入で最も人気のあった商品はアパレル、ウールコート、パンツ、パーカーだった。過去3年間で最も伸びた業界の上位5位は、医薬・健康、内装・インテリア家具、ビューティーケア、書籍・音響・映像、3C製品である。大衆消費は正に品質を追求する新たな段階に向かっており、消費者は健康、インテリア家具、文化消費など生活の質と密接に関連する分野を更に見据え、3年前と比較した場合、アパレル製品が依然として首位であるものの、



その比率は35.5%から20.3%に縮小している（今年の『双十一』の販売商品の構成は上のグラフをご参照）。

商務部が発表した今年1～9月のデータによれば、社会消費品小売総額は前年同期比9.3%増の27.4兆元だった。同期の最終消費支出の経済成長に対する貢献度は78%、前年同期比では14ポイント増で、その特徴は以下の通りである。

1. 品質の高い商品の販売が比較的旺盛である。流行しており品質が良い、グリーン・AIなどのレベルアップ製品が市場の人気だった。日用品、通信機器、アパレル、金銀・宝飾類の伸び幅はそれぞれ13.4%、10.7%、8.9%、8.7%だった。
2. サービス消費の品質向上と消費量拡大。サービス消費の比率は前年同期比0.2ポイント拡大の52.6%で、全国の飲食業の売上高は9.8%増加した。映画の興行収入は14.9%増だった。
3. ネットショッピングは引き続き急成長。全国の現物商品ネットショッピング売上高は前年同期比27.7%増、社会消費品小売総額に占める割合は17.5%。1～9月の宅配便件数は26.8%増の347.4億件となる見込みで、実店舗の小売額は引き続き回復し、小売企業のコンビニとスーパーマーケットの売上高はそれぞれ8%増と4.6%増だった。
4. 農村消費の成長速度は都市部を上回る。全国

の農村消費品の小売売上高は前年同期比10.4%増の3兆9,582億元だった。

5. 消費価格は緩やかに上昇。CPIは前年同期比で2.1%上昇した。

ビッグデータから見た場合、過去5年間、医薬・健康が成長速度の最も速い業界である。「90後(1990年代生まれ)」世代が相次ぎ仕事を始めたことに伴い、新しい消費層が誕生。彼らは上の世代より更に健康と保養を重視している。また、中国全体の健康に対する消費理念も「病気になるから医者にかかる」から「罹患を未然に防ぐ」に変化している。

もう一つの特徴は食品、健康食品、化粧品、薬品、ベビー用品の輸入品に対する依存度が拡大していることだ。特に日本製品は人気が高い。弊社会員企業であるフェイスマスクの生産企業は、2年前から中国でネット通販を試験的に開始し、徐々にクチコミで消費者の人気を獲得。昨年には中国に販社を設立して、ここ2年は『双十一』のイベントに参加しており、今年の11月11日当日の売上高は平時の2~3ヶ月の販売量だったと聞く。現時点で日本企業が『双十一』に参加しているケースは少ない。米中貿易戦争が続く中、中国の輸入市場は更に開放されることが必然だとみられる。

市場研究機関の予測では、2019年における中国のクロスボーダー輸入消費額は2.2兆元に達するとみられている。その時が来れば、日本の中小企業はネットショッピングプラットフォームや輸入博覧会等のチャネルを通じて中国市場の販売網を拡大し、巨大市場のメリットを共有することになるだろう。

次に物流を見てみよう。データによれば、主要電子商取引(EC)企業で11月11日に発生した宅急便発注数は前年比25.12%増の13.52億件で、過去最高を更新した。300万人超が『双十一』に投入され、配送中継センター、車両等の能力は20%拡充されたほか、業界が自社で保有

する貨物輸送機は110機、高速鉄道の宅配使用路線は400本を突破。宅急便向け電子配送伝票普及率は90%超、仕訳自動化、無人倉庫、AIによる自動仕訳の使用が進んでいる。直近10年で、物流の発注書は26万枚から現在の3,800倍強増え、10億万枚の万台を突破して、世界新記録を達成。10億件の発注書は小包換算で米国の20日分、英国の4ヶ月分に相当する量を、中国では『双十一』1日で生み出したことになる。また、2016年は中国全土の宅急便で計約32億枚の網袋、147億枚のポリ袋、37億個の梱包箱、3.3億個のガムテープを消費。同年1年に消費した段ボール原紙は4,600万トン、7,200万本の樹木に相当する。宅急便業界の段ボールとプラスチックの回収率は10%未満、梱包物全体の回収率も20%未満だ。あるサイトは、99%の宅急便梱包物は依然、消費者、清掃人員、廃品回収者の処理に依存しており、最終的には焼却されるか、埋められるとしている。資源浪費については、物流が常に拡大することを前提として解決すべき問題で、物流大手も各種解決方法で試しているもののコストがかかることから、効果は理想的ではなく、専門家は生産者責任延伸制度が1つの廃物リサイクル利用の環境政策であると提起する。つまり生産者が製品寿命全体に責任を負うべきであり、特に廃棄された後の回収と処理を担当すべきとしている。

アリババグループの馬雲会長によれば、『双十一』は既にセールの日ではなく、感謝デーで、メーカーは最高の商品を最優待価格で提供することで消費者に感謝する日。また販促イベントの日ではなく、一種の文化的交流、楽しみを分かち合う日で、1人の中国人が生み出した、全世界が認める記念日でもあるとしている。

筆者は、『双十一』は提携、共有、環境保護、安全を前提とした記念日であるべきだと思っている。

(常務副総経理 顧中鈺 2018/12/5 記)



## 2018年の回顧と2019年の展望

今年も年初の巻頭言の執筆担当が回ってきた。今回も2018年初の巻頭言と同様、日頃、会員企業の皆様から寄せられるご相談や業務委託の内容を基に、前年度を振り返ると共に2019年を実務面から展望してみたい。

先ず近年相談の多い工場移転については、過年度からの継続対応案件に加え、2018年中にも新たに工場立退き通知を受けた事例が華東地区で複数件あり、2019年度も引き続き華東地区の日系企業におけるホットなテーマと言える。2018年中に立退き通知を受けた事例の特徴としては、いずれも口頭通知のみで、地元政府からではなく、地元政府傘下の不動産ディベロッパー経由で通知を受けたという点である。且つ、その後の立退き補償金交渉日程、立退き補償金の支給基準等について情報開示を要求しても、なかなか明確な回答が得られず、先行きに対して不透明感の伴う案件が多い。背景としては、2018年度の固定資産投資の伸び率が統計的に前年を大きく下回っていることから分かるように、工場立退きの要因となる道路建設、地下鉄建設、河川増幅、商業施設建設といった社会公共利益の為の地域再開プロジェクトの最終認可が暫時凍結されているのに対して、再開工事を担う予定の不動産ディベロッパーがしびれを切らせて先行してアクションを起こしたという構図があると思われる。また、過年度の弊社対応案件では、工場立退きに伴い、立退き補償金を受領して、会社を清算（事業撤退）した企業が大半であったのに対して、2018年中に立退き通知を受けた上海市の企業では、全社が江蘇省の太倉市や常熟市等に新たに工場建設（または賃借）して事業を継続する方向で土地選定等を進めている。この場合、当然ながら会社を設立し直して、従業員も現社従業員の大半を解雇して、新社で新たに募集採用し、事業を一から再構築せざるを得ないという苦勞を伴う訳であるが、そこまでしてでも中国での事業を継続する必要があるとの

判断が基になっている訳で、最近の全体傾向と結論付けることはできないが、日系企業の中国事業がそれなりの成果を収めていることのひとつの証左と言えるであろう。さらに、最近、上海市内の工場立退きに際して、土壌修復費用の負担を要求された事例がある。本事例で土壌調査の結果検出された汚染物質が同社の生産フローからは産出されない物質であるが、ゼロ回答では地元政府も絶対に納得しないと思われる、どこに落としどころを見出すか、解決にはもう暫く時間がかかりそうである。今後同様の事例が各地で出て来るものと思われる。

次に、2018年は日中平和友好条約締結40周年であり、李克強首相の5月の来日、安倍首相の10月の訪中等、日中関係の改善基調がより鮮明になった。これを受けて、ここ数年は日系企業の新規会社設立の業務委託がほとんど無かったが、2018年は10件以上の業務委託があった。特に工場建設関連での業務委託を含む会社設立の委託が複数件あり、工場立退き補償金交渉支援業務も担当している弊社工程諮詢部はこの一年かつてない忙しさであった。他方、新規の工場建設及び工場移転の為の工場立地の候補地調査を通じて感じるのは、土地取得、工場レンタルいずれの場合も、企業進出時の各地方の受入条件（環境負荷の程度、税収ノルマ、生産フローの先進性）が年々厳しくなっていることである。特に税収ノルマに関しては、土地区画の予約（或いは工場の賃貸借契約の締結）時に開発区と締結する投資協議書の中で、工場稼働が軌道に乗った段階（通常操業より3~4年後）で、土地1ムー当たり年間30万~50万円の納税を書面で確約させられる為、企業にとっては大きなプレッシャーとなる。ここでいう納税とは、増値税、企業所得税等全ての税金を含むが、当然ながらノルマを達成する為には、国内販売で増値税を沢山納税することが必要になる。ゆえに、増値税の納税が発生しない輸出型企業はどこ地域に行っても歓迎されず、人件

費の高騰に加えて、輸出型のビジネスは中国で益々成立しづらくなって来ていると言える。

事業採算不平等の要因での会社清算、吸収合併等による事業再編（拠点統廃合）に関わるプランニング等のコンサルティング、実施時の手続き支援業務は、過年度ほどではないが、2018年度も一定件数の委託があった。これらには、先に述べた工場移転と併せ必ず人員再配置（解雇、移籍）が伴うので、弊社HR部はこの一年ほぼフル稼働状態であった。ただ、最近の人員再配置においては、従業員側の経済補償金支給に対する期待値が益々高まる傾向にあり、人員再配置業務が年々やりにくくなっている。従業員保護に偏り過ぎた現行の『労働契約法』をそろそろ改定して欲しいものである。

2017年7月より全国運用が始まった外国人新工作許可制度は、ほぼ平準化されたと言える。工作許可通知の取得基準は、国家の通知では色々な基準が規定されているが、定例パターンとしては、①年収基準（上海では年収60万元＋個人所得税納税12万元、他地域では地元社会平均月収の6倍）で年齢・学歴に関係無くA類認定を受ける、②「60歳未満、大卒、関連職歴2年以上」の基準でB類認定を受ける、③高卒者の場合、ポイント60点以上でB類認定を受ける、のいずれかである。手続きに一定の時間と手間は要するものの、年齢60歳以上で年収基準未達の場合を除き、①～③のいずれかの基準をクリアして工作許可証を取得できている。しかし、注意しなければならないのは、前年度に給与取得の申告と個人所得税の納税実績の無い新規赴任者が年収基準でA類認定を申請する場合、年収基準を達成できる旨の承諾書を提出する必要があり、1年後の工作許可更新時には納税証明によって実際状況を証明しなければならず、達成できていない場合、本人だけでなく会社全体がブラックリスト入りとなる点である。上海では斯かる事態が少なからず発生しているようで、最近では単に年収60万元というだけでなく、月収ベースで5万元との承諾書の記

載と同様の納税実績を要求され、運用が厳格化している。

2019年1月より施行される新『個人所得税法』では、従来の月額実際収入ベースでの申告納税から、見込み年収から算出される月収ベースでの申告予納と年度末の確定申告による税額調整に制度変更されることになった。また、基礎控除額が一律月5,000元（年60,000元）に引き上げられると共に課税率毎の課税所得額レンジが一部調整され、その結果として速算控除額も調整された。これにより多くの納税者が減税効果を楽しむことになった。しかし、新制度の施行に伴い、いわゆる「通年一次支給賞与に対する優遇策」、つまり年一回に限って、賞与額を単独で（当月給与と合算せず）、且つこれを12で除した金額に基づいて判定した税率で課税する制度が廃止される可能性が高まった。実際に廃止された場合、弊社試算によると、税込年収100万元以上では却って増税になるという懸念があったが、年も押し詰まった12月27日に朗報が届き、2021年末まで3年間は制度廃止が延期されることになった。

最後に注意喚起である。最近複数の会員企業から、自社の中国語ホームページ中にある「世界一」「最新技術」といった語句が『広告法』違反に当たると工商行政管理局より摘発を受けたとの相談を受けた。本当に「世界一」か「最新の技術」かの客観証明が無く、『広告法』第4条の消費者を欺き、誤導する行為に当たるとの告発があったというのが摘発理由であるが、明らかにプロの告発屋の仕業である。報道によると、中古車売買ネット取り次ぎの「瓜子」は、同社の広告中で使われていた「遥遥領先」（遙か先を行く）という表現を摘発され、1,250万元もの罰金を課された。多くのオフィスビルのエレベータ内やエレベータホールに設置された広告用モニター上で客観根拠の無い断定表現を繰り返し放映したことにより、消費者誤導の程度が重大と判断されたようである。

（常務副総経理 能瀬徹 2019/1/10 記）



## 288号巻頭言

## 本格的な構造改革の先送りはやむ無しか？

今年の春節は2月5日が初一（農曆1月1日）であり、休日振替で除夕（大晦日）の2月4日から10日までの7日間が春節休暇となった。今年には国内旅行に4.2億人、海外旅行に700万人が出かけると言われていて相変わらず旅行熱は旺盛である。また昨年11月11日の「独身の日」販促では、アリババと京東を合わせたネット販売の取引総額が1日で3,733億元（約6.1兆円）であったと報じられた。同業である日本の楽天の年間販売が1兆円を超えたばかりだし、ユニクロの年間売上額の3倍近い金額である。

日本の新聞紙上では企業業績が悪いのは「中国経済の減退が理由で・・・」と枕詞のように報道されているが、日常的な感覚では中国の景気が悪くなっているとは思えないし、会社の従業員や中国人の知人たちも、最近の旅行先は欧米や東欧、ロシア、さらにはオーロラが見たいとアラスカや北極近くに出かけた人も多い。ただ人々の消費行動に不況感を感じられなくても、中国における企業業績が悪化しているのは本当のようで、日本経済新聞の報道によると中国企業の10-12月期の業績は前年同期比売上高30%減少、純利益は9%減少という。中国での販売が多い日本電産の永守会長は「かつて経験したことのない急激な落ち込み」と表現して、今期の同社の業績を下方修正した。

しかし、以上の経済下押し現象は、当然来るべきと予想された事態が来ただけであり、ようやく効果が出始めたのか、という感想でもある。なぜならば習近平政権が第2期目に入った2017年11月の中国共産党第19回大会において、習主席が最も強調したのが「三大難関の攻略を必ず進めるべき」ということであった。この三大難関とは、①金融リスクに対する防備、デレバレッジ、予期せぬ金融リスク発生可能性の除去、

②貧困からの脱却、③環境問題の解決であり、この三大難関の解決は2021年の中国共産党の結党100周年において実現を目指す「小康社会（ややゆとりのある社会）」の実現に不可欠な要素として強調された。そしてこの三大難関の克服こそが第19回党大会で新たに憲法に書き加えられた「習近平新時代の中国の特色ある社会主義」の中心となる経済戦略であった。

1番目の金融リスクに対する防備、デレバレッジというのは、いうまでもなく中国社会が負う過剰債務の圧縮である。中国の過剰債務、バブル破裂への危険度はいろいろ見方があるが、世界銀行などの発表では、大雑把に言って現状の中国全体の債務はGDPの250%程度とされており、今のままの経済成長を続けるとこれが将来的に300%にも350%にもなることが確実視されている。日本は政府発行の国債だけでもGDPの150%近くに達しており、国全体の債務はGDPの350%、と言われていて、バブル破裂以降ここ30年近く経済の大きさも人々の収入もほとんど増加していない。中国の場合は国債の発行はまだ対GDP比50%程度だが、そのかわり地方政府や企業の債務が多くて金利も高いので彼らの負担は極めて重くなっている。これらの債務は日本のように国債をGDPの150%も出してしまえば大方肩代わりできると思うが、中国の場合は毎年、年度の歳入と歳出の赤字分である対GDP比3%ほどの国債しか発行しないので、人々の間では国債購入は大人気であり、その売出し日には各銀行の前に長い行列ができる。

そのようなわけで、習近平政権は一昨年以来過剰債務圧縮のために金融を引き締めてきており、特に従来の経済成長の主役であった固定資産投資を急激に減少させてきた。年度の固定資産投資額の推移を見ると2016年は前年比伸び

率 8.1%、金額は対 GDP 比 80%、2017 年は前年比伸び率 7.2%、対 GDP 比 77%、直近の 2018 年は前年比伸び率 5.9%、対 GDP 比 71%と急激に減少させている。その代わり最終消費の成長で経済成長を支えており、昨年 2018 年は最終消費による GDP 成長が 5.0%となり、固定資産投資による成長は 2.1%にすぎなかった。わずか数年前の 2013 年度では消費による GDP 成長 3.9%、固定資産投資による成長 4.2%であったことを思うと、この数年で中国の経済成長の構造は大きな変化を遂げたことがわかる。2018 年の実質 GDP の前年比 6.6%成長は 1990 年以来 28 年ぶりの低成長！と言われたが、当時の GDP 総量は実に現在の 48 分の 1 ほどで、比較そのものに意味はない。逆に 28 年の年月で、中国の GDP は実に 48 倍にもなったことにあらためて驚く。

2018 年の中国の経済状況については、いつものごとく次ページの表に主な項目をまとめて、3 年対比で見られるようにしているのでご参照願いたい。いくつかの特徴があって、これらの特徴がすべて米中貿易戦争の影響であるような解説もなされているが、それは誤りであり、実際は先に述べた中国の「三大難関克服政策」の結果と影響であり、必然的な結果でもある。

まず第 1 の特徴は、先に述べたように最終消費支出が GDP 成長の主要な原動力となって、GDP を +5.0%も押し上げたことである。これは前年 2017 年の +4.1%から大きく拡大し、一方で固定資産投資の GDP 成長寄与率は +2.1%と前年の +2.2%からさらに縮小した。産業別では第三次産業 GDP が +7.6%増加して、第二次産業の +5.8%成長を大きく上回り、引き続き GDP 成長を牽引している。産業別では第三次産業 GDP が 52.2%を占め、第二次産業は 40.7%であった。

第 2 の特徴は、1990 年以来 30 年近く続いた自動車の販売台数が前年比 -2.8%、2,808 万台となったことである。小型車の税優遇措置が撤廃されたことが理由とされているが、中国の自

動車市場はおよそ日本の 6 倍、アメリカの 1.7 倍の巨大市場になっていることから、もうそろそろ頭打ちでもいいのではないかとも言えそうである。一足早く市場が飽和したスマートフォン販売の世界市場では、ファーウェイが前年比 34%増加、アップルが 3%減少して販売台数はそれぞれ 2.1 億台でほぼ並んだ。また、世界需要の 3 割を占める中国市場では、2018 年は全体で 10%も販売台数が減少して 4 億台を割り込んだが、米中貿易戦争の影響でアップルは 12%減少 0.36 億台で 5 位となり、ファーウェイが 16%増 1.05 億台で首位を守り、明暗を分けた。

喫緊の課題である「三大難関克服政策」に沿って中国経済の成長鈍化は当然とも思えるが、昨年の後半には経済の下押し圧力が心配されだして、政府は公共事業の拡大、銀行融資条件の緩和、減税など様々な景気対策を打ち出してきた。また今年に入って 1 月 29 日には国家発展改革委員会、工業情報省、商務省など政府 10 部門が共同で自動車や家電への補助金交付を盛り込んだかなり抜本的な景気刺激策を発表した。自動車については、新しい排ガス基準の新車を購入する消費者を補助金対象とするほか、電気など新エネルギー車への販売支援も明記した。

世界中が心配する 2019 年の中国の経済成長であるが、依然として債務削減を中心とする「新時代三大難関克服政策」を強力に進めるべきとの考え方はあるものの、どうもそればかりでは許してもらえそうにない情勢もある。中国の経済成長の鈍化は必然であることは承知していても、それが行き過ぎれば世界経済がどうしようもなく落ち込んでしまうということで、やはり 6%以上の成長は確保したい、まして今年が中華人民共和国建国 70 周年の記念すべき年でもあれば、本格的な経済の構造改革をある程度先送りすることもやむを得ないか？というあたりが、2019 年の中国経済状況の全体展望であろう。

（総経理 古林恒雄 2019/2/14 記）

## 2018年の中国経済実績値

項目	単位	2016年		2017年		2018年	
		通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比
<b>国内総生産(GDP)</b>	億元	743,585	6.7%	820,754	6.8%	900,309	6.6%
第一次産業	億元	63,673	3.3%	62,100	4.0%	64,734	3.5%
第二次産業	億元	296,548	6.3%	332,743	5.9%	366,001	5.8%
第三次産業	億元	383,365	7.7%	425,912	7.9%	469,575	7.6%
<b>工業生産付加価値額</b>	億元	-	6.0%	-	6.6%	-	6.2%
<b>固定資産投資</b>	億元	596,501	8.1%	631,684	7.2%	635,636	5.9%
東部地区投資	億元	249,665	9.1%	265,837	8.3%	280,990	5.7%
中部地区投資	億元	156,762	12.0%	163,400	6.9%	179,740	10.0%
西部地区投資	億元	154,054	12.2%	166,571	8.5%	174,400	4.7%
第一次産業投資	億元	18,838	21.1%	20,892	11.8%	22,413	12.9%
第二次産業投資	億元	231,826	3.5%	235,751	3.2%	237,899	6.2%
第三次産業投資	億元	345,837	10.9%	375,040	9.5%	375,324	5.5%
<b>不動産開発投資</b>	億元	102,581	6.9%	109,799	7.0%	120,264	9.5%
<b>社会消費品小売総額</b>	億元	332,316	10.4%	366,262	10.2%	380,987	9.0%
小売業	億元	296,518	10.4%	326,618	10.2%	338,271	8.9%
飲食業	億元	35,799	10.8%	39,644	10.7%	42,716	9.5%
<b>自動車販売台数</b>	万台	2,803	13.7%	2,888	3.0%	2,808	-2.8%
<b>卸売り物価指数(PPI)</b>		-	-1.4% ↓	-	6.3% ↑	-	3.5% ↑
<b>消費者物価指数(CPI)</b>		-	2.0% ↑	-	1.6% ↑	-	2.1% ↑
食品		-	3.8% ↑	-	-0.4% ↓	-	1.9% ↑
衣服		-	1.4% ↑	-	1.3% ↑	-	1.2% ↑
<b>全住民可処分所得(実質)</b>	元	23,821	6.3%	25,974	7.3%	28,228	6.5%
<b>都市可処分所得(実質)</b>	元	33,616	5.6%	36,396	6.5%	39,251	5.6%
<b>農村部純所得(実質)</b>	元	12,363	6.2%	13,432	7.3%	14,617	6.6%
<b>輸出入貿易総額</b>	億ドル	36,849	-6.8%	41,045	11.4%	46,230	12.6%
一般貿易	億ドル	20,283	-5.1%	23,128	13.8%	26,749	15.5%
加工貿易	億ドル	11,850	-4.9%	11,900	0.4%	12,676	6.5%
輸出総額	億ドル	20,974	-7.7%	22,635	7.9%	24,874	9.9%
輸入総額	億ドル	15,875	-5.5%	18,410	15.9%	21,356	15.8%
貿易黒字	億ドル	5,100	-14.2%	4,225	-17.2%	3,518	-16.2%
<b>外貨準備高</b>	億ドル	30,105	-9.6%	31,399	4.3%	30,727	-2.1%
<b>対外債務残高</b>	億ドル	14,207	2.7%	17,106	20.4%	-	-
<b>社会融資増加額</b>	億元	178,000	15.5%	194,430	9.2%	192,598	-0.9%
非銀行融資増加額	億元	59,240	44.6%	55,980	-5.6%	40,091	-28.4%
<b>マネーサプライM2</b>	千億元	1,550	11.3%	1,677	8.2%	1,827	8.1%
<b>外国投資契約件数</b>	件	27,900	5.0%	35,652	27.8%	60,533	69.8%
<b>外国投資実行総額</b>	億ドル	1,260	-0.2%	1,310	4.0%	1,350	3.0%
合併・合作	億ドル	310	11.5%	305	-1.6%	353	15.7%
独資	億ドル	861	-9.6%	913	6.1%	894	-2.1%
<b>対外投資実行総額</b>	億ドル	1,701	44.1%	1,201	29.4%	1,298	4.2%
<b>上海株価指数</b>		3,104	435 ↓	3,307	203 ↑	2,494	813 ↓
<b>株式時価総額</b>	億元	507,686	-4.4%	567,086	11.7%	434,924	-23.3%
<b>株式取引総額の総計</b>	億元	1,273,845	-50.1%	1,124,625	-11.7%	901,739	-19.8%
<b>為替レート</b> 1 US\$	元	6.9370	6.8%	6.5342	-5.8%	6.8632	5.0%
100 円	元	5.9591	10.6%	5.7883	-2.9%	6.1887	6.9%
1 ユーロ	元	7.3068	3.0%	7.8023	6.8%	7.8473	0.6%



## 289号巻頭言

## 新個人所得税に対する私見

中国の個人所得税は増値税と企業所得税を除いた3番目の大きな税種であり、2018年の中国個人所得税徴収額は1兆3,872億元で、税収合計の8.9%を占めています。先進国の30%前後の水準からは依然として低いレベルですが、ここ数年では連続して上昇しています。中国は1980年9月から個人所得税の徴収を開始し、当時の基礎控除額は800元でした。その後2005年、2007年、2011年、2018年と4回の控除額引き上げが実施され、各々1,600元、2,000元、3,500元、5,000元となりました。そして2019年1月1日より正式に施行された新『中華人民共和国個人所得税法』（略称：『個人所得税法』）で中国籍・外国籍人員の費用控除基準が初めて統一されたのです。

新『個人所得税法』の主な変更は、

① 給与賃金、労務報酬、原稿料、特許権使用費の4項目の所得を総合課税範囲に入れ、月次又は項目別に予納し、年度で合算して、過多納税還付・過少納税追徴の徴収管理モデルを実施すること、

② 個人所得税費用控除モデルを整備し、基礎控除費用基準を60,000元/人・年に引き上げる一方、子女教育、継続教育、大病医療、住宅ローン金利又は家賃、高齢者扶養等の6項目の特別付加控除を追加したこと、

③ 個人所得税税率構造を最適化し、3%、10%、20%の3つの低税率の範囲を拡大し、25%の範囲を縮小して、30%、35%、45%の3つの高税率の範囲は変更しない、という3点です。新控除基準と新適用税率は2018年10月1日より実施され、その他の新規則は2019年1月1日より全面的に実施されました。

上記の変更の結果、納税者の個人所得税負担は大幅に削減されました。2018年に実施さ

れた3ヶ月の統計データから見た場合、全国での税収減少額は1,000億元弱となり、7,000数万人の個人所得税納税者は給与賃金所得が無税となりました。このデータから試算すれば、2019年通年の個人所得税税収減少額は3,200億元に達します。

新『個人所得税法』発表後、弊社会員企業様からの書面Q&A、電話や面談等でのご相談が大幅に増えました。以下比較的多いご質問に対し個人的見解を紹介させていただきますのでご参考として頂ければ幸いです。

質問：日本からの派遣者が居住者と認定される基準は変わったのでしょうか。

回答：新『個人所得税法』では居住者に対する認定を2つの基準に分けました。1つは「中国国内に住所が有るか否か」。住所が有れば居住者です。中国に派遣されて仕事をする日本人にとって、一般的な判断は「住所は無い」となります。その根拠は習慣的に1ヶ所に住んでいれば「住所は有る」こととなりますが、派遣者は仕事が終われば習慣として日本に帰国して居住するため、中国勤務時の宿泊地は「習慣的居住地」とは認定されないからです。2つ目の基準は「住所が無い場合、1年内での中国国内居住日数合計が183日以上の場合には居住者であり、183日未満の場合は非居住者である」というものです。

質問：居住者・非居住者の確認後、中国駐在年数に基づく納税の違いはどのようなのでしょうか。

回答：居住者と判断された場合、その源泉が中国国内国外の所得全てを申告納税する必要があります。非居住者であれば、源泉が中国国内の所得のみ申告して納税します。日本側派遣者の給与の一部を中国現地法人が支給し、他の部分は日本の本社が支給して負担している場

合、新『個人所得税法』の規定では、「任職、被雇用、契約履行等により中国国内にて役務を提供して得た所得は、支給場所が中国国内・国外に拘らず源泉が中国国内である所得である」としています。よって上記状況では日本本社が支給する部分も源泉が中国国内の所得であると認識されます。中国への入国から90日未満の非居住者については、源泉が中国国内の所得であっても海外企業が支給し負担する場合は個人所得税の納税が免除されます。言い換えれば、派遣者の1年度内の中国滞在日数が90日未満であれば、日本本社が支給した給与について個人所得税を中国で納税する必要はありません。尚、183日以上居住しているが連続満6年未満の居住者は、主管税務機関への届出を経て、その源泉が中国国外であって、且つ海外で支給されている所得については個人所得税の納税が免除されます。即ち、通常の日側派遣者に日本で給与以外の所得(中国での就業と無関係の海外所得、例えば家賃、投資収益等)がある場合は、税務局への届出を経て、中国での納税は不要です。一方、中国での駐在が満183日である年度が連続6年を超えた場合、中国国内国外全ての所得に対して中国で納税する必要があります。

質問：日本側派遣者の一部給与が日本本社で支給されている場合、個人所得税の納税方法はどのようなのでしょうか。

回答：全額(現地支給金額+本社支給金額)を中国現地法人が源泉徴収義務者として申告納税することが出来ます。個人給与情報守秘等が理由で本社支給部分を個人が自己申告するか、又は代理人に委託して申告している場合、新『個人所得税法』の規定では「所得の支給者が即ち源泉徴収納税義務者である」とされているので、日本本社支給の所得は中国では控除納税義務者が存在しないことになり、新『個人所得税法』では、「納税人が取得し

た課税所得に控除納税義務者が存在しない場合、所得を得た翌月の15日迄に税務機関に申告して納税しなければならない」と規定されています。但し、実務においては具体的な細則が公布されていないので、過去の方式を踏襲するしかなく、翌年度の税金追納等の状況に関連します。

質問：企業が個人所得税を負担している場合、社員が特別付加控除を受ける方法はどのようなのでしょうか。

回答：情報によると、約4分の1の日系企業が税抜給与方式を採用して、個人所得税を会社負担としています。これまで特別付加控除項目が無かった時は税込給与逆算方式で計算して申告納税出来ましたが、新『個人所得税法』で特別付加控除項目が提起され、税込給与逆算の方式は出来なくなりました。そのため、弊社では通常税込給与制度を採用することをご提案しています。税抜給与を引き続き採用した場合、社員が会社に特別付加控除項目を提出せず、年度確定申告時に自分で還付申請をすれば、還付額が直接個人の口座に振り込まれるからです。実務的に可能であってもその差は会社が個人の税金の負担を承諾し、今回の特別控除の優遇部分は個人が取り込むこととなった時、会社としてどう対応するのか、ということになります。

質問：確定申告が必要なケースはどのような状況でしょうか。

回答：新『個人所得税法』の規定では、年度確定申告納税期間は翌年の3月1日～6月30日であり、その対象は以下の4項目です。

① 2ヶ所以上で得た総合所得であって、且つ総合所得の年収額から特別控除項目控除後の残高が6万元を超える場合、

② 多項目で得た総合所得であって、且つ総合所得の年収額から特別控除項目控除後の残高が6万元を超える場合、

③ 納税年度内の予納税額が課税税額を下回っている場合、

④ 納税者が還付申請する場合。居住者が給与収入しかなく、且つ毎月源泉控除納税義務者が全額申告納税している場合、通常は確定申告する必要はありません。具体的なやり方については確定申告細則公布後に確定します。

納税者が個人で自己申告する必要があるケースとはどのような状況でしょうか。納税者が以下の6種類の状況に該当する場合、個人で自己申告するか第三者に委託して申告する必要があります。

- ① 確定申告する必要がある場合、
- ② 控除納税義務者が存在しない場合、
- ③ 控除納税義務者が控除納税していない場合、
- ④ 海外で所得を得た場合、
- ⑤ 海外移住により中国戸籍を抹消した場合、
- ⑥ 非居住者個人が中国国内で2ヶ所以上から給与賃金所得を得ている場合。

質問：年度賞与の優遇について、外国籍個人はこれまでの優遇の適用を引き続き受けることができるのでしょうか。

回答：新『個人所得税法』の中では年度賞与の優遇には触れておらず、一般的にこの優遇は既に撤廃されたと判断されています。但し、2018年末、税務総局はこの優遇は2021年迄3年間延長して適用することを明確に規定しました。同様に外国籍個人に対するこれまでの優遇政策が3年間延長され、この期間、外国籍個人は新『個人所得税法』の特別付加控除を選択するか、引き続き従来の優遇政策の適用を受けるかの選択が可能となりました。従来の優遇政策の控除金額が大きく、範囲も広いので、通常は従来の政策を選択すべきです。ある外国籍個人は月次申告時に会社負担の家賃(従来優遇)を申告し、以降の年度確定申告時に再度特別付加控除の家賃を申告しました。これは重複適用と見做されて、許可されません。

質問：年度の途中で派遣されて中国に入国し、年度の途中で派遣が終了して帰国した場合はどのように申告納税するのでしょうか。

回答：ある会員企業様からの質問は5月や7月から中国で駐在して勤務する場合はどのように納税すればよいのでしょうかというものでした。5月から駐在の場合、当年度は183日を超えるので居住者として申告する必要があります。中国国内外を問わず支給された中国源泉の所得は全て申告納税する必要があります。しかしながら5月以前の所得は中国とは源泉無関係ですので申告する必要はありません。7月以降に駐在して勤務する場合であって当年度の居住が90日未満である場合は非居住者として申告することが出来ますので、海外で支給された中国源泉所得は中国での申告は不要です。帰任の場合の中国出国の時間的差異についての納税方式は、6月末迄に中国を出国する場合ですが、1月度の申告開始時にこの派遣者が6月末迄に派遣が終了して帰任が分かっている場合、年初から非居住者として申告することが出来ます。しかしながら6月度を迎える前に突然派遣が終了した場合、理論的には税務局システム内にて情報を変更した後、非居住者規則に基づき税金を追納してから出国します。7月以降に派遣が終了した場合は居住者として申告しなければならない、出国後の所得は中国とは源泉の関係ないため申告の必要はありません。

当然のことながら、実際の申告で遭遇する問題は更に多く、一部の細則が未公布、税務局の担当者の理解が統一されていない、税務システムの設定が合理的でない等、全てに整備が待たれます。この様なある一定の期間内では滞納や税法の理解が異なることによるミス等が発生する可能性があります。これに対し税務局からは厳格な処罰は課せられないでしょう。

(常務副総経理 顧中鈺 2019/3/4 記)



## 290 号巻頭言

## 中国におけるサービスとは

先日閘北区にある上海市北工業園区内のお客様を訪問した。朝 9:30 のアポイントに対し、タクシーに乗って行ったが、道路が全く混んでおらず非常に順調で、9:00 前には現地に着いてしまい、朝食を未だ取っていなかった為、同工業園区内のマクドナルドで朝食がてら時間をつぶすことにした。注文用の機械画面を操作しておかゆのセットを注文し、WeChat で 15 元を決済し、自動印刷される番号札を受け取った。しかし、同工業園区に入居する企業に出勤する途上の人達が大挙して朝食を買い求めに来ていた為、店内は大混雑、順番待ち状況を表示するボードに表示し切れないほどの人数がイライラしながら注文の品が出来上がるのを待っていた。私の注文はというと、15 分待ってやっとボードの「準備中」ところに番号が表示されたが、さらに 10 分待っても一向に出来上がる気配が無く、約束の 9:30 が近づいて来たので、サービスに番号札を渡して商品は何も受け取らず店を出るしかなかった。

その後、お客様との面談を終え会社へ戻るタクシーの中、15 元と時間を損したことに腹の虫が治まらなかったのも、代金を支払った WeChat の決済画面に付帯している「評価」の画面を開いて、30 分近く待っても商品が提供されなかったこと等ボロカスの評価を記入して発信したところ、なんと 1 時間ほどすると 15 元が WeChat で返金されて来た。更に 1 時間ほどすると、マネージャーとおぼしき男性の個人携帯電話から、「返金しましたが受取りましたか？今回はごめんなさい、これに懲りずまたマクドナルドを利用して下さい、今回は本当に申し訳ありませんでした。」と丁寧なお詫びの電話がかかって来た。

日本のマクドナルドならまだしも、ここは中国なのだから、店内でサービス員に対し大声で何度も要求しないと代金返金には絶対に応じられないであろうし、何より既に店を離れてしま

った後では何を言っても無駄、ましてや外国人のクレームになど耳を貸す訳がないと思い込んでいたが、今回のマクドナルドの対応は、非常に意外であったという大変失礼だが、中国のサービス水準が確実に向上していることを強く印象付ける出来事であった。

それにしても、返金の根拠をどうやって確認したのかについては謎である。いちいち店側に事実確認をするのはさすがに不可能なはずなので、恐らく本部側のマニュアルの中で、合理的な内容のクレームに対しては無条件に代金を返金して、お詫びの電話を入れるというルールになっているのかもしれない。その点で、店舗のサービス員ひとりひとりの対応力は別として、IT 活用も含めた組織的対応力では、むしろ日本のマクドナルドよりも進んでいると言っても良からう。

一方、中国でのサービスに関し、いつもがっかりさせられるのがデパート等の小売り現場でのサービス員の商品知識の乏しさという点、そもそもお客から商品に関し何か聞かれても、真面目に答える気が端から感じられないという点である。例えば、百貨店に家電製品を買いに行き、どのブランドの製品を買うか迷った際に、ブランド毎の値段差と品質の関係、顧客の評判を尋ねても、ごく表面的な回答に終始し、こちらが知りたいことには何も答えてもらえない。「そんな見れば分かることだけでなく、ちゃんと私の質問に答えてくれ」と要求しても、最後には「結局買うのか買わないのか？何を買いたいのか？」と突き放されるだけである。まるで、商品を万引きされないようお客を監視すること、お客が購入の意思表示をしたら、実際に電源を入れて故障していないことをお客の目の前で見せること、この二点だけが自分の仕事として認識しているかのようにも思える。もうひとつ例をご紹介します。筆者は卓球愛好家であり、卓球道具の専門店に行く機会がよくあるが、そ

のお店の顔なじみの店員ですらデパートの売り子と同様のことが言える。以前、ある日本人駐在員の息子さんが卓球を本格的に練習したいので道具を揃えたいが、中国語ができないので卓球ショップでの買い物に付き合ったいと頼まれ同行したことがある。顔なじみの店員に予算額を伝え、その息子さんの技術レベルと戦型に合ったラケットとラバー一式を提案して欲しいとお願いしたが、筆者の依頼はまるで左の耳から入ってそのまま右の耳に通り返しているかのごとく、「で、何買いたいの？」との素っ気ない反応であった。「いや、だから、さっきも言ったように、この子供さんは中学一年生で、この一年間中国人コーチに卓球を習って来たので、これを機会に今まで使ってきた道具を一式リニューアルしたいのだ、それで何か適当な道具一式を 1,000 元以内の予算で揃えてくれないか？」と再度説明しても、またも「ふーん、で、何買いたいの？」と人の話をまるで聞いていない。こちらもさすがに要求を繰り返すのが虚しくなり、店内にあるカタログを見て、その中からラケットとラバーを自ら指定したところ、やっと倉庫の中から指定の商品を出して来て、いつものテキパキとした手さばきでラケットにラバーを貼り付けてくれた。

日本であれば、お客側に商品知識が無くても、売り場の店員さんにある程度希望の内容を伝えれば、何かしら提案がもらえるはずである。言い換えると、購入者側の希望が明確に固まっていなくても、その会話の中からヒントを拾って、顧客のぼんやりとした希望を形にするのを店側が手助けしてくれる。それが店に足を運んで商品を購入しようとする者に対するサービス、つまり小売業の付加価値と消費者側も認識している。これに対して、中国の場合、ご紹介した例の通り、何を買いたいのかを消費者側から明確に意思表示しなければモノが出て来ない。ただ、これは、デパートや卓球ショップの従業員の対応に非があるとか、サービス水準が劣っているということではなく、中国で何かモノを注文する場合、商品選定は基本的に自己責

任であり、事前知っている人にブランドの評判を聞くなり、ネットで事前に買いたい商品のことを調べておくなりして、何を買いたいのかを消費者側から明確に意思表示するのが当たり前なのである。ゆえに、中国人消費者はこうした小売り現場でのコンサルティングを重視していないというか、期待もしていないということなのだと思う。

工場建設に関しても同様のことが言える。建設会社に工場建設の見積もりを依頼する場合、施主側が建てたい工場の仕様を詳細に指定しないと、日系ゼネコンは施主側の「抜け、漏れ」にも配慮した見積もりを出してくれるが、中国系のゼネコンは、基本的に施主から指定された仕様の範囲で見積もりを出して来るので、安い「抜け、漏れ」の多い見積もりとなり、施工費の安さだけに飛びついて発注を決めると、施工途中で何度も追加工事が発生することになる。クレームしても「嫌ならこれで止めますよ」と脅され、泣く泣く追加契約に応じざるを得ず、終わってみると総トータルでは日系ゼネコンの見積りよりも高くついたというのは、日本企業が中国で工場を建設する際のトラブルの典型パターンである。百度地図や滴滴等のアプリが発達していなかった時代には、タクシーに乗った際にも同じことをよく感じた。地方出身者がタクシー運転手になるケースが多く、上海市内の道路を熟知していないことも原因であるが、上海では「何路と何路の交差点」というように、場所を明確に指定しないと、建物の名前や住所だけを伝えたのでは、逆に運転手から「何路と何路だ？」と聞かれ、「それが分からないからタクシーを利用しているのだろうが」と思わず言い換えしたくなるのが何度もあった。

「お客様は神様」「至れり尽くせり」という日本流のサービス精神を期待しても裏切られることが多い。中国では顧客側の一定範囲の自己責任を前提として、そのうえでサービスが受けられるということを私生活においても仕事においても認識しておく必要がある。

（副総経理 能瀬徹 2019/4/11 記）

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 新しい外国人工作許可証の申請について

**Q:2017年より新しい外国人工作許可制度が実施されていますが、申請に関する変更事項や注意点について、教えてください。**

<政策法規><外国人><中国就労許可><分類基準>

**A:2016年11月、国家外国専門家局は、『外国人中国工作許可制度試験実施方案（中国語：外国人来華工作許可制度試点実施方案）』（外專発〔2016〕151号、以下『実施方案』と略）を公布しました。また、その後2017年3月には、人力資源社会保障部が新版『外国人中国就業管理規定（中国語：外国人在中国就業管理規定）』を公布しました。新制度がスタートして約1年、実施過程において変更があった内容や注意点について、ご紹介します。**

## 1. 新しい外国人工作許可の「ポイント加算要素表」の変更

A類（85点以上）及びB類（60点以上）の人材認定条件におけるポイント加算基準（ポイント加算要素表）のうち、一部項目の点数が実施過程において調整されました。例えば、「関連の勤務年数」の最高点が15点から20点へ、5ポイント引き上げられており、これは、評価過程において外国人の専門業務経験をより重視するようになったことを示しています。その一方、「中国語のレベル」は、影響の度合いを鑑みて、最高点が10点から5点へ、5ポイント引き下げられました。

ポイントの変更箇所は、下表の**太字下線部分**です。外国人は、自身の状況に対応する部分の基準により、点数を合計して個人の評価ポイントを算出し、どの分類に該当するか、大体判定することができます。

ポイント加算要素表（変更項目のみ記載）

ポイント項目	基準	得点	個人点数
関連の勤務年数 最高で <u>20</u> 点	2年を上回る場合、1年増える毎に1点追加	最高 <u>20</u> 点	__点
	2年	5	
	2年未満	0	
中国語のレベル 最高で <u>5</u> 点	中国語を習得し、学士及びそれ以上の学位取得	<u>5</u>	__点
	中国語レベルテスト（HSK）5級以上合格	<u>5</u>	
	中国語レベルテスト（HSK）4級合格	<u>4</u>	
	中国語レベルテスト（HSK）3級合格	<u>3</u>	
	中国語レベルテスト（HSK）2級合格	<u>2</u>	
世界的有名大学を卒業・或いは グローバル500の企業での勤務経験 或いは他の規定条件（最高で5点）	中国語レベルテスト（HSK）1級合格	<u>1</u>	__点
	世界ランキング100位以内の外国の有名大学卒業	5	
	グローバル500に選ばれた企業での勤務経験	5	
	<u>特許等の知財権を保有している</u>	<u>5</u>	
合計120点	<u>中国での連続勤務年数が5年以上である</u>	<u>5</u>	__点
	85点以上（A類）・60点以上（B類）		

## 2. 弊社取扱い事例及び分析

弊社項目部（企業の新規設立、企業再編、清算及び外国人就業等に関する手続きを担当）は、長年にわたり外国人就業許可、居留証等のサポートを提供しております。今回の新政策についても、実施から一年、数々の会員企業の日本人社員就労に関する具体的な手続きを実施してまいりました。手続過程において見られた代表的な事例について、以下にご紹介します。

具体的なお相談は、弊社会員担当（shcs@shcs.com.cn）まで、お気軽にご連絡下さい。

【事例1】承諾した納税地及び税額が実現されなかったため、工作許可の取消を余儀なくされ、会社は信用喪失となった。

背景	A社は、外国人社員1名の工作許可証の手続を行う際、相応の税額を承諾し、納税地を上海と申告した。ところが、事後に当該社員の個人所得税は北京本社で納付し、さらに承諾した税額も実現しなかった。
結果	当該外国人社員は工作許可証の取消を余儀なくされた。会社は信用喪失により、一年以上もの間、承諾方式による政策を全く享受できなくなった。
注意点	会社は、承諾書（納税地点及び納税額を含む）作成の際、慎重に記入しなければならない。承諾時に所在する会社で納税し、承諾した金額は毎月の所得とし、賞与は合併計算しない。承諾事項に変更があった場合は、速やかに主管部門に連絡し、企業の信用喪失や、うっかりミスにより正常に工作許可を取得できない等の状況を回避しなければならない。

【事例2】手続代行会社が工作許可手続を行っていない会社の名義で納税したため、二重納税になった。

背景	B社は、手続代行会社に、外国人社員1名の個人所得税納税代行を委託していたが、代行会社は、当該社員が工作許可を申請した会社の名義で承諾した税額を納付するのではなく、別会社の名義で納税した。当該社員が工作許可の延長申請をしたときに問題となり、正常に延長することができなかった。
結果	税務部門はB社に対し、当該社員の工作許可を申請した会社の名義で、承諾した金額を補充するよう要求し、それを実施すれば延長可能であるとした。（2回納税したことになり、先に払った税金の払い戻しが可能であるかどうか、現時点では不明）
注意点	グループ企業で複数の関連企業がある場合、個人所得税を納付する際（特に、代行会社に納税を委託する場合は）、当該社員の工作許可を申請した会社の名義でなければならない。本事例のような状況を回避するには、工作許可を申請する会社と納税する会社を同一にておくこと。

【事例3】新政策実施後、以下の状況では、先ず元の工作許可証を抹消した後に、新たな工作許可証を申請する。

背景	新政策実施後、以下の状況では、先ず元の工作許可証を抹消した後に、新たな工作許可証を申請しなければならない。 1. 中国で勤務する外国人が勤務先企業を変更した。 2. 職位（職業）変更申請の内容が、元の工作許可の認可を受けた職位（職業）と異なる、或いは職務等級が下がった。 3. 外国人工作許可証A類からB類に変わった。
結果	現時点までにおいて、弊社が手続サービスした上記事案は100%合格。
注意点	1. 元の工作許可を取り消した後、取消日から30日以内に新しい工作許可の申請を提出する場合、無犯罪証明の公証認証や健康診断証明の提出を免除することができる。 2. 既に外国人来華工作管理サービスシステムにおいて『外国人工作許可証』の申請手続きを行ったことがあり、且つ、最高学位（学歴）証書や勤務資格証明資料を提出したことがある申請者は、再度申請する際に、最高学位（学歴）証書を提出しなくてもよい。申請する職位が、元々工作許可を認可した際の職位（部門）と同一である場合、職業資格証明資料を提出しなくてもよい。

（作成：項目部 庄懿婕・周茵于）

★ 中国ビジネス相談Q & A

## ■ 『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法(試行)』について(1)

Q:新たに公布された『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法(試行)』について、教えてください。

<政策法規><個人所得税><源泉徴収納税申告>

A:新たに改正された『中華人民共和国個人所得税法』及び『中華人民共和国個人所得税法実施条例』を実施するために、国家税務総局は2018年12月21日に『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法(試行)(中国語:個人所得税扣繳申報管理弁法(試行))』(国家税務総局公告2018年第61号、以下では「管理弁法」という)を公布しました。2019年1月1日より施行されています。これに伴い、『国家税務総局の、「個人所得税全員全額源泉徴収納税申告管理暫定弁法」の公布に関する通知』(国税発[2005]205号)は廃止されました。

## 1. 管理弁法公布の背景

2018年8月31日、新『中華人民共和国個人所得税法』(以下、新法という)が公布され、総合所得と種類別所得を統合した個人所得税制の実施が明確になり、2019年1月1日より施行されています。新法では、源泉徴収納税義務者が所得を支払う際、毎月又は毎回税額を源泉徴収し、全員全額源泉徴収納税申告を行うことや、居住者納税人が総合所得を取得して源泉徴収納税義務者がいる場合、源泉徴収納税義務者が毎月又は毎回税額を源泉徴収すること等を規定しています。新法及びその実施条例を徹底し、税額の源泉徴収の方法を明確にするために、管理弁法が公布されました。

## 2. 管理弁法の主要内容

## (1) 課税所得別の源泉徴収納税申告方法

- ① 居住者個人の給与・賃金所得に関する源泉徴収納税の方法(以下、管理弁法より抜粋。太字下線部分は重点箇所、以下同様。)

## 第6条

源泉徴収納税義務者は、居住者個人に給与・賃金所得を支払う際に、累計源泉徴収法に基づいて源泉徴収税額を計算し、且つ毎月源泉徴収納税申告を行わなければならない。

累計源泉徴収法とは、源泉徴収納税義務者が、一納税年度内に税金を源泉徴収する時、納税人の、本企業における当月分までの給与・賃金所得の累計収入から、累計免税収入、累計控除費用、累計特定項目控除、累計特定項目附加控除及び法に基づき確定したその他の控除の累計を減じた後の残額を累計源泉徴収課税所得額とし、個人所得税源泉徴収税率表1(付属書参照)を適用して、累計源泉徴収納税額を計算した後、累計減免税額及び累計源泉徴収済税額を減じた残額を、本期の源泉徴収納税額とすることを指す。残額がマイナスの場合は、暫時税金還付を行わない。納税年度終了後の残額がなおマイナスの場合は、納税人が、総合所得の年度確定申告手続を行い、税額が過剰の場合は還付し、過少の場合は追納する。(一部省略、以下同様。)

## 第7条

居住者個人が源泉徴収納税義務者に関連の情報を提出し、法に基づき特定項目附加控除の手続を求めた場合、源泉徴収納税義務者は、規定に基づき、給与・賃金所得から、毎月税額を源泉徴収する際に控除しなければならず、拒絶してはならない。

具体的な計算式は、以下の通りです。

$$\text{当期に源泉徴収する税額} = (\text{累計源泉徴収課税所得額} \times \text{源泉徴収税率} - \text{速算控除額}) - \text{累計減免税額} - \text{累計源泉徴収済税額}$$

$$\text{累計源泉徴収課税所得額} = \text{累計収入} - \text{累計免税収入} - \text{累計控除費用} (\ast) - \text{累計特定項目控除} - \text{累計特定項目附加控除} - \text{法に基づき確定するその他の控除の累計}$$

※「累計控除費用」は、5,000 元/月 × (納税人の当年の当月までに本企業で任職、雇用された月数) で計算する。例えば、納税人が5月に入社した場合、源泉徴収納税義務者は、5月分の給与の源泉徴収を行う際に、経費 5,000 元を減じて計算する。6月分の給与の源泉徴収を行う際には、経費 10,000 元を減じて計算し、以降も同様とする。

## 個人所得税源泉徴収税率表 1

(居住者個人の給与・賃金所得の源泉徴収に適用)

(累計源泉徴収法に基づいて源泉徴収税額を計算し、毎月源泉徴収納税申告を行う)

ランク	累計源泉徴収課税所得額	源泉徴収税率 (%)	速算控除額
1	36,000 元以下	3	0
2	36,000 元を超え、144,000 元以下の部分	10	2,520
3	144,000 元を超～300,000 元以下の部分	20	16,920
4	300,000 元を超～420,000 元以下の部分	25	31,920
5	420,000 元を超～660,000 元以下の部分	30	52,920
6	660,000 元を超～960,000 元以下の部分	35	85,920
7	960,000 元を超える部分	45	181,920

『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法（試行）』について（2）」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A

## ■ 『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法(試行)』について(2)

Q:新たに公布された『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法(試行)』について、教えてください。

<政策法規><個人所得税><源泉徴収納税申告>

A:新たに改正された『中華人民共和国個人所得税法』及び『中華人民共和国個人所得税法実施条例』を実施するために、国家税務総局は2018年12月21日に『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法(試行)(中国語:個人所得税扣繳申報管理弁法(試行))』(国家税務総局公告2018年第61号、以下では「管理弁法」という)を公布しました。2019年1月1日より施行されています。これに伴い、『国家税務総局の、「個人所得税全員全額源泉徴収納税申告管理暫定弁法」の公布に関する通知』(国税発[2005]205号)は廃止されました。

『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法(試行)』について(1)」より続く

## ② 居住者個人の役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得に関する源泉徴収納税の方法

## 第8条

源泉徴収納税義務者が居住者個人に役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得を支払う場合、以下の方法により、毎回又は毎月、税金を源泉徴収しなければならない。

役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得は、収入から経費を減じた後の残額を収入額とし、そのうち、原稿料所得の収入額は、70%に減じて計算する。

控除費用：税額を源泉徴収する際に、役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得は、1回の収入が4,000元を超えない場合、控除費用を800元として計算し、1回の収入が4,000元以上の場合は、控除費用を収入の20%として計算する。

課税所得額：役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得は、1回の収入額を源泉徴収課税所得額として、源泉徴収税額を計算する。役務報酬所得には、個人所得税源泉徴収税率表2(付属書参照)を適用し、原稿料所得、ロイヤリティ所得には、20%の割合で源泉徴収税率を適用する。

居住者個人が年度総合所得の確定申告を行う場合、法に基づき役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得の収入額を計算し、且つ年度総合所得に合算して課税額を算出し、税額が過剰の場合は還付し、過少の場合は追納する。

## 個人所得税源泉徴収税率表2

(居住者個人の役務報酬所得の源泉徴収に適用)

(毎月又は毎回源泉徴収納税を行う)

ランク	源泉徴収課税所得額	源泉徴収税率(%)	速算控除額
1	20,000元以下	20	0
2	20,000元を超え、50,000元以下の部分	30	2,000
3	50,000元を超える部分	40	7,000

- ③ 非居住者個人の給与・賃金所得、役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得に関する源泉徴収納税の方法

第9条

源泉徴収納税義務者が非居住者個人に給与・賃金所得、役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得を支払う場合、以下の方法により、毎月又は毎回、税額を源泉徴収しなければならない。

非居住者個人の給与・賃金所得は、毎月の収入額から経費5,000円を減じた後の残額を課税所得額とする。役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得は、1回の収入額を課税所得額とし、個人所得税税率表3（付属書参照）を適用して、課税額を計算する。役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得は、収入から20%の経費を減じた後の残額を収入額とし、そのうち、原稿料所得の収入額は、70%に減じて計算する。

非居住者個人の一納税年度内の税金の源泉徴収方法は変わらないものとし、居住者個人の条件に達した場合は、源泉徴収納税義務者に基本情報の変更状況を告知して、年度終了後に、居住者個人に関する規定に基づき確定申告を行わなければならない。

個人所得税税率表3

（非居住者個人の給与・賃金所得、役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得に適用）

（毎月又は毎回源泉徴収納税を行う）

ランク	課税所得額	税率 (%)	速算控除額
1	3,000 元以下	3	0
2	3,000 円を超え、12,000 元以下の部分	10	210
3	12,000 円を超え、25,000 元以下の部分	20	1,410
4	25,000 円を超え、35,000 元以下の部分	25	2,660
5	35,000 円を超え、55,000 元以下の部分	30	4,410
6	55,000 円を超え、80,000 元以下の部分	35	7,160
7	80,000 円を超える部分	45	15,160

『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法（試行）』について（3）へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A

## ■ 『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法(試行)』について(3)

Q:新たに公布された『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法(試行)』について、教えてください。

<政策法規><個人所得税><源泉徴収納税申告>

A:新たに改正された『中華人民共和国個人所得税法』及び『中華人民共和国個人所得税法実施条例』を実施するために、国家税務総局は2018年12月21日に『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法(試行)(中国語:個人所得税扣繳申報管理弁法(試行))』(国家税務総局公告2018年第61号、以下では「管理弁法」という)を公布しました。2019年1月1日より施行されています。これに伴い、『国家税務総局の、「個人所得税全員全額源泉徴収納税申告管理暫定弁法」の公布に関する通知』(国税発[2005]205号)は廃止されました。

『個人所得税源泉徴収納税申告管理弁法(試行)』について(2)」より続く

## ④ 利息、財産賃貸等の所得の支払いに対する源泉徴収納税申告方法

## 第10条

源泉徴収納税義務者は、利息・配当・割増配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得又は一時所得を支払う場合、法に基づき毎回又は毎月、税額を源泉徴収しなければならない。

## 第11条

役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得が一時的収入に該当する場合は、当該収入の取得を1回とし、同一項目の連続的収入に該当する場合は、1ヶ月に取得した収入を1回とする。

財産賃貸所得は、1ヶ月に取得した収入を1回とする。

利息・配当・割増配当所得は、利息・配当・割増配当の支払い時に取得した収入を1回とする。

一時所得は、当該項目の毎回の収入を1回とする。

## ⑤ 課税所得別源泉徴収方法のまとめ

上記の課税所得の違いに応じた源泉徴収納税義務者の処理方法をまとめると、次のとおりです。

## 課税所得別源泉徴収納税申告方法一覧

No.	課税所得の種類	源泉徴収納税義務者の源泉徴収納税方法
1	居住者個人の給与・賃金所得	累計源泉徴収法に基づき計算し、毎月源泉徴収納税申告
2	居住者個人の役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得	毎月又は毎回源泉徴収納税
3	非居住者個人の給与・賃金所得、役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得	毎月又は毎回源泉徴収納税
4	居住者個人及び非居住者個人の利息・配当・割増配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得	毎月又は毎回源泉徴収納税

## (2) 源泉徴収納税義務者の源泉徴収納税、報告、情報の保存、秘密保持等の義務

管理弁法は、源泉徴収納税義務者（通常は企業）に対し、個人所得税の源泉徴収納税義務以外に、情報が合致しない場合に納税人に連絡して修正させる義務、また一定の状況においては税務機関に報告する義務等を課しています。また、税務関連資料の保存や守秘義務についても、源泉徴収納税義務者は規定に則って履行する必要があります。

管理弁法では、以下のように定めています。

- ① 給与・賃金所得を支払う源泉徴収納税義務者は、年度終了後2ヶ月以内に、納税人に対し、同人の個人所得及び源泉徴収納付済税額等の情報を提供しなければならない。
- ② 納税人が年度の途中に上述の情報の提供を求めた場合、源泉徴収納税義務者は提供しなければならない。
- ③ 納税人が、給与・賃金所得以外のその他の所得を取得した場合、源泉徴収納税義務者は、源泉徴収納税した後に、納税人に対し、速やかに、同人の個人所得及び源泉徴収納付済税額等の情報を提供しなければならない。
- ④ 源泉徴収納税義務者は、納税人が提出した情報と実際の状況が合致しないことを発見した場合、納税人に修正を求めることができる。納税人が修正を拒絶した場合、源泉徴収納税義務者は税務機関に報告するものとし、税務機関は速やかに処理しなければならない。
- ⑤ 源泉徴収納税義務者は、納税人が提出した『個人所得税特定項目付加控除情報表』を、規定に基づき適切に保存し、検査に備えなければならない。
- ⑥ 源泉徴収納税義務者は、法に基づき、納税人が提出した特定項目付加控除等の税務関連情報及び資料について、守秘しなければならない。

## (3) 源泉徴収納税義務者に対する手続き費の支給

管理弁法は、源泉徴収納税義務者が規定に基づき源泉徴収納税した税額（税務機関、司法機関等の検査により追納した税金、又は追納命令された税金を含まない）に対し、毎年2%の手続き費を支給することを明確にしています。また、源泉徴収納税義務者が受領した源泉徴収納税手続き費は、税務処理能力の向上、税務処理担当者の奨励に用いることができます。

※ 新個人所得税制に関するその他のQ&Aは、弊社ウェブサイト（[www.shcs.com.cn](http://www.shcs.com.cn)又は[www.shcs.jp](http://www.shcs.jp)）の「ビジネスQ&A」で「個人所得税」をキーワードに検索することができます。

以上

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A

## ■ 『個人所得税特定項目付加控除操作弁法(試行)』について(1)

**Q: 正式版『国务院の、個人所得税特定項目付加控除暫定弁法の公布に関する通知』について、改訂草案の意見請求稿から調整が施された箇所や具体的な操作方法を、教えて下さい。**

<政策法規><新個人所得税法><特定項目付加控除>

**A: 2018年12月、国家税務総局は、順次、『個人所得税特定項目付加控除暫定弁法（中国語：個人所得税專項附加扣除暫行弁法）』（国発〔2018〕41号、以下『付加控除暫定弁法』と略）、『中華人民共和国個人所得税法实施条例』（国令第707号、以下『实施条例』と略）、『個人所得税特定項目付加控除操作弁法（試行）（中国語：個人所得税專項附加扣除操作弁法（試行））』（国家税務総局公告2018年第60号、以下『操作弁法』と略）を正式に公布しました。いずれも2019年1月1日より施行されます。**

2018年8月31日に新版『中華人民共和国個人所得税法』が公布され、2019年1月1日より施行されることが明確になり、同年末には関連の具体的な操作について、『实施条例』、『付加控除暫定弁法』及び『操作弁法』が順次公布されました。これらは、今年1月1日より各業務を処理する上での、政策の基礎となるものです。

これまで、2018年10月に公布された『個人所得税特定項目付加控除暫定弁法（意見請求稿）』について、11月の日刊華鐘通信のビジネスQ&Aで解説してきましたが、正式版『付加控除暫定弁法』が公布され、一部内容が調整されましたので、その概要について、以下にご紹介致します。

## 1. 正式版『付加控除暫定弁法』の修正点

正式版が、10月公布の意見請求稿と異なる箇所は、主として以下の通りです。

- (1) 住宅ローン利息控除の期限が240ヶ月を超えないことに、夫婦が各々結婚前に購入していた住宅の控除基準を追加

意見請求稿では1軒目の住宅ローン利息支出について、ローン返済期間中に、毎年12,000元（毎月1,000元）の基準で定額控除できるとされていましたが、夫婦が各々結婚前に住宅を購入しており、いずれも1軒目である場合に、どのように控除するのか規定されていませんでした。これについて、正式版では「住宅ローン控除の期限は240ヶ月を超えない、また夫婦双方が結婚前に各自住宅を購入しており、且ついずれも1軒目である場合、結婚後に1軒について100%控除するか、各自購入した住宅について別々に50%の割合で控除するよう選択することもできる」という内容が追加されています。（下表の内容はいずれも正式版『付加控除暫定弁法』からの引用。太字下線部分は、新規追加及び調整箇所。以下同）

<p>第14条 納税人本人或いは配偶者が、<u>単独或いは共同</u>で、商業銀行或いは住宅積立金の個人住宅ローンを、本人或いはその配偶者の<u>中国国内</u>の住宅購入に用い、発生した1軒目の住宅ローン利息支出は、<u>実際にローン利息が発生した年度</u>において、毎月1,000元の基準で定額控除し、控除期間は</p>
---

最長でも240ヶ月を超えない。納税人は、1軒目の住宅について1回だけ、ローン利息を控除することができる。本弁法で言うところの1軒目の住宅ローン(※)とは、住宅を購入して1軒目の住宅ローン利率を享受した住宅のローンを指す。

第15条 夫婦双方の約定により、夫婦のうち一方で控除することを選択でき、具体的な控除方式は、一納税年度内は変更できない。

夫妻双方在結婚前に各々住宅を購入して1軒目の住宅ローンが発生した場合、そのローン利息支出は、結婚後にそのうち1軒を選択して、購入者において控除基準の100%を控除することも、夫婦双方が各自購入した住宅について別々に、控除基準の50%で控除することもできる。具体的な控除方式は、一納税年度内は変更できない。

※注：中国では、地域により、1軒目の住宅の定義が異なりますので、各地の住宅ローン基準に基づきます。従業員の住宅ローンが1軒目の住宅ローンであると認定された場合に、個人所得税特定項目付加控除を享受することができます。

(2) 2種類の都市の住宅賃貸料控除基準を引き上げ、最高で毎月1,500元の控除が可能

意見請求稿では、3種類の都市の住宅賃貸料控除基準を、1,200元、1,000元、800元としていましたが、正式版『特定項目付加控除暫定弁法』では、前の2種類の控除基準を引き上げ、毎月1,200元を300元引き上げて1,500元に、毎月1,000元を100元引き上げて1,100元にしました。800元の基準は変わりません。

第17条 納税人が、主たる勤務都市に自身の住宅を持たず、それにより発生する住宅賃貸料支出は、以下の基準に基づいて定額控除することができる。

- (1) 直轄市、省都（首府）、計画単列市及び国務院が確定するその他の都市の場合、控除基準を毎月1,500元とする。
- (2) 第一項に挙げる都市を除き、市轄区の戸籍人口が100万人を超える都市の場合、控除基準を毎月1,100元とする。市轄区の戸籍人口が100万人を超えない都市の場合、控除基準を毎月800元とする。

第20条 納税人とその配偶者が、一納税年度内に、同時に各々住宅ローン利息と住宅賃貸料特定項目付加控除を受けることはできない。

既に住宅ローンがあり、更に住宅を賃貸する納税人は、一納税年度内に住宅ローン利息控除と住宅賃貸料控除を同時に受けられないことに注意が必要です。その場合、納税人は、住宅ローンと賃貸料のうちどちらの控除を受けるか、選択することができます。

例えば、上述の賃貸料控除が月1,500元、1,100元の都市では、住宅ローン利息控除を毎月1,000元受けるよりも賃貸料控除を受けるほうが、費用対効果が高いですが、賃貸料控除が月800元の都市では、間違いなく、住宅ローン利息控除を受けるほうが有利になります。

『個人所得税特定項目付加控除操作弁法（試行）』について（2）」に続く  
（作成：公関部 俞穎春）

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 『個人所得税特定項目付加控除操作弁法(試行)』について(2)

Q: 正式版『国务院の、個人所得税特定項目付加控除暫定弁法の公布に関する通知』について、改訂草案の意見請求稿から調整が施された箇所や具体的な操作方法を、教えて下さい。

<政策法規><新個人所得税法><特定項目付加控除>

A: 2018年12月、国家税務総局は、順次、『個人所得税特定項目付加控除暫定弁法(中国語: 個人所得税専項附加扣除暫行弁法)』(国発〔2018〕41号、以下『付加控除暫定弁法』と略)、『中華人民共和国個人所得税法实施条例』(国令第707号、以下『实施条例』と略)、『個人所得税特定項目付加控除操作弁法(試行)(中国語: 個人所得税専項附加扣除操作弁法(試行))』(国家税務総局公告2018年第60号、以下『操作弁法』と略)を正式に公布しました。いずれも2019年1月1日より施行されます。

『個人所得税特定項目付加控除操作弁法(試行)』について(1)より続く

(3) 継続教育の同一学歴の控除期限は、48ヶ月を超えない

意見請求稿では、継続教育の期間中、毎年4,800元(毎月400元)の基準で控除できるとしていましたが、正式版では、これについて補充説明を行い、同一学歴の控除期限は48ヶ月を超えないと規定しました。従業員が在職で3年間の博士教育を受けても、控除できるのは2年間です。

第8条 納税人が中国国内で学歴(学位)継続教育を受けた場合の支出は、学歴(学位)教育期間中に、毎月400元を定額控除する。同一の学歴(学位)継続教育の期間は、48カ月を超えない。納税人が技能人員職業資格継続教育、専門技術人員職業資格継続教育を受けた場合の支出は、関連の証書を取得した年において、3,600元を定額控除する

技能職業資格継続教育、専門技術職業資格継続教育支出については、関連の証書を取得した年度において、年間3,600元の定額控除を受けることができることに変更はありませんが、当年のみ控除可能ですので、納税人は遅滞なく申告することが大切です。

(4) 大病医療の控除基準が年間8万元まで引き上げ

意見請求稿では、年間医療費自己負担が1.5万元を超える部分について、大病医療支出として、年間最高6万元を控除基準としていましたが、正式版では、同基準が8万元に引き上げられました。

第11条 一納税年度内に、納税人に発生した、基本医療保険に関する医薬費用の支出は、医療保険による負担を控除した後の個人負担(医療保険リストの範囲内の自己負担部分を指す)の累計が15,000元を超えた部分について、納税人が年度確定申告を行う際に、80,000元を限度として実費控除する。

2. 更新版「個人所得税特定項目付加控除表」

子女教育と老人扶養の分野では、正式版と意見請求稿の内容は基本的に同じです。全体として、正式版『付加控除暫定弁法』では、控除の基準が更に引き上げられ、納税人の負担が軽減されたと言えます。ま

た、正式版では、意見稿で明確に説明されていなかった細部についても、補充されています。

以前の Q&A で紹介した個人所得税特定項目付加控除表を、以下のように更新します、ご参考下さい。

個人所得税特定項目付加控除 一覧（正式公布版に基づき更新）

No.	控除種類	控除金額	控除時期	対象・備考
1	子女教育	【定額】 1,000 元/子女/月×子 女人数	月次で源泉徴 収、或いは 年度確定申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 教育を受ける子女の父母は、各々控除基準の 50%を控除</li> <li>➤ 父母の約定により、父母のうち一方が控除基準の 100%を控除する選択も可</li> </ul>
2	継続教育	【定額】 400 元/月	月次で源泉徴 収、或いは 年度確定申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 学歴教育期間：<u>同一の学歴（学位）継続教育の控除期限は、48ヶ月を超えない。</u></li> </ul>
		【定額】 3,600 元/年（定額）	証書を取得した年度に確定申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関連の証書を取得した年度（技能人員職業資格継続教育、専門技術人員職業資格継続教育）</li> </ul>
3	大病医療	【実費】15,000 元を超える部分、但し年度上 <u>限 80,000 元</u>	年度確定申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 個人負担した医薬費用支出の 15,000 元を超える部分、上限 <u>80,000 元/年</u></li> </ul>
4	住宅ローン利息	【定額】 1,000 元/月	月次で源泉徴 収、或いは 年度確定申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本人或いはその配偶者の初めての住宅購入が対象。ローン返済期間中に定額控除。但し、<u>控除期限は最長でも 240ヶ月を超えない。</u></li> <li>➤ 夫婦間の約定により、夫婦のうち一方が控除する選択可</li> <li>➤ <u>夫妻双方結婚前に各々住宅を購入して発生した 1 軒目の住宅ローンの利息支出については、結婚後にそのうち 1 軒を選択して、購入者において控除基準の 100%を控除することも、夫婦双方が各自購入した住宅について別々に、控除基準の 50%で控除することもできる。具体的な控除方式は、一納税年度内は変更できない。</u></li> </ul>

『個人所得税特定項目付加控除操作弁法（試行）』について（3）」に続く

（作成：公関部 兪穎春）

## ★ 中国ビジネス相談Q &amp; A

## ■ 『個人所得税特定項目付加控除操作弁法(試行)』について(3)

Q: 正式版『国务院の、個人所得税特定項目付加控除暫定弁法の公布に関する通知』について、改訂草案の意見請求稿から調整が施された箇所や具体的な操作方法を、教えて下さい。

< 政策法規 > < 新個人所得税法 > < 特定項目付加控除 >

A: 2018年12月、国家税務総局は、順次、『個人所得税特定項目付加控除暫定弁法(中国語: 個人所得税専項附加扣除暫行弁法)』(国発[2018]41号、以下『付加控除暫定弁法』と略)、『中華人民共和国個人所得税法实施条例』(国令第707号、以下『实施条例』と略)、『個人所得税特定項目付加控除操作弁法(試行)(中国語: 個人所得税専項附加扣除操作弁法(試行))』(国家税務総局公告2018年第60号、以下『操作弁法』と略)を正式に公布しました。いずれも2019年1月1日より施行されます。

『個人所得税特定項目付加控除操作弁法(試行)』について(2)」より続く

No.	控除種類	控除金額	控除時期	対象・備考
5	住宅賃借料	【定額】 1,500元/月	月次で源泉徴収、或いは 年度確定申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 賃借した住宅が直轄市・省都・計画単列市及び国务院が確定するその他の都市に所在する場合。</li> <li>➤ 夫婦の主要勤務都市が同一である場合、一方のみ住宅賃借料支出控除可。</li> <li>➤ 一納税年度に住宅ローン利息特定項目付加控除との併用不可(本条件は下記2種類の都市にも適用)</li> </ul>
		【定額】 1,100元/月		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 賃借した住宅がその他の都市に所在し、市轄区の戸籍人口が100万人を超える場合。</li> </ul>
		【定額】 800元/月		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 賃借した住宅がその他の都市に所在し、市轄区の戸籍人口が100万人(100万を含む)を超えない場合。</li> </ul>
6	老人扶養	【定額】 2,000元/月	月次で源泉徴収、或いは 年度確定申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一人っ子で60歳以上の父母及びその他の法定扶養者を扶養する場合。</li> </ul>
		【定額】 2,000元/月の分担額		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一人っ子ではなく、60歳以上の父母及びその他の法定扶養者を扶養する場合、兄弟姉妹と控除額を分担</li> </ul>
特定項目付加控除合計		第1項～第6項の和		※ 第5項及び第6項は、同時享受不可

## 3. 『操作弁法』の主要内容

正式版『実施条例』及び『付加控除暫定弁法』が公布された後、特定項目付加控除政策を正確に着地させ、納税人や実施企業に申告の具体的な方法を周知するために、国家税務総局は、詳細な『操作弁法』を制定し、指導ハンドブックとしました。

『操作弁法』は全5章30条から成り、総則、控除の享受及び手続時間、情報の提出及び保存して検査に備える資料、情報提出方式及び後続管理等が収められています。

## (1) 各特定項目付加控除項目の計算開始/終了時間の明確化

『操作弁法』は、一般的な控除実施のタイミングを規定した他、更に、学歴教育や学歴継続教育を受ける場合に、疾病やその他の非主観的原因により休学するが引続き学籍を留保する休学期間、ならびに教育機関が規定に基づき計画、実施する夏季及び冬季休暇の期間を、連続して計算することを明確にしました。

## 特定項目付加控除の計算期間

No.	控除の種類	計算開始/終了時間	
1	子女教育	就学前教育段階	子女が満3歳の月から小学校入学の1か月前まで。
		学歴教育	子女が全日制学歴教育に入学した月から、全日制学歴教育が終了する月まで。
2	継続教育	学歴継続教育	中国国内で学歴（学位）継続教育に入学した月から、学歴（学位）継続教育が終了する月まで。同一の学歴（学位）継続教育の控除期限は、最長でも48ヶ月を超えない。
		技能人員職業資格継続教育、専門技術人員職業資格継続教育	関連の証書を取得した当年。
3	大病医療	医療保障情報システムに医薬費用の実際支出を記録した当年。	
4	住宅ローン利息	ローン契約で返済開始を約定した月から、ローン全額返済終了或いはローン契約終了の月まで。控除期限は最長でも240ヶ月を超えない。	
5	住宅賃借料	賃借契約に約定する住宅賃借期間開始の月から、賃借期終了の月まで。期限前に契約を終了する場合は、実際の賃借期間に準ずる。	
6	老人扶養	被扶養者の年齢が満60歳の月から、扶養義務が終了する都市の年末まで。	

『個人所得税特定項目付加控除操作弁法（試行）』について（4）」に続く  
（作成：公関部 兪穎春）

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 『個人所得税特定項目付加控除操作弁法(試行)』について(4)

Q: 正式版『国务院の、個人所得税特定項目付加控除暫定弁法の公布に関する通知』について、改訂草案の意見請求稿から調整が施された箇所や具体的な操作方法を、教えて下さい。

<政策法規><新個人所得税法><特定項目付加控除>

A: 2018年12月、国家税務総局は、順次、『個人所得税特定項目付加控除暫定弁法(中国語: 個人所得税専項附加扣除暫行弁法)』(国発〔2018〕41号、以下『付加控除暫定弁法』と略)、『中華人民共和国個人所得税法实施条例』(国令第707号、以下『实施条例』と略)、『個人所得税特定項目付加控除操作弁法(試行)(中国語: 個人所得税専項附加扣除操作弁法(試行))』(国家税務総局公告2018年第60号、以下『操作弁法』と略)を正式に公布しました。いずれも2019年1月1日より施行されます。

『個人所得税特定項目付加控除操作弁法(試行)』について(3)より続く

(1) 特定項目付加控除を受ける方法及び時期の明確化

『操作弁法』は、特定項目付加控除を受ける方法や時期を明確にすると共に、2か所以上から給与、賃金を取得する場合の控除方法についても、明確にしました。

第4条 子女教育、継続教育、住宅ローン利息或いは住宅賃貸料、老人扶養の特定項目付加控除を受ける納税人は、条件に合致する状況が始まった時に、給与、賃金所得を支給する源泉徴収納税義務者に対して上述の特定項目付加控除に関する情報を提供することにより、源泉徴収納税義務者が、源泉徴収を行う際に、当該企業においてその年に享受し得る累計控除額に基づき控除処理することも、翌年3月1日～6月30日の間に確定申告地の主管税務機関にて確定申告する際に控除することもできる。

納税人が同時に2か所以上から給与、賃金所得を取得しており、源泉徴収納税義務者が上述の特定項目付加控除の手続を行う場合、同一の特定項目付加控除項目については、一納税年度内に、納税人は一か所のみ選択して控除を受けることができる。

大病医療特定項目付加控除を受ける納税人は、翌年3月1日～6月30日の間に、自身で確定申告地の主管税務機関にて確定申告手続を行う際に、控除しなければならない。

(2) 納税人が年度途中で勤務先を変更した場合の控除方法の明確化

第5条 源泉徴収納税義務者は、給与、賃金所得の源泉徴収手続を行う際、納税人が提出した『個人所得税特定項目付加控除情報表』に基づいて、納税人のために特定項目付加控除の手続を行わなければならない。

納税人が年度の途中で勤務先を変更した場合、元の企業での任職、雇用期間において既に受けた特定項目付加控除の金額は、新たに任職、雇用された企業で控除することはできない。元の源泉徴収納税義務者は、納税人が離職して給与、賃金所得を支給しなくなった当月より、同人の特定項目付加控除手続を停止しなければならない。

## (3) 役務報酬所得等のみを取得し、特定項目付加控除を受ける納税人の申告手続の明確化

第6条 納税人が給与、賃金所得を取得しておらず、役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得のみを取得し、特定項目付加控除を受ける必要がある場合、翌年3月1日～6月30日の間に、自身で確定申告地の主管税務機関に『控除情報表』を提出し、確定申告手続を行う際に、控除しなければならない。

## (4) 特定項目付加控除情報の提出方式の明確化

『操作弁法』では、納税人は、遠隔税務処理端末、電子版或いは紙の報告表等の方式により、源泉徴収納税義務者或いは主管税務機関に、個人特定項目付加控除情報表（右図参照。同表には特定項目付加控除6項目の記載欄があり、『操作弁法』の付属書“個人所得税特定項目付加控除情報表及び記入説明”にて、記入方法を説明）を提出することができると規定しています。また、納税人が受ける特定項目付加控除の種類に応じて、具体的な情報提出方式や要求を明確にしているほか、納税人が遠隔税務処理端末を用いて情報を提出することを奨励しています。

個人所得税特定項目付加控除情報表

## (5) 特定項目付加控除の後続管理に関する規定の明確化

『操作弁法』では、納税人は、提出した特定項目付加控除情報の真実性、正確性、完全性に責を負わなければならないと規定しています。また、源泉徴収納税義務者は、納税人が提出した情報に基づいて、速やかに、源泉徴収納税申告の計算と手続を行い、納税人が提出した情報を無断で変更してはならないこと、納税人が提出した関連の情報資料を、源泉徴収納税年度の翌年から5年間、保存して検査に備えなければならないこと等を明確にしています。

## (6) その他

- ① 納税人は、一納税年度内に、源泉徴収納税義務者が税金を源泉徴収する段階で、特定項目付加控除を受けていないか若しくは満額を享受していない場合、当年内に源泉徴収納税義務者に対し、補充控除するよう申請することも、翌年3月1日～6月30日の間に、確定申告地の主管税務機関にて確定申告手続を行う際に控除することもできます。
- ② 継続的に特定項目付加控除を受ける納税人は、毎年12月に、関連の特定項目付加控除情報について確認する必要があります。
- ③ 納税人が、確定申告実施時に特定項目付加控除を受けることを選択する場合、確定申告地の主管税務機関に関連の特定項目付加控除情報を提出します。
- ④ 納税人が提出した情報が不完全である場合、補充して完全にする必要があります。関連の情報に変更があった場合は、速やかに変更状況を提出します。
- ⑤ 各特定項目付加控除を受ける納税人が提出すべき、特定項目付加控除に関する情報の内容、ならびに保存して検査に備える必要のある資料について、明確にしました。

以上 (完)

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 新『個人所得税法』施行後の移行期経過措置について（1）

**Q:** 新『中華人民共和国個人所得税法』（『個人所得税法』と略）及び『中華人民共和国個人所得税法实施条例』（『实施条例』と略）施行後の、賞与に関する税優遇計算継続、その他の移行政策について教えてください。

<政策法規><個人所得税><賞与><外国籍個人の手当><年金><一時補償>

**A:** 2018年12月27日、財政部と国家税務総局は、連名で『個人所得税法改正後の関連優遇政策移行の問題に関する通知（中国語：关于個人所得税法修改后有关优惠政策移行问题的通知）』（公告2018年第164号、以下『通知』と略）を公布し、賞与の税優遇計算の継続など移行期の優遇策の移行について、明確にしました。

財政部と国家税務総局は、さらに昨年末に公布した『引続き有効な個人所得税優遇政策目録に関する公告（中国語：关于継続有効的個人所得税優惠政策目録的公告）』（公告2018年第177号）において、引続き有効な個人所得税優遇政策に関する文書計88項目を纏めました。今回は、主として、『通知』の中で、特に給与所得の納税者に關心の高い通年の一時金賞与、企業年金、一時補償収入及び外国籍従業員の手当に関する政策の移行等の問題について、以下のようにご説明します。（以下、『通知』からの抜粋、太字下線部分は重点箇所です。）

1. 通年の一時金賞与の納税に関する移行政策（中国籍従業員及び外国籍従業員に適用）

通年賞与の納税に関する計算方法の移行については、關心が高まっていますが、『通知』では、2021年12月31日までを移行期間と定め、移行期間中、居住者個人は、通年の一時金賞与の納税にあたり、個人の事情に応じて、以下「表1」の2種類の方式のうち一つを選択することができます。但し、2022年1月1日以降は、全て当年の総合所得に合算して個人所得税を計算し、納付します。

(1) 『通知』の内容（抜粋、一部理解しやすいように説明を加えた箇所もある）

(1) 居住者個人が、年度の一時金賞与を取得し、『国家税務総局の、個人が年度の一時金賞与等を取得した場合の個人所得税の計算、徴収方法の調整に係る問題についての通知』（国税発〔2005〕9号）の規定に合致する場合、2021年12月31日以前は、当年の総合所得に合算せず、年度の一時金賞与収入を12ヶ月で割って得られる額についての適用税率と速算控除額を算出し、その適用税率と速算控除額を用いて一時金賞与収入の税額を独立に計算することが出来る。税額表は、本通知に添付する月額換算後の総合所得税率表（以下、月次税率表と称する）に照らして、月々の収入の合計額とは分離して、単独で税額計算する。

計算式は以下の通り。

適用税率を算出するための金額＝一時金賞与額／12

課税額＝通年の一時金賞与収入×上記で算出した適用税率－速算控除額

また、居住者個人が通年の一時金賞与を取得した場合、当年の総合所得に合算して計算し、納税する方法を選択することもできる。（これは優遇措置のない本来の納税方法）

2022年1月1日からは、居住者個人が通年の一時金賞与を取得した場合、当年の総合所得に合算して個人所得税を計算し、納付しなければならない。

(一部省略)

月額換算後の総合所得税率表

ランク	月間課税所得額	税率 (%)	速算控除額
1	3,000 元以下	3	0
2	3,000 元を超え、12,000 元以下の部分	10	210
3	12,000 元を超え、25,000 元以下の部分	20	1,410
4	25,000 元を超え、35,000 元以下の部分	25	2,660
5	35,000 元を超え、55,000 元以下の部分	30	4,410
6	55,000 元、80,000 元以下の部分	35	7,160
7	80,000 元を超える部分	45	15,160

(2) 『通知』に基づき整理した通年の賞与に関する納税方式の比較

表1 通年の賞与の納税方式の比較

期間	通年の賞与の納税方式	選択
移行期間： 2019年1月1日～ 2021年12月31日	① 通年の一時金賞与は当年の総合所得に合算せず、通年の一時金賞与と収入を12ヶ月で割って得られる額で税率を算出し、以下の月次税率表に照らし、単独で計算し、納税する。(※) ② 通年の一時金賞与を当年の総合所得に合算して計算し、納税する方法を選択してもよい。	移行期間中、通年の賞与は、左の方式①と②から、有利な方を選択して納税することができる。通常の場合では、①が納税額が少なく済み、①を選択するのが一般的。
正式実施期間： 2022年1月1日～	通年の一時金賞与は、当年の総合所得に合算して、個人所得税を計算し、納税する。	選択不可、方式②で実施する。

※本税額計算方法は、納税人1人が一納税年度に一度だけ、用いることができます。従業員が通年の一時金賞与以外のその他の各種名目の賞与（半年ボーナス、四半期ボーナス、超過勤務ボーナス、先進賞、皆勤賞等）は、全て当月の給与収入と合算し、個人所得税を納付します。また、賞与は給与とは異なり、他の基礎控除額がなく、直接月度税率表に基づいて、単独で計算し、納税します。

「新『個人所得税法』施行後の移行期経過措置について(2)」に続く。

(作成：公関部 兪穎春)

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 新『個人所得税法』施行後の移行期経過措置について（2）

Q:新『中華人民共和国個人所得税法』（『個人所得税法』と略）及び『中華人民共和国個人所得税法实施条例』（『实施条例』と略）施行後の、賞与に関する税優遇計算継続、その他の移行政策について教えてください。

<政策法規><個人所得税><賞与><外国籍個人の手当><年金><一時補償>

A:2018年12月27日、財政部と国家税務総局は、連名で『個人所得税法改正後の関連優遇政策移行の問題に関する通知（中国語：关于個人所得税法修改后有关优惠政策移行问题的通知）』（公告2018年第164号、以下『通知』と略）を公布し、賞与の税優遇計算の継続など移行期の優遇策の移行について、明確にしました。

「新『個人所得税法』施行後の移行期経過措置について（1）」より続く。

## (3) 事例説明

事例1：2019年に、従業員Aさんが通年で会社から受け取った総合所得の課税額は、200,000元でした（全ての費用及び控除項目控除済み）。Aさんは、2019年12月にまた通年の一時金賞与収入50,000元を取得しました。Aさんにその他の収入／所得はありません。この場合、通年の課税額を上述の方式①と②で各々計算すると、以下のようになります。

すなわち①の場合は、賞与の50,000元についてはその12分の1である4,167元の所得に対応する税率10%で計算することが出来ます。

選択方式 (✓:優先選択方式)	総合所得課税額	通年の一時金賞与の課税額	通年の課税額
① 通年の一時金賞与を当年の総合所得に合算しない(✓)	$200,000 \times 20\% - 16,920 = 23,080$	$50,000 \times 10\% - 210 = 4,790$	27,870
② 通年の一時金賞与を当年の総合所得に合算する	$(200,000 + 50,000) \times 20\% - 16,920 = 33,080$		33,080
税収の差額			5,210

この事例では、Aさんの年度賃金所得は、各項控除額（12ヶ月分の社会保険料、月額5,000円の費用の12ヶ月分累計、特定項目控除及び付加控除の12ヶ月分累計等）を控除した後、なお200,000元の課税額があり（＝控除額が給与賃金所得を下回るケース）、且つ年末賞与額も非常に高く、この種の状況では、方式①を用いて一時金賞与を単独で計算、納税するほうが、通常の場合では従業員に有利と言えます。本事例では、方式①のほうが、納税額が5,210元少なくなります。

但し、方式①が必ずしも全ての場合に従業員に有利というわけではなく、そのケースを、以下事

例2で見てみましょう。

**事例2**：2019年の、従業員Bさんの毎月の社会保険料控除後の給与は8,000元でした。2019年12月、Bさんは通年の一時金賞与収入36,000元を取得しました。Bさんにその他の収入/所得はありません。Bさんは父母を扶養し、住宅を賃貸し、子供がひとりいることから、毎月享受できる特定項目付加控除額は4,500元で、更に新個人所得税法では、給与から費用5,000元を控除できます。この場合、通年の課税額を方式①と②で各々計算すると、以下のようになります。

選択方式 (✓:優先選択方式)	総合所得課税額	通年の一時金賞与の課税額	通年の課税額
① 通年の一時金賞与を当年の総合所得に合算しない	$8,000 \times 12 - 5,000 \times 12$ $- 4,500 \times 12 =$ 計算結果がマイナスになる ※控除額が給与を上回る場合は、納税不要。	$36,000 \times 3\% = 1,080$	1,080
② 通年の一時金賞与を当年の総合所得に合算する	$(8,000 \times 12 + 36,000 - 5,000 \times 12 - 4,500 \times 12) \times 3\% = 540$		540
税収の差額			540

この事例では、Bさんの控除額が給与賃金所得を上回っており、且つ年末賞与額はそう高くなく、この種の状況では、通年の一時金賞与を当年の総合所得に合算して計算し、納税するほうが少ない課税額になります。但し、通年の一時金賞与の政策を適用する場合に、税率のランクが変わったことにより突然納税額が増加する“臨界点”現象が起こる可能性もあり、注意が必要です。つまり、年末ボーナスが1元多いだけで、納税額が数千元増える可能性もあるということです。よって、企業としては、従業員に対し、通年の一時金賞与を総合所得に合算して計算するか否か、実際状況に基づいて自身で判断するように、アドバイス或いは指導することが大切です。

なお、『通知』に基づき、2022年1月1日からは、一時金賞与は一律当年の総合所得に合算して個人所得税を計算、納税しますので、このような選択は無くなります。

「新『個人所得税法』施行後の移行期経過措置について(3)」に続く。

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 新『個人所得税法』施行後の移行期経過措置について（3）

Q: 新『中華人民共和国個人所得税法』（『個人所得税法』と略）及び『中華人民共和国個人所得税法实施条例』（『实施条例』と略）施行後の、賞与に関する税優遇計算継続、その他の移行政策について教えてください。

<政策法規><個人所得税><賞与><外国籍個人の手当><年金><一時補償>

A: 2018年12月27日、財政部と国家税務総局は、連名で『個人所得税法改正後の関連優遇政策移行の問題に関する通知（中国語：关于個人所得税法修改后有关优惠政策移行问题的通知）』（公告2018年第164号、以下『通知』と略）を公布し、賞与の税優遇計算の継続など移行期の優遇策の移行について、明確にしました。

「新『個人所得税法』施行後の移行期経過措置について（2）」より続く。

1. 企業年金及び一時補償収入の納税に関する移行政策（中国籍従業員及び外国籍従業員に適用）

(1) 企業年金

『通知』は、個人が年金を受領した時に、総合所得税率表及び月度税率表を適用するケースについて、説明しています。以下の3種類の状況には総合所得税率表（具体的には、『中華人民共和国個人所得税法』の付属書表1）を適用し、それ以外の場合は、毎月の受領額に月度税率表（『通知』の付属書或いは上述第項の税率表参照）を適用して計算し、納税します。

◎個人が定年退職年齢に達した後、年毎に企業年金、職業年金を受領する場合。

◎個人が定住のために出国することから、一括で年金個人口座の年金資金を受領する場合。

◎口座保有者が死亡し、受益人又は法定相続人が、一括で年定期個人口座の残高を受領する場合。

個人が国家規定の定年退職年齢に達し、受領した企業年金、職業年金が、『財政部、人力資源社会保障部、国家税務総局の、企業年金、職業年金の個人所得税に関する問題についての通知』（財税〔2013〕103号）の規定に合致する場合、総合所得に合算せず、全額について単独で納税額を計算する。そのうち、毎月受領するものについては、月度税率表を適用して計算し、納税する。四半期毎に受領するものについては、月割で平均し、月ごとの受領額に月度税率表を適用して計算し、納税する。年単位で受領する場合は、総合所得税率表を適用して計算し、納税する。

(2) 一時補償収入

『通知』は、従業員が労働関係を解除したとき、早期退職したとき、所属する企業が清算された場合等の一時補償収入の納税方法について明確にしました。そのうち、企業においてよく発生する労働関係解除時の個人所得税の納付方式については、主として、補償収入の額が、当地の前年度従業員平均給与の3倍を超えるか否かを基準線とし、超えない部分は徴収免除、超えた部分は単独で計算して納税する方法を採っています。早期退職、清算退社等は、頻繁に発生するものではありませんので、ここでは説明を省略します。具体的な内容は『通知』をご参照下さい。

(1)個人が雇用単位との労働関係を解除し、一時補償収入（雇用単位が支払う経済補償金、生活補助費及びその他補助費を含む）を取得した場合、当地の前年度従業員平均給与の3倍以内の部分について、個人所得税の徴収を免除する。3倍を超える部分は、当年の総合所得に合算せず、単独で総合所得税率表を適用して計算し、納税する。

2. 外国籍個人が享受する特定項目付加控除又は手当の免税優遇に関する移行政策（外国籍従業員のみに適用）

一時金賞与に係る納税の移行と同様、『通知』は、外国籍個人が享受する個人所得税免除の優遇についても、2019年1月1日～2021年12月31日の移行期間を設定し、2022年1月1日より正式に実施すると定めています。移行期間中、非居住者個人は、現状維持で、引続き手当に関する免税を享受することができ、居住者個人の条件に合致する外国籍個人は、従来の免税措置と今回の特定項目付加控除のうち、いずれかを選択することができます。但し、2022年以降は、居住者の条件に合致する外国籍個人のみが、規定に基づき特定項目付加控除を受けることができ、選択は不可となります。（下表2参照）

(1) 『通知』の内容（抜粋）

(1)2019年1月1日から2021年12月31日までの期間は、外国籍個人が居住者個人の条件に合致する場合、個人所得税特定項目付加控除を享受することを選択することも、『財政部、国家税務総局の、個人所得税に係る若干の政策問題に関する通知』（財税〔1994〕20号）、『国家税務総局の、外国籍個人の関連手当の取得に係る個人所得税徴収免除の問題に関する通知』（国税発〔1997〕54号）及び『財政部、国家税務総局の、外国籍個人の香港マカオ地域の住宅等の手当取得に係る個人所得税徴収免除に関する通知』（財税〔2004〕29号）の規定に従い、住宅手当、語学研修費、子女教育費等の手当の免税優遇政策の享受を選択することもできる。ただし、同時に享受することはできない。外国籍個人は、一旦選択すると、一納税年度内は変更してはならない。

(2)2022年1月1日から、外国籍個人は、住宅手当、語学研修費、子女教育費手当の免税優遇政策を享受せず、規定に基づき特定項目付加控除を享受しなければならない。

「新『個人所得税法』施行後の移行期経過措置について（4）」に続く。

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 新『個人所得税法』施行後の移行期経過措置について（4）

**Q:**新『中華人民共和国個人所得税法』（『個人所得税法』と略）及び『中華人民共和国個人所得税法实施条例』（『实施条例』と略）施行後の、賞与に関する税優遇計算継続、その他の移行政策について教えてください。

<政策法規><個人所得税><賞与><外国籍個人の手当><年金><一時補償>

**A:**2018年12月27日、財政部と国家税務総局は、連名で『個人所得税法改正後の関連優遇政策移行の問題に関する通知（中国語：关于個人所得税法修改后有关优惠政策移行问题的通知）』（公告2018年第164号、以下『通知』と略）を公布し、賞与の税優遇計算の継続など移行期の優遇策の移行について、明確にしました。

「新『個人所得税法』施行後の移行期経過措置について（3）」より続く。

- (1) 『通知』に基づき整理した、外国籍個人が享受する特定項目付加控除或いは手当免税優遇のタイムテーブル

表2 外国籍個人が享受する特定項目付加控除或いは手当免税優遇のタイムテーブル

期間	外国籍個人が享受する優遇		選択
移行期間： 2019年1月1日～ 2021年12月31日	①免税となる 手当（従来と 同じ）	子女教育費、住宅手当（香港、マカオを含む）、語学研修費、食事手当、クリーニング代、引越し費用、国内外の出張手当、親族訪問費	移行期間中、非居住者である外国籍個人は、①の優遇政策のみ享受できる。居住者個人の条件（※1）に合致した外国籍個人は、①と②のうち有利な方を選択できるが、一旦選択すると、一納税年度内は変更できない。
	②特定項目付 加控除（中国 籍従業員と同 じ）	子女教育費、住宅手当（賃貸料或いは住宅ローン利息）、継続教育（※2）	
正式実施期間： 2022年1月1日～	居住者、非居住者を問わず、外国籍個人は全て、「住宅手当、語学研修費、子女教育費手当の免税優遇政策」を受けることができない。居住者個人の条件に符合する場合は、規定に基づき特定項目付加控除を享受する。		選択不可、居住者個人の条件に符合する外国籍個人のみ、②の優遇政策を享受できる。

※1：新版『所得税法』における「居住者及び非居住者納税人」の判断基準は、2018年12月14日及び17日の日刊華鐘通信「中国ビジネスQ&A」の「新旧『個人所得税』における「居住者納税人」の解釈の違い（1）、（2）」をご参照下さい。

※2：居住者個人の条件に合致する外国籍個人が享受する特定項目付加控除のうち、これら3項目（子女教育費、住宅手当、継続教育）は、従来の免税項目の一部（子女教育費、住宅手当、語学研修費）と重なっていますが、2022年1月以降は、全て特定項目付加控除として計算します。また、『通知』

では、「上述の移行事項を除き、その他の個人所得税優遇政策は、引続き元の文書の規定に基づいて実施する。」と示されていることから、これまで免税であった外国籍個人の食事手当、クリーニング代、引越し費用、国内外出張手当、親族訪問費等は、後続の法規で別途規定されない限り、依然元の規定に従って実施されます。

#### 1. その他の優遇政策の移行

『通知』は更に、「上場会社の株式インセンティブ」、「保険販売員、証券仲介業者のコミッション収入」、「単位が低価格で従業員に住宅を売却する」等の状況についても、個人所得税の計算方法を明確にしていますが、これらは一般の企業との関わりが少ないことから、ここでは説明を省略します。具体的な内容は『通知』をご参照下さい。

『通知』は既に2019年1月1日より実施されています。『通知』の発効に伴い、一部の文書や条文は廃止されました。企業は源泉徴収納税義務者として、従業員は納税人として、これらの変更に関心を持ち、特に企業は、現在の会社の給与や福利の方針を再確認し、新税制が企業や従業員に与える影響を明確にすると共に、従業員の研修及び政策説明を積極的に実施して、管理職と従業員が共に、新旧『個人所得税法』の移行に対処する必要があります。

※『個人所得税法』に関するその他のQ&Aは、弊社ウェブサイト（[www.shcs.com.cn](http://www.shcs.com.cn)または[www.shcs.jp](http://www.shcs.jp)）の「ビジネスQ&A」で「個人所得税」をキーワードに検索することができます。

以上

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 中国国内で住所を持たない個人の居住期間の判定基準について

Q: 中国国内で住所を持たない個人の、居住期間の具体的な判定基準について、教えてください。

<政策法規><個人所得税><無住所><非居住者><期間判定>

A: 中国国内で住所を持たない個人の居住期間が居住者納税人の条件を満たすか否かをより具体的に判定するために、2019年3月14日、財政部と税務総局は連名で『財政部、税務総局の、中国国内で住所を持たない個人の居住期間の判定基準に関する公告（中国語：財政部 税務総局關於在中國境內無住所的個人居住時間判定標準的公告）』（2019年第34号、以下『公告』と略）を公布しました。2019年1月1日から施行されています。『公告』によると、今後中国国内で勤務する外国人（香港、マカオ、台湾の居住者を含む）の国外所得の免税条件は、従前より更に緩和されます。

新『中華人民共和國個人所得稅法』は、居住者個人の期間判定基準を、国内居住満一年から、満183日に改訂しました。外資を誘致し、外国人の中国勤務を奨励するために、新『中華人民共和國個人所得稅法實施條例』（以下、『實施條例』と略。）では、元の条例において、国外支払された国外所得について実施されていた徴税免除の優遇制度を引き続き残し、更に緩和して以下の免税条件を設定しました。（『實施條例』第4条）

1. 免税条件の、居住納税者を構成する期間を、5年未満から、連続して6年未満に緩和。
2. いずれかの一年度中に、30日間の出国が1回あれば、連続居住期間をリセットして計算。
3. 管理方式を、主管税務機関の認可から届出制に変更し、手続の流れを簡素化し、納税者の利便性を向上。

上述の183日及び6年は、いずれも変更できない指標であることから、具体的に計算する際にどのように判定するかが重要です。これらの細則について、『實施條例』中では明確にされていなかったため、今回の『公告』は、関連の外国人（香港、マカオ、台湾の居住者を含む）及び所属企業や代理機関にとって、明確な手引となるものです。

まず、『公告』の全文（抜粋）を見てみましょう。

1. 『公告』（抜粋）（太字下線部分は、重要箇所）

## 中国国内で住所を持たない個人の居住期間判定基準に関する公告

財政部 税務総局公告 2019年第34号

改正後の『中華人民共和國個人所得稅法』及び『中華人民共和國個人所得稅法實施條例』を徹底して実施するために、中国国内で住所を持たない個人（以下、無住所個人と称する）の居住期間の判定基準について、以下の如く公告する。

一、無住所個人が、一納税年度中に中国国内に累計満183日居住し、直近6年間の毎年の中国国内での累計居住日数が、いずれも満183日であり、且つどの一年にも1回あたり30日を超える出国が無い場合、

当該納税年度に中国国内、国外を源泉とする所得について、個人所得税を納付しなければならない。直近6年間のいずれか一年に、中国国内での累計居住日数が183日未満であり、又は1回あたり30日を超える出国がある場合、当該納税年度に、中国国外に源泉があり、且つ国外の企業又は個人が支払う所得は、個人所得税の納付を免除する。

前項にいう直近6年とは、当該納税年度の前の1年目から6年目の連続6年度を指し、直近前6年の起算年度は、2019年（同年を含む）以降の年度から起算する。

二、無住所個人の、一納税年度における中国国内の累計居住日数は、個人が中国国内に滞在した累計日数で計算する。中国国内における滞在当日が満24時間である場合、中国国内居住日数に計算し、中国国内における滞在当日が24時間未満である場合は、中国国内居住日数に計算しない。

三、本公告は2019年1月1日から施行する。

ここに公告する。

財政部 税務総局

2019年3月14日

## 2. 『公告』の説明（一部）及び参考事例

### (1) 国内で居住する日数の計算

『公告』の 規定	中国国内における滞在当日が満24時間である場合、中国国内居住日数に計算し、中国国内における滞在当日が24時間未満である場合は、中国国内居住日数に計算しない
事例説明	<p>【状況】</p> <p>李さんは、香港の居住者で、深圳で勤務しています。毎週月曜日の朝、深圳に出勤し、金曜日の夜に香港に戻ります。月曜日と金曜日の中国国内滞在は、いずれも24時間未満です。</p> <p>【日数の計算】</p> <p>李さんは月曜日と金曜日の中国内地滞在時間がいずれも24時間未満ですので、国内居住日数には計算せず、1週間の中国滞在日数は、火曜日から木曜日までの3日間です。通年52週で計算すると、李さんの通年の中国国内居住日数は156日で、183日を超えていませんので、居住者個人とはならず、李さんが取得した全ての国外所得は、個人所得税徴収免除が可能です。</p>

### (2) 国内での連続居住“満6年”の起算年度

『公告』の 規定	直近6年とは、当該納税年度の前の1年目から6年目の連続6年度を指し、直近前6年の起算年度は、2019年（同年を含む）以降の年度から起算する。
備考	国内居住累計満183日の年度の連続「満6年」は、2019年（同年を含む）以降の年度から起算され、2018年（同年を含む）以前に既に居住している年度は、一律にリセットされ（ゼロとなり）、合算しません。この規定により、2024年（同年を含む）までは、住所を持たない個人は全て、国内居住年数6年未満であり、その取得する国外支払の国外所得はみな、免税優遇を受けることができます。また、2019年以降のいずれか一年度に30日を超える出国が1回あれば、それまでの連続年数が「リセット」され、新たに1年目として計算します。従って、以下の条件を満たす時のみ、2025年以降に、当該納税年度に中国国内、国外に源

泉のある所得について、個人所得税を納付する必要があります。

2019年	国内居住が累計満 183 日で、且つ 30 日を超える出国が 1 回も無い
2020年	同上
2021年	同上
2022年	同上
2023年	同上
2024年	同上
2025年	本納税年度に、中国国内、国外を源泉とする所得は、個人所得税納付が必要。

## 事例説明

## 【状況】

山本さんは、日本人社員で、2015年1月1日に親会社から上海の現地法人に派遣されて赴任勤務し、2026年8月30日に日本帰国しました。この期間中、2025年2月1日～3月15日に業務処理で日本へ一時帰国した時を除き、それ以外はずっと上海に滞在していました。

## 【年数計算】

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026. 8
1.1 に上 海着	上海 勤務	上海 勤務	上海 勤務	1年 目	2年 目	3年 目	4年 目	5年 目	6年 目	2.1-3.15 の日本一 時帰国	日本帰 任

2018年（同年を含む）以前の居住年度は全てリセット

国内居住累計満 183 日の年度が連続し、6年未満は、その取得した国外支払の国外所得について、個人所得税の免除が可能。

※-1  
参照

※-2  
参照

※-1：2025年、山本さんの国内居住は満 183 日で、且つ 2019年から起算しますので、山本さんの国内居住累計満 183 日の年度は既に連続満 6年（2019年～2024年）であり、且つ 30 日を超える出国が 1 回も無いことから、2025年、山本さんは、国内及び国外に源泉があり、取得した所得について、個人所得税を納付する必要があります。

※-2：山本さんは、2025年に 30 日を超える出国 1 回（2025年 2 月 1 日～3 月 15 日）がありましたので、国内居住累計満 183 日の連続計算はリセットされ、2026年は新たに 1 年目となります。2026年に山本さんが取得した国外支払の国外所得は、個人所得税の免除が可能です。

非居住者個人及び住所を持たない居住者個人に関する個人所得税の納付については、2019年3月14日に公布された『非居住者個人及び住所を持たない居住者個人に関する個人所得税政策についての公告』（財政部、税務総局公告 2019年第 35号）にて具体的に規定されていますので、ご参照下さい。

外国人の中国居住日数、連続年数の計算及び個人所得税の納付、具体的な手続について、ご不明の点は、弊社までお問合せ下さい。

以上

（作成：公関部 兪穎春）

**中華人民共和國個人所得稅法**  
**中華人民共和國個人所得稅法**

1980年9月10日第5期全國人民代表大會第3回會議にて可決  
 1993年10月31日第8期全國人民代表大會常務委員會第4回會議の『「中華人民共和國個人所得稅法」の改正に関する決定』に基づき第1回改正  
 1999年8月30日第9期全國人民代表大會常務委員會第11回會議の『「中華人民共和國個人所得稅法」の改正に関する決定』に基づき第2回改正  
 2005年10月27日第10期全國人民代表大會常務委員會第18回會議の『「中華人民共和國個人所得稅法」の改正に関する決定』に基づき第3回改正  
 2007年6月29日第10期全國人民代表大會常務委員會第28回會議の『「中華人民共和國個人所得稅法」の改正に関する決定』に基づき第4回改正  
 2007年12月29日第10期全國人民代表大會常務委員會第31回會議の『「中華人民共和國個人所得稅法」の改正に関する決定』に基づき第5回改正  
 2011年6月30日第11期全國人民代表大會常務委員會第21回會議『「中華人民共和國個人所得稅法」の改正に関する決定』に基づき第6回改正  
 2018年8月31日第13期全國人民代表大會常務委員會第5回會議の『「中華人民共和國個人所得稅法」の改正に関する決定』に基づき第7回改正

2018年8月31日

**『中華人民共和國個人所得稅法』**

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
<p>第一条</p> <p>在中国境内有住所，或者无住所而一个纳税年度内在中国境内居住累计满一百八十天的个人，为居民个人。居民个人从中国境内和境外取得的所得，依照本法规定缴纳个人所得税。</p> <p>在中国境内无住所又不居住，或者无住所而一个纳税年度内在中国境内居住累计不满一百八十天的个人，为非居民个人。非居民个人从中国境内取得的所得，依照本法规定缴纳个人所得税。</p> <p>纳税年度，自公历一月一日起至十二月三十一日止。</p>	<p>第1条（納税義務者）</p> <p>中国国内に住所を有し、又は住所を有しないが中国国内にて一納税年度中に累計満183日居住する個人を居住者個人とする。居住者個人が中国国内及び国外から取得した所得については、本法の規定に基づき個人所得税を納める。</p> <p>中国国内に住所を有せず且つ居住せず、又は住所を有せず且つ一納税年度中に中国国内に累計183日未満居住する個人を非居住者個人とする。非居住者個人が中国国内から取得した所得については、本法の規定に基づき個人所得税を納める。</p> <p>納税年度は、西暦1月1日から12月31</p>

	日までとする。
<p>第二条</p> <p>下列各项个人所得，应当缴纳个人所得税：</p> <p>（一）工资、薪金所得；</p> <p>（二）劳务报酬所得；</p> <p>（三）稿酬所得；</p> <p>（四）特许权使用费所得；</p> <p>（五）经营所得；</p> <p>（六）利息、股息、红利所得；</p> <p>（七）财产租赁所得；</p> <p>（八）财产转让所得；</p> <p>（九）偶然所得。</p> <p>居民个人取得前款第一项至第四项所得（以下称综合所得），按纳税年度合并计算个人所得税；非居民个人取得前款第一项至第四项所得，按月或者按次分项计算个人所得税。纳税人取得前款第五项至第九项所得，依照本法规定分别计算个人所得税。</p>	<p>第2条（課税所得範囲）</p> <p>次の各号の個人所得については、個人所得税を納付しなければならない。</p> <p>(1) 給与・賃金所得</p> <p>(2) 役務報酬所得</p> <p>(3) 原稿料所得</p> <p>(4) ロイヤリティ所得</p> <p>(5) 経営所得</p> <p>(6) 利子・配当・割増配当所得</p> <p>(7) 財産賃貸所得</p> <p>(8) 財産譲渡所得</p> <p>(9) 一時所得</p> <p>居住者個人が前項第1号から第4号の所得（以下、総合所得と称する）を取得した場合、納税年度毎に合計して個人所得税を計算する。非居住者個人が前項第1号から第4号の所得を取得した場合、月毎又は1回毎に、分けて個人所得税を計算する。納税者が前項第5号から第9号の所得を取得した場合、本法の規定に基づき、別々に個人所得税を計算する。</p>
<p>第三条</p> <p>个人所得税的税率：</p> <p>（一）综合所得，适用百分之三至百分之四十五的超额累进税率（税率表附后）；</p> <p>（二）经营所得，适用百分之五至百分之三十五的超额累进税率（税率表附后）；</p> <p>（三）利息、股息、红利所得，财产租赁所得，财产转让所得和偶然所得，适用比例税率，税率为百分之二十。</p>	<p>第3条（税率）</p> <p>個人所得税の税率は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 総合所得には、3%から45%の超過累進税率を適用する（税率表は後掲）。</p> <p>(2) 経営所得には、5%から35%の超過累進税率を適用する（税率表は後掲）。</p> <p>(3) 利子、配当、割増配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得及び一時所得には、比例税率を適用し、税率は20%とする。</p>
<p>第四条</p> <p>下列各项个人所得，免征个人所得税：</p> <p>（一）省级人民政府、国务院部委和中国</p>	<p>第4条（免税所得）</p> <p>次の各号の個人所得は、個人所得税の徴収を免除する。</p> <p>(1) 省級人民政府、國務院部・委員会及び</p>

<p>人民解放军军以上单位，以及外国组织、国际组织颁发的科学、教育、技术、文化、卫生、体育、环境保护等方面的奖金；</p> <p>(二) 国债和国家发行的金融债券利息；</p> <p>(三) 按照国家统一规定发给的补贴、津贴；</p> <p>(四) 福利费、抚恤金、救济金；</p> <p>(五) 保险赔款；</p> <p>(六) 军人的转业费、复员费、退役金；</p> <p>(七) 按照国家统一规定发给干部、职工的安家费、退职费、基本养老金或者退休费、离休费、离休生活补助费；</p> <p>(八) 依照有关法律规定应予免税的各国驻华使馆、领事馆的外交代表、领事官员和其他人员的所得；</p> <p>(九) 中国政府参加的国际公约、签订的协议中规定免税的所得；</p> <p>(十) 国务院规定的其他免税所得。</p> <p>前款第十项免税规定，由国务院报全国人民代表大会常务委员会备案。</p>	<p>中国人民解放軍の軍以上の単位並びに外国組織、国際組織が交付する科学、教育、技術、文化、衛生、体育、環境保護等の分野の賞金</p> <p>(2) 国債及び国が発行する金融債券の利子</p> <p>(3) 国の統一規定に基づいて支給される補助、手当</p> <p>(4) 福利費、遺族手当、救済金</p> <p>(5) 保険の賠償金</p> <p>(6) 軍人の除隊手当、復員手当、退役金</p> <p>(7) 国の統一規定に基づいて幹部、従業員に支給する移転費用、退職金、基本養老金又は定年退職後の給与、離職後の給与、離職後の生活補助金</p> <p>(8) 関連法律規定に基づき免税とされている各国駐中国大使館、領事館の外交代表、領事官員及びその他の職員の所得</p> <p>(9) 中国政府が加盟している国際条約、締結している協定の中で免税と規定されている所得</p> <p>(10) 国務院が規定するその他の免税所得。</p> <p>前項第 10 号の免税規定は、国務院が全国人民代表大会常務委員会に届け出る。</p>
<p>第五条</p> <p>有下列情形之一的，可以减征个人所得税，具体幅度和期限，由省、自治区、直辖市人民政府规定，并报同级人民代表大会常务委员会备案：</p> <p>(一) 残疾、孤老人员和烈属的所得；</p> <p>(二) 因自然灾害遭受重大损失的。</p> <p>国务院可以规定其他减税情形，报全国人民代表大会常务委员会备案。</p>	<p>第 5 条（減額徴収）</p> <p>以下の状況のいずれかに該当する場合、個人所得税を減額徴収することができ、具体的な減額範囲や期限は、省、自治区、直轄市の人民政府が規定し、同級の人民代表大会常務委員会に届け出る。</p> <p>(1) 障害者、身寄りの無い老人及び革命烈士の遺族の所得</p> <p>(2) 自然災害により重大な損失を受けた場合</p> <p>国務院は、その他の減税状況を規定することができ、全国人民代表大会常務委員会に届け出る。</p>

<p>第六条</p> <p>应纳税所得额的计算：</p> <p>(一) 居民个人的综合所得，以每一纳税年度的收入额减除费用六万元以及专项扣除、专项附加扣除和依法确定的其他扣除后的余额，为应纳税所得额。</p> <p>(二) 非居民个人的工资、薪金所得，以每月收入额减除费用五千元后的余额为应纳税所得额；劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得，以每次收入额为应纳税所得额。</p> <p>(三) 经营所得，以每一纳税年度的收入总额减除成本、费用以及损失后的余额，为应纳税所得额。</p> <p>(四) 财产租赁所得，每次收入不超过四千元的，减除费用八百元；四千元以上的，减除百分之二十的费用，其余余额为应纳税所得额。</p> <p>(五) 财产转让所得，以转让财产的收入额减除财产原值和合理费用后的余额，为应纳税所得额。</p> <p>(六) 利息、股息、红利所得和偶然所得，以每次收入额为应纳税所得额。</p> <p>劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得以收入减除百分之二十的费用后的余额为收入额。稿酬所得的收入额减按百分之七十计算。</p> <p>个人将其所得对教育、扶贫、济困等公益慈善事业进行捐赠，捐赠额未超过纳税人申报的应纳税所得额百分之三十的部分，可以从其应纳税所得额中扣除；国务院规定对公益慈善事业捐赠实行全额税前扣除的，从其规定。</p> <p>本条第一款第一项规定的专项扣除，包括居民个人按照国家规定的范围和标准缴</p>	<p>第6条（課税所得額の計算）</p> <p>課税所得額の計算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居住者個人の総合所得は、毎納税年度の収入額から費用 6 万元並びに特定項目控除、特定項目附加控除及び法に基づき確定するその他の控除を減じた後の残額を課税所得額とする。</p> <p>(2) 非居住者個人の給与・賃金所得は、毎月の収入額から費用 5 千元を減じた後の残額を課税所得額とし、役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得は、毎回の収入額を課税所得額とする。</p> <p>(3) 経営所得は、毎納税年度の収入総額から原価、費用及び損失を減じた後の残額を課税所得額とする。</p> <p>(4) 財産賃貸所得は、1 回の収入が 4 千元を超えない場合、費用 8 百元を減じ、4 千元以上の場合、20%の費用を減じ、その残額を課税所得額とする。</p> <p>(5) 財産譲渡所得は、財産を譲渡した収入額から、財産の取得原価と合理的な費用を減じた後の残額を課税所得額とする。</p> <p>(6) 利子・配当・割増配当所得及び一時所得は、毎回の収入額を課税所得額とする。</p> <p>役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得は、収入から 20%の費用を減じた後の残額を、収入額とする。原稿料所得の収入額は、70%に減じて計算する。</p> <p>個人が、その所得を教育、貧困援助、困難救済等の公益慈善事業に寄付した場合、寄付額のうち納税者が申告する課税所得額の 30%を超えない部分について、その課税所得額から控除することができる。国务院が、公益慈善事業への寄付について全額</p>
--	--

<p>纳的基本养老保险、基本医疗保险、失业保险等社会保险费和住房公积金等；专项附加扣除，包括子女教育、继续教育、大病医疗、住房贷款利息或者住房租金、赡养老人等支出，具体范围、标准和实施步骤由国务院确定，并报全国人民代表大会常务委员备案。</p>	<p>税前控除を規定している場合、その規定に従う。</p> <p>本条第1項第1号に規定する特定項目控除には、居住者個人が国の規定する範囲及び基準に応じて納付する基本養老保険、基本医療保険、失業保険等の社会保険料及び住宅積立金等を含む。特定項目付加控除には、子女教育、継続教育、大病医療、住宅ローンの利子又は住宅賃料、老人扶養等の支出を含み、具体的な範囲、基準及び実施手順は、國務院が確定し、全国人民代表大会常務委員会に届け出る。</p>
<p>第七条</p> <p>居民个人从中国境外取得的所得，可以从其应纳税额中抵免已在境外缴纳的个人所得税税额，但抵免额不得超过该纳税人境外所得依照本法规定计算的应纳税额。</p>	<p>第7条（国外所得）</p> <p>居住者個人が、中国国外から取得した所得は、その納税額から、既に国外で納付した個人所得税額を控除することができるが、控除額は、当該納税者の国外所得について本法規定に基づき計算した課税額を超えてはならない。</p>
<p>第八条</p> <p>有下列情形之一的，税务机关有权按照合理方法进行纳税调整：</p> <p>（一）个人与其关联方之间的业务往来不符合独立交易原则而减少本人或者其关联方应纳税额，且无正当理由；</p> <p>（二）居民个人控制的，或者居民个人和居民企业共同控制的设立在实际税负明显偏低的国家（地区）的企业，无合理经营需要，对应当归属于居民个人的利润不作分配或者减少分配；</p> <p>（三）个人实施其他不具有合理商业目的的安排而获取不当税收利益。</p> <p>税务机关依照前款规定作出纳税调整，需要补征税款的，应当补征税款，并依法加收利息。</p>	<p>第8条（租税回避防止）</p> <p>以下の状況のいずれかに該当する場合、税務機関は、合理的な方法により納税調整を実施する権利を有する。</p> <p>(1) 個人とその関連者との間の業務往来が、独立取引原則に合致せず、本人又はその関連者の納税額を減少させており、且つ正当な理由が無いとき</p> <p>(2) 居住者個人が支配し、又は居住者個人と居住者企業が共同で支配する、実際の税負担が明らかに低い国（地域）に設立した企業が、合理的な経営の必要性が無く、居住者個人に帰すべき利潤について分配せず、又は減少して分配しているとき</p> <p>(3) 個人が、その他合理的な商業目的の無い行為によって不当な税收利益を得たとき</p> <p>税務機関は、前項規定に基づいて納税調</p>

	<p>整を行い、税金を追徴する必要がある場合、税金を追徴し、且つ法に基づき利子を加算して徴収しなければならない。</p>
<p>第九条                  个人所得税以所得人为纳税人，以支付所得的单位或者个人为扣缴义务人。                  纳税人有中国公民身份号码的，以中国公民身份号码为纳税人识别号；纳税人没有中国公民身份号码的，由税务机关赋予其纳税人识别号。扣缴义务人扣缴税款时，纳税人应当向扣缴义务人提供纳税人识别号。</p>	<p>第9条（源泉徴収納税義務者）                  個人所得税は、所得者を納税者とし、所得を支払う単位又は個人を源泉徴収納税義務者とする。                  納税者が中国公民身分証番号を有する場合、中国公民身分証番号を納税者識別番号とする。納税者が中国公民身分証番号を有しない場合、税務機関が同人に納税者識別番号を与える。源泉徴収納税義務者が税額を源泉徴収納税する時、納税者は、源泉徴収納税義務者に納税者識別番号を提出しなければならない。</p>
<p>第十条                  有下列情形之一的，纳税人应当依法办理纳税申报：                  （一）取得综合所得需要办理汇算清缴；                  （二）取得应税所得没有扣缴义务人；                  （三）取得应税所得，扣缴义务人未扣缴税款；                  （四）取得境外所得；                  （五）因移居境外注销中国户籍；                  （六）非居民个人在中国境内从两处以上取得工资、薪金所得；                  （七）国务院规定的其他情形。                  扣缴义务人应当按照国家规定办理全员全额扣缴申报，并向纳税人提供其个人所得和已扣缴税款等信息。</p>	<p>第10条（納税申告）                  以下の各号のいずれかに該当する場合、納税者は、法に基づき納税申告をしなければならない。                  （1）総合所得を取得し、確定申告する必要があるとき                  （2）課税所得を取得し、源泉徴収納税義務者が無いとき                  （3）課税所得を取得し、源泉徴収納税義務者が税金を源泉徴収納付しないとき                  （4）国外所得を取得したとき                  （5）国外への移住により、中国戸籍を抹消したとき                  （6）非居住者個人が、中国国内の2ヶ所以上から給与・賃金所得を取得したとき                  （7）国務院が規定するその他の状況                  源泉徴収納税義務者は、国の規定に基づいて全員全額源泉徴収納付申告を行い、且つ納税者にその個人所得及び源泉徴収した税金等の情報を提供しなければならない。</p>
<p>第十一条                  居民个人取得综合所得，按年计算个</p>	<p>第11条（総合所得の申告）                  居住者個人が総合所得を取得した場合、</p>

<p>人所得税；有扣缴义务人的，由扣缴义务人按月或者按次预扣预缴税款；需要办理汇算清缴的，应当在取得所得的次年三月一日至六月三十日内办理汇算清缴。预扣预缴办法由国务院税务主管部门制定。</p> <p>居民个人向扣缴义务人提供专项附加扣除信息的，扣缴义务人按月预扣预缴税款时应当按照规定予以扣除，不得拒绝。</p> <p>非居民个人取得工资、薪金所得，劳务报酬所得，稿酬所得和特许权使用费所得，有扣缴义务人的，由扣缴义务人按月或者按次代扣代缴税款，不办理汇算清缴。</p>	<p>年毎に個人所得税を計算する。源泉徴収納税義務者が有る場合は、源泉徴収納税義務者が、月毎又は1回毎に、税金を予備源泉徴収して納付する。確定申告する必要がある場合、所得を取得した翌年の3月1日から6月30日の間に、確定申告手続を行わなければならない。予備源泉徴収納税の方法は、國務院稅務主管部門が制定する。</p> <p>居住者個人が源泉徴収納税義務者に特定項目附加控除情報を提供したとき、源泉徴収納税義務者は、月毎に税金を予備源泉徴収する時に、規定に基づき控除しなければならない。</p> <p>非居住者個人が給与・賃金所得、役務報酬所得、原稿料所得及びロイヤリティ所得を取得し、源泉徴収納税義務者が有る場合、源泉徴収納税義務者が、月毎又は1回毎に、税金を源泉徴収代理納付するものとし、確定申告は行わない。</p>
<p>第十二条</p> <p>纳税人取得经营所得，按年计算个人所得税，由纳税人在月度或者季度终了后十五日内向税务机关报送纳税申报表，并预缴税款；在取得所得的次年三月三十一日前办理汇算清缴。</p> <p>纳税人取得利息、股息、红利所得，财产租赁所得，财产转让所得和偶然所得，按月或者按次计算个人所得税，有扣缴义务人的，由扣缴义务人按月或者按次代扣代缴税款。</p>	<p>第12条（経営所得等所得の申告）</p> <p>納税者が経営所得を取得した場合、年毎に個人所得税を計算し、納税者が月次又は四半期終了後15日以内に、税務機関に納税申告表を提出し、且つ税金を予納し、所得を取得した翌年3月31日までに確定申告を行う。</p> <p>納税者が利子・配当・割増配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得及び一時所得を取得し、月毎又は1回毎に個人所得税を計算し、源泉徴収納税義務者が有る場合、源泉徴収納税義務者が月毎又は1回毎に税金を源泉徴収納税する。</p>
<p>第十三条</p> <p>纳税人取得应税所得没有扣缴义务人的，应当在取得所得的次月十五日内向税务机关报送纳税申报表，并缴纳税款。</p> <p>纳税人取得应税所得，扣缴义务人未扣缴税款的，纳税人应当在取得所得的次</p>	<p>第13条（源泉徴収以外の申告）</p> <p>納税者が課税所得を取得し、源泉徴収納税義務者が無い場合、所得を取得した翌月15日までに税務機関に納税申告表を提出し、且つ税金を納付しなければならない。</p> <p>納税者が課税所得を取得し、源泉徴収納</p>

<p>年六月三十日前，缴纳税款；税务机关通知限期缴纳的，纳税人应当按照期限缴纳税款。</p> <p>居民个人从中国境外取得所得的，应当在取得所得的次年三月一日至六月三十日内申报纳税。</p> <p>非居民个人在中国境内从两处以上取得工资、薪金所得的，应当在取得所得的次月十五日内申报纳税。</p> <p>纳税人因移居境外注销中国户籍的，应当在注销中国户籍前办理税款清算。</p>	<p>税義務者が税金を源泉徴収納付しない場合、納税者は所得を取得した翌年 6 月 30 日までに、税金を納付しなければならない。税務機関が期限を定めて納税を通知した場合、納税者は、期限どおりに税金を納付しなければならない。</p> <p>居住者個人が中国国外から所得を取得した場合、所得を取得した翌年の 3 月 1 日から 6 月 30 日の間に、申告納税しなければならない。</p> <p>非居住者個人が中国国内の 2 ヶ所以上から給与・賃金所得を取得した場合、所得を取得した翌月の 15 日までに、申告納税しなければならない。</p> <p>納税者が国外への移住によって中国戸籍を抹消した場合、中国戸籍を抹消する前に税金を清算しなければならない。</p>
<p>第十四条</p> <p>扣缴义务人每月或者每次预扣、代扣的税款，应当在次月十五日内缴入国库，并向税务机关报送扣缴个人所得税申报表。</p> <p>纳税人办理汇算清缴退税或者扣缴义务人为纳税人办理汇算清缴退税的，税务机关审核后，按照国库管理的有关规定办理退税。</p>	<p>第 14 条（国庫納入と税還付）</p> <p>源泉徴収納税義務者が毎月又は 1 回毎に予備源泉徴収又は源泉徴収した税金は、翌月 15 日までに国庫に納入し、且つ税務機関に個人所得税源泉徴収納付申告書を提出しなければならない。</p> <p>納税者が、確定申告による税還付手続を行い、又は源泉徴収納税義務者が納税者のために、確定申告による税還付手続を行う場合、税務機関が審査確認した後、国庫管理に関する規定に基づき、税還付手続を行う。</p>
<p>第十五条</p> <p>公安、人民银行、金融监督管理等相关部门应当协助税务机关确认纳税人的身份、金融账户信息。教育、卫生、医疗保障、民政、人力资源社会保障、住房城乡建设、公安、人民银行、金融监督管理等相关部门应当向税务机关提供纳税人子女教育、继续教育、大病医疗、住房贷款利息、住房租金、赡养老人等专项附加扣除</p>	<p>第 15 条（政府関連部門の責任）</p> <p>公安、人民銀行、金融監督管理等の関連部門は、税務機関による納税者の身分、金融口座情報の確認に協力しなければならない。教育、衛生、医療保障、民政、人的資源社会保障、住宅都市農村建設、公安、人民銀行、金融監督管理等の関連部門は、税務機関に対し、納税者の子女教育、継続教育、大病医療、住宅ローンの利子、住宅</p>

<p>信息。</p> <p>个人转让不动产的，税务机关应当根据不动产登记等相关信息核验应缴的个人所得税，登记机构办理转移登记时，应当查验与该不动产转让相关的个人所得税的完税凭证。个人转让股权办理变更登记的，市场主体登记机关应当查验与该股权交易相关的个人所得税的完税凭证。</p> <p>有关部门依法将纳税人、扣缴义务人遵守本法的情况纳入信用信息系统，并实施联合激励或者惩戒。</p>	<p>賃料、老人扶養等の特定項目附加控除の情報を提供しなければならない。</p> <p>個人が不動産を譲渡した場合、税務機関は、不動産登記等に関する情報に基づき、納付すべき個人所得税額を査定しなければならない。登記機関は、移転登記を行う時、当該不動産譲渡に関する個人所得税の納税証明を検査しなければならない。個人が出資持分を譲渡して変更登記を行う場合、市場主体登記機関は、当該出資持分取引に関する個人所得税の納税証明を検査しなければならない。</p> <p>関連部門は、法に基づき、納税者、源泉徴収納税義務者の本法遵守状況を信用情報システムに組み入れ、且つ共同で奨励又は懲戒を実施する。</p>
<p>第十六条</p> <p>各项所得的计算，以人民币为单位。所得为人民币以外的货币的，按照人民币汇率中间价折合成人民币缴纳税款。</p>	<p>第 16 条（所得計算通貨）</p> <p>各種所得の計算は、人民元を単位とする。所得が人民元以外の通貨である場合、人民元為替レート仲値によって人民元に換算し、税金を納付する。</p>
<p>第十七条</p> <p>对扣缴义务人按照所扣缴的税款，付给百分之二的手续费。</p>	<p>第 17 条（源泉徴収納税手数料）</p> <p>源泉徴収納税義務者に対し、源泉徴収納付する税額の 2% の手数料を支給する。</p>
<p>第十八条</p> <p>对储蓄存款利息所得开征、减征、停征个人所得税及其具体办法，由国务院规定，并报全国人民代表大会常务委员会备案。</p>	<p>第 18 条（貯蓄預金利子所得への徴税）</p> <p>貯蓄預金利子所得に対する個人所得税の徴収、減額徴収、徴収停止及びその具体的な方法は、國務院が規定し、全国人民代表大会常務委員会に届け出る。</p>
<p>第十九条</p> <p>纳税人、扣缴义务人和税务机关及其工作人员违反本法规定的，依照《中华人民共和国税收征收管理法》和有关法律法规的规定追究法律责任。</p>	<p>第 19 条（違反者への責任追及）</p> <p>納税者、源泉徴収納税義務者並びに税務機関及びその職員が本法規定に違反した場合、「中華人民共和國稅收徵收管理法」及び関連の法律法規の規定に基づき、法的責任を追及する。</p>
<p>第二十条</p> <p>个人所得税的征收管理，依照本法和《中华人民共和国税收征收管理法》的规定</p>	<p>第 20 条（徴収管理）</p> <p>個人所得税の徴収管理は、本法及び「中華人民共和國稅收徵收管理法」の規定に基</p>

執行。	づいて執行する。
第二十一条 国务院根据本法制定实施条例。	第 21 条（実施条例） 国务院は、本法に基づいて実施条例を制定する。
第二十二条 本法自公布之日起施行。	第 22 条（施行日） 本法は、公布日から施行する。



華鐘諮詢

个人所得税税率表一  
(综合所得适用)

级数	全年应纳税所得额	税率 (%)
1	不超过 36000 元的	3
2	超过 36000 元至 144000 元的部分	10
3	超过 144000 元至 300000 元的部分	20
4	超过 300000 元至 420000 元的部分	25
5	超过 420000 元至 660000 元的部分	30
6	超过 660000 元至 960000 元的部分	35
7	超过 960000 元的部分	45

(注 1: 本表所称全年应纳税所得额是指依照本法第六条的规定, 居民个人取得综合所得以每一纳税年度收入额减除费用六万元以及专项扣除、专项附加扣除和依法确定的其他扣除后的余额。)

注 2: 非居民个人取得工资、薪金所得, 劳务报酬所得, 稿酬所得和特许权使用费所得, 依照本表按月换算后计算应纳税额。)



个人所得税税率表 1  
(総合所得に適用)

ランク	通年課税所得額	税率 (%)
1	36,000 元以下	3
2	36,000 元を超え、144,000 元以下の部分	10
3	144,000 元を超え、300,000 元以下の部分	20
4	300,000 元を超え、420,000 元以下の部分	25
5	420,000 元を超え、660,000 元以下の部分	30
6	660,000 元を超え、960,000 元以下の部分	35
7	960,000 元を超える部分	45

(注 1: 本表にいう通年課税所得額とは、本法第 6 条の規定に基づき、居住者個人が総合所得を取得し、毎納税年度の収入額から費用 6 万元及び特定項目控除、特定項目附加控除並びに法に基づき確定したその他の控除を減じた後の残額を指す。)

注 2: 非居住者個人が給与・賃金所得、役務報酬所得、原稿料所得及びロイヤリティ所得を取得した場合、本表に基づき、月割換算した後に納税額を計算する。)

个人所得税税率表二  
（经营所得适用）

级数	全年应纳税所得额	税率（%）
1	不超过 30000 元的	5
2	超过 30000 元至 90000 元的部分	10
3	超过 90000 元至 300000 元的部分	20
4	超过 300000 元至 500000 元的部分	30
5	超过 500000 元的部分	35

（注：本表所称全年应纳税所得额是指依照本法第六条的规定，以每一纳税年度的收入总额减除成本、费用以及损失后的余额。）

个人所得税税率表 2  
（经营所得に適用）

ランク	通年課税所得額	税率（%）
1	30,000 元以下	5
2	30,000 元を超え、90,000 元以下の部分	10
3	90,000 元を超え、300,000 元以下の部分	20
4	300,000 元を超え、500,000 元以下の部分	30
5	500,000 元を超える部分	35

（注：本表にいう通年課税所得額とは、本法第 6 条の規定に基づき、毎納税年度の収入総額から、原価、費用及び損失を減じた後の残額を指す。）

中華人民共和國國務院令

第 707 号

ここに、改正後の『中華人民共和國個人所得稅法實施條例』を公布し、2019年1月1日より施行する。

總理 李克強

2018年12月18日

**中華人民共和國個人所得稅法實施條例**

**中華人民共和國個人所得稅法實施條例**

（1994年1月28日 中華人民共和國國務院令第142号にて公布、2005年12月19日『國務院の、「中華人民共和國個人所得稅法實施條例」の改訂に関する決定』により第1回改訂、2008年2月18日『國務院の、「中華人民共和國個人所得稅法實施條例」の改訂に関する決定』により第2回改訂、2011年7月19日『國務院の、「中華人民共和國個人所得稅法實施條例」の改訂に関する決定』により第3回改訂、2018年12月18日中華人民共和國國務院令第707号により第4回改訂）

（1994年1月28日中華人民共和國國務院令第142号发布 根据2005年12月19日《国务院关于修改〈中华人民共和国个人所得税法实施条例〉的决定》第一次修订 根据2008年2月18日《国务院关于修改〈中华人民共和国个人所得税法实施条例〉的决定》第二次修订 根据2011年7月19日《国务院关于修改〈中华人民共和国个人所得税法实施条例〉的决定》第三次修订 2018年12月18日中華人民共和國國務院令第707号第四次修订）

**中華人民共和國個人所得稅法實施條例**

翻譯：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
<p>第一条 根据《中华人民共和国个人所得税法》（以下简称个人所得税法），制定本条例。</p>	<p>第1条 『中華人民共和國個人所得稅法』（以下、個人所得稅法と称する）に基づき、本條例を制定する。</p>
<p>第二条 个人所得税法所称在中国境内有住所，是指因户籍、家庭、经济利益关系而在中国境内习惯性居住；所称从中国境内和境外取得的所得，分别是指来源于中国境内的所得和来源于中国境外的所得。</p>	<p>第2条 個人所得稅法にいう、中国国内に住所を有するとは、戸籍、家庭、經濟利益關係により中国国内で習慣的に居住することを指す。中国国内及び中国国外で取得した所得とは、それぞれ中国国内を源泉とする所得及び中国国外を源泉とする所得を指す。</p>

<p>第三条</p> <p>除国务院财政、税务主管部门另有规定外，下列所得，不论支付地点是否在中国境内，均为来源于中国境内的所得：</p> <p>（一）因任职、受雇、履约等在中国境内提供劳务取得的所得；</p> <p>（二）将财产出租给承租人在中国境内使用而取得的所得；</p> <p>（三）许可各种特许权在中国境内使用而取得的所得；</p> <p>（四）转让中国境内的不动产等财产或者在中国境内转让其他财产取得的所得；</p> <p>（五）从中国境内企业、事业单位、其他组织以及居民个人取得的利息、股息、红利所得。</p>	<p>第3条</p> <p>國務院財政、稅務主管部門が別途規定を有する場合を除き、次の各号に掲げる所得は、支払地点が中国国内か否かを問わず、すべて中国国内に源泉のある所得とする。</p> <p>(1) 任職、雇用、約定等により、中国国内で役務を提供して取得した所得</p> <p>(2) 財産を賃借者が中国国内で使用するために賃貸し、取得した所得</p> <p>(3) 各種ライセンスを中国国内で使用することを許可し、取得した所得</p> <p>(4) 中国国内の不動産等の財産又は中国国内においてその他財産を譲渡して取得した所得</p> <p>(5) 中国国内の企業、事業単位、その他の組織及び居住者個人から取得した利息、配当、割増配当所得</p>
<p>第四条</p> <p>在中国境内无住所的个人，在中国境内居住累计满 183 天的年度连续不满六年的，经向主管税务机关备案，其来源于中国境外且由境外单位或者个人支付的所得，免于缴纳个人所得税；在中国境内居住累计满 183 天的任一年度中有一次离境超过 30 天的，其在中国境内居住累计满 183 天的年度的连续年限重新起算。</p>	<p>第4条</p> <p>中国国内に住所を有しない個人が、中国国内にて累計満 183 日居住する年度が連続 6 年未満である場合、主管税務機関に届出を行い、源泉が中国国外にあり、且つ国外の単位又は個人が支払う所得は、個人所得税の納付を免除する。中国国内で累計満 183 日居住するいずれかの年度において、1 回の出国が 30 日を超える場合、中国国内で累計満 183 日居住する年度の連続年数は、新たに起算する。</p>
<p>第五条</p> <p>在中国境内无住所的个人，在一个纳税年度内在中国境内居住累计不超过 90 天的，其来源于中国境内的所得，由境外雇主支付并且不由该雇主在中国境内的机构、场所负担的部分，免于缴纳个人所得税。</p>	<p>第5条</p> <p>中国国内に住所を持たない個人が、一納税年度中に中国国内にて累計 90 日を超えずに居住する場合、源泉が中国国内にある同人の所得について、国外の雇用主が支払い、且つ当該雇用主の中国国内における機構又は場所が負担していない部分について、個人所得税の納付を免除する。</p>
<p>第六条</p> <p>个人所得税法规定的各项个人所得的范围：</p> <p>（一）工资、薪金所得，是指个人因任职或</p>	<p>第6条</p> <p>個人所得税法に規定する各項個人所得の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給与・賃金所得とは、個人が、任職又は雇用</p>

<p>者受雇取得の工资、薪金、奖金、年终加薪、劳动分红、津贴、补贴以及与任职或者受雇有关的其他所得。</p> <p>(二) 劳务报酬所得，是指个人从事劳务取得的所得，包括从事设计、装潢、安装、制图、化验、测试、医疗、法律、会计、咨询、讲学、翻译、审稿、书画、雕刻、影视、录音、录像、演出、表演、广告、展览、技术服务、介绍服务、经纪服务、代办服务以及其他劳务取得的所得。</p> <p>(三) 稿酬所得，是指个人因其作品以图书、报刊等形式出版、发表而取得的所得。</p> <p>(四) 特许权使用费所得，是指个人提供专利权、商标权、著作权、非专利技术以及其他特许权的使用权取得的所得；提供著作权的使用权取得的所得，不包括稿酬所得。</p> <p>(五) 经营所得，是指：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 个体工商户从事生产、经营活动取得的所得，个人独资企业投资人、合伙企业的个人合伙人来源于境内注册的个人独资企业、合伙企业生产、经营的所得；</li> <li>2. 个人依法从事办学、医疗、咨询以及其他有偿服务活动取得的所得；</li> <li>3. 个人对企业、事业单位承包经营、承租经营以及转包、转租取得的所得；</li> <li>4. 个人从事其他生产、经营活动取得的所得。</li> </ol> <p>(六) 利息、股息、红利所得，是指个人拥有债权、股权等而取得的利息、股息、红利所得。</p> <p>(七) 财产租赁所得，是指个人出租不动产、机器设备、车船以及其他财产取得的所得。</p> <p>(八) 财产转让所得，是指个人转让有价证券、股权、合伙企业中的财产份额、不动产、机器设备、车船以及其他财</p>	<p>により取得した給与、賃金、賞与、年末加給、労働配当、手当、補助及び任職又は雇用に関連するその他の所得を指す。</p> <p>(2) 役務報酬所得とは、個人が役務に従事して取得した所得を指し、設計、内装、据付、製図、化学検査、測定試験、医療、法律、会計、コンサルティング、講義、通訳、書類審査、書画、彫刻、映像、録音、ビデオ撮影、公演、舞台、広告、展示、技術サービス、紹介サービス、仲介サービス、代行サービス及びその他の役務に従事して取得した所得を含む。</p> <p>(3) 原稿料所得とは、個人が、その作品を図書、新聞刊行物の形式で出版、発表して取得した所得を指す。</p> <p>(4) ロイヤリティ所得とは、個人が特許権、商標権、著作権、非特許技術及びその他ライセンスの使用権を提供して取得した所得を指す。著作権の使用権を提供して取得した所得には、原稿料所得を含まない。</p> <p>(5) 経営所得とは、以下を指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人商工業者が生産、経営活動に従事して取得した所得。個人独資企業投資者、パートナー企業の個人パートナーの、国内に登録した個人独資企業、パートナー企業の生産、経営に源泉のある所得。</li> <li>2. 個人が、法に基づき、学校経営、医療、コンサルティング及びその他の有償サービス活動に従事して取得した所得。</li> <li>3. 個人が、企業、事業単位から、請負経営、リース経営、外注、転貸により取得した所得。</li> <li>4. 個人が、その他の生産、経営活動に従事して取得した所得。</li> </ol> <p>(6) 利子、配当、割増配当所得とは、個人が、債権、出資持分等を保有して取得した利子、配当、割増配当の所得を指す。</p> <p>(7) 財産賃貸所得とは、個人が、不動産、機器設備、車輛船舶及びその他の財産を貸し出して</p>
--	--

<p>产取得的所得。</p> <p>(九) 偶然所得，是指个人得奖、中奖、中彩以及其他偶然性质的所得。</p> <p>个人取得的所得，难以界定应纳税所得项目的，由国务院税务主管部门确定。</p>	<p>取得した所得を指す。</p> <p>(8) 財産譲渡所得とは、個人が、有価証券、出資持分、パートナー企業における財産持分、不動産、機器設備、車輛船舶及びその他の財産を譲渡して取得した所得を指す。</p> <p>(9) 一時所得とは、個人が、受賞、当選、当籤及びその他の偶然性により得た所得を指す。</p> <p>個人が、取得した所得を、課税所得項目に区分し難い場合は、国务院稅務主管部門が確定する。</p>
<p>第七条</p> <p>对股票转让所得征收个人所得税的办法，由国务院另行规定，并报全国人民代表大会常务委员会备案。</p>	<p>第7条</p> <p>株式譲渡所得について個人所得税を徴収する方法は、国务院が別途規定し、且つ全国人民代表大会常務委員会に届け出る。</p>
<p>第八条</p> <p>个人所得的形式，包括现金、实物、有价证券和其他形式的经济利益；所得为实物的，应当按照取得的凭证上所注明的价格计算应纳税所得额，无凭证的实物或者凭证上所注明的价格明显偏低的，参照市场价格核定应纳税所得额；所得为有价证券的，根据票面价格和市场价格核定应纳税所得额；所得为其他形式的经济利益的，参照市场价格核定应纳税所得额。</p>	<p>第8条</p> <p>個人所得の形式には、現金、現物、有価証券及びその他の形式の経済利益が含まれる。所得が現物である場合、取得した証憑に記載された価格に基づいて課税所得額を計算しなければならない。証憑が無い場合、又は証憑に記載された価格が明らかに低すぎる場合、市場価格を参照して課税所得額を査定する。所得が有価証券である場合、額面価格と市場価格に基づいて、課税所得額を査定する。所得がその他の形式の経済利益である場合、市場価格を参照して課税所得額を査定する。</p>
<p>第九条</p> <p>个人所得税法第四条第一款第二项所称国债利息，是指个人持有中华人民共和国财政部发行的债券而取得的利息；所称国家发行的金融债券利息，是指个人持有经国务院批准发行的金融债券而取得的利息。</p>	<p>第9条</p> <p>个人所得税法第4条第1項第2号にいう国債利子とは、個人が、中華人民共和國財政部が発行する債券を保有して取得した利子を指し、国が発行する金融債券の利子とは、個人が、国务院が認可して発行された金融債券を保有して取得した利子を指す。</p>
<p>第十条</p> <p>个人所得税法第四条第一款第三项所称按照国家统一规定发给的补贴、津贴，是指按照国务院规定发给的政府特殊津贴、院士津贴，以及国务院规定免于缴纳个人所得税</p>	<p>第10条</p> <p>个人所得税法第4条第1項第3号にいう国の統一規定に基づいて支給される補助、手当とは、国务院の規定に基づいて支給される政府特殊手当、学者手当及び国务院が個人所得税の納付免</p>

的其他补贴、津贴。	除を規定するその他の補助、手当を指す。
<p>第十一条</p> <p>个人所得税法第四条第一款第四项所称福利费，是指根据国家有关规定，从企业、事业单位、国家机关、社会组织提留的福利费或者工会经费中支付给个人的生活补助费；所称救济金，是指各级人民政府民政部门支付给个人的生活困难补助费。</p>	<p>第 11 条</p> <p>個人所得税法第 4 条第 1 項第 4 号にいう福利費とは、国家関連規定に基づき、企業、事業単位、国家機関、社会組織が保持する福利費、又は工会経費から個人に支給する生活補助費用を指し、救済金とは、各級人民政府民政部門が個人に支給する生活困難補助費用を指す。</p>
<p>第十二条</p> <p>个人所得税法第四条第一款第八项所称依照有关法律规定应予免税的各国驻华使馆、领事馆的外交代表、领事官员和其他人员的所得，是指依照《中华人民共和国外交特权与豁免条例》和《中华人民共和国领事特权与豁免条例》规定免税的所得。</p>	<p>第 12 条</p> <p>個人所得税法第 4 条第 1 項第 8 号にいう関連法律規定に基づき免税とされている各国の駐中国大使館、領事館の外交代表、領事官員及びその他の職員の所得とは、『中華人民共和国外交特権及び免除条例』ならびに『中華人民共和國領事特権及び免除条例』の規定に基づいて免税する所得を指す。</p>
<p>第十三条</p> <p>个人所得税法第六条第一款第一项所称依法确定的其他扣除，包括个人缴付符合国家规定的企业年金、职业年金，个人购买符合国家规定的商业健康保险、税收递延型商业养老保险的支出，以及国务院规定可以扣除的其他项目。</p> <p>专项扣除、专项附加扣除和依法确定的其他扣除，以居民个人一个纳税年度的应纳税所得额为限额；一个纳税年度扣除不完的，不结转以后年度扣除。</p>	<p>第 13 条</p> <p>個人所得税法第 6 条第 1 項第 1 号にいう法に基づき確定するその他の控除には、個人が国家規定を満たして納付した企業年金、職業年金、国家規定に合致した商業健康保険、税収繰延型商業養老保険に個人が加入するための支出、及び国务院が控除可能と規定するその他の項目を含む。</p> <p>特定項目控除、特定項目附加控除及び法に基づき確定したその他の控除は、居住者個人の一納税年度の課税所得額を上限額とする。一納税年度に控除しきれない場合、翌年以降の年度に繰越して控除することはできない。</p>
<p>第十四条</p> <p>个人所得税法第六条第一款第二项、第四项、第六项所称每次，分别按照下列方法确定：</p> <p>（一）劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得，属于一次性收入的，以取得该项收入为一次；属于同一项目连续性收入的，以一个月内取得的收入为一次。</p>	<p>第 14 条</p> <p>個人所得税法第 6 条第 1 項第 2 号、第 4 号、第 6 号にいう毎回とは、以下の方法に基づいて確定する。</p> <p>(1) 役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得が、一時金所得に該当する場合、当該項目収入の取得を 1 回とする。同一項目の連続性収入にあたる場合は、1 ヶ月以内に取得した収入を 1 回とする。</p>

<p>(二) 财产租赁所得，以一个月内取得的收入为一次。</p> <p>(三) 利息、股息、红利所得，以支付利息、股息、红利时取得的收入为一次。</p> <p>(四) 偶然所得，以每次取得该项收入为一次。</p>	<p>(2) 財産賃貸所得は、1ヶ月以内に取得した収入を1回とする。</p> <p>(3) 利子、配当、割増配当所得は、利子、配当、割増配当の支払い時に取得した収入を1回とする。</p> <p>(4) 一時所得は、当該項目の収入を取得する毎に1回とする。</p>
<p>第十五条</p> <p>个人所得税法第六条第一款第三项所称成本、费用，是指生产、经营活动中发生的各项直接支出和分配计入成本的间接费用以及销售费用、管理费用、财务费用；所称损失，是指生产、经营活动中发生的固定资产和存货的盘亏、毁损、报废损失，转让财产损失，坏账损失，自然灾害等不可抗力因素造成的损失以及其他损失。</p> <p>取得经营所得的个人，没有综合所得的，计算其每一纳税年度的应纳税所得额时，应当减除费用6万元、专项扣除、专项附加扣除以及依法确定的其他扣除。专项附加扣除在办理汇算清缴时减除。</p> <p>从事生产、经营活动，未提供完整、准确的纳税资料，不能正确计算应纳税所得额的，由主管税务机关核定应纳税所得额或者应纳税额。</p>	<p>第15条</p> <p>個人所得税法第6条第1項第3号にいう原価、費用とは、生産、経営活動において発生した各項直接支出、原価に分配して組み入れる間接費用、及び販売費用、管理費用、財務費用を指す。損失とは、生産、経営活動において発生した固定資産及び在庫の棚卸損、毀損、廃棄損失、財産譲渡損失、貸倒損失、自然災害等の不可抗力要素により発生した損失及びその他の損失を指す。</p> <p>経営所得を取得した個人が、総合所得が無く、一納税年度毎に課税所得額を計算する場合、費用6万元、特定項目控除、特定項目附加控除及び法に基づき確定したその他の控除を減じなければならない。特定項目付加控除は、確定申告を行う際に控除する。</p> <p>生産、経営活動に従事したが、完全、正確な納税資料を提出せず、課税所得額を正確に計算できない場合、主管税務機関がその課税所得額又は課税額を査定する。</p>
<p>第十六条</p> <p>个人所得税法第六条第一款第五项规定的财产原值，按照下列方法确定：</p> <p>(一) 有价证券，为买入价以及买入时按照规定交纳的有关费用；</p> <p>(二) 建筑物，为建造费或者购进价格以及其他有关费用；</p> <p>(三) 土地使用权，为取得土地使用权所支付的金额、开发土地的费用以及其他有关费用；</p> <p>(四) 机器设备、车船，为购进价格、运输</p>	<p>第16条</p> <p>個人所得税法第6条第1項第5号に規定する財産の取得原価は、以下の方法に基づいて計算する。</p> <p>(1) 有価証券は、購入価格及び買入時に規定に基づき支払った関連費用とする。</p> <p>(2) 建築物は、建造費又は購入価格及びその他の関連費用とする。</p> <p>(3) 土地所有権は、土地所有権取得の為に支払った金額、土地開発の費用及びその他の関連費用とする。</p>

<p>費、安装费以及其他有关费用。</p> <p>其他财产，参照前款规定的方法确定财产原值。</p> <p>纳税人未提供完整、准确的财产原值凭证，不能按照本条第一款规定的方法确定财产原值的，由主管税务机关核定财产原值。</p> <p>个人所得税法第六条第一款第五项所称合理费用，是指卖出财产时按照规定支付的有关税费。</p>	<p>(4)機器設備、車輛船舶は、購入価格、運搬費、据付費及びその他の関連費用とする。</p> <p>その他の財産は、前項に規定する方法を参照して、財産の取得原価を確定する。</p> <p>納税者が完全、正確な財産原価証憑を提出せず、本条第1項に規定する方法で財産の取得原価を確定することができない場合、主管税務機関がその財産の原価を査定する。</p> <p>個人所得税法第6条第1項第5号にいう合理的な費用とは、財産売却時に、規定に基づき支払った関連税金費用を指す。</p>
<p>第十七条</p> <p>财产转让所得，按照一次转让财产的收入额减除财产原值和合理费用后的余额计算纳税。</p>	<p>第17条</p> <p>財産譲渡所得は、1回の財産譲渡収入額から、財産の原価及び合理的な費用を減じた後の残額に基づいて、税額を計算する。</p>
<p>第十八条</p> <p>两个以上的个人共同取得同一项目收入的，应当对每个人取得的收入分别按照个人所得税法的规定计算纳税。</p>	<p>第18条</p> <p>2名以上の個人が共同で同一項目の収入を取得した場合、各個人が取得した収入について別々に、個人所得税法の規定に基づいて計算し、納税しなければならない。</p>
<p>第十九条</p> <p>个人所得税法第六条第三款所称个人将其所得对教育、扶贫、济困等公益慈善事业进行捐赠，是指个人将其所得通过中国境内的公益性社会组织、国家机关向教育、扶贫、济困等公益慈善事业的捐赠；所称应纳税所得额，是指计算扣除捐赠额之前的应纳税所得额。</p>	<p>第19条</p> <p>個人所得税法第6条第3項にいう個人が、教育、貧困援助、困難救済等の公益慈善事業に寄付する場合は、個人がその所得を、中国国内の公益性社会組織、国家機関を通じて教育、貧困援助、困難救済等の公益慈善事業に寄付することを指し、課税所得額とは、寄付額の控除を計算する前の課税所得額を指す。</p>
<p>第二十条</p> <p>居民个人从中国境内和境外取得的综合所得、经营所得，应当分别合并计算应纳税额；从中国境内和境外取得的其他所得，应当分别单独计算应纳税额。</p>	<p>第20条</p> <p>居住者個人が、中国国内及び国外から取得した総合所得又は経営所得は、別々に合計して課税額を計算しなければならない。中国国内及び国外から取得したその他の所得は、別々に単独で課税額を計算しなければならない。</p>
<p>第二十一条</p> <p>个人所得税法第七条所称已在境外缴纳的个人所得税税额，是指居民个人来源于中国境外的所得，依照该所得来源国家（地区）</p>	<p>第21条</p> <p>個人所得税法第7条にいう既に国外で納付した個人所得税額とは、居住者個人が、中国国外に源泉のある所得を、当該所得の源泉国（地域）</p>

<p>的法律应当缴纳并且实际已经缴纳的所得税税额。</p> <p>个人所得税法第七条所称纳税人境外所得依照本法规定计算的应纳税额，是居民个人抵免已在境外缴纳的综合所得、经营所得以及其他所得的所得税税额的限额（以下简称抵免限额）。除国务院财政、税务主管部门另有规定外，来源于中国境外一个国家（地区）的综合所得抵免限额、经营所得抵免限额以及其他所得抵免限额之和，为来源于该国家（地区）所得的抵免限额。</p> <p>居民个人在中国境外一个国家（地区）实际已经缴纳的个人所得税税额，低于依照前款规定计算出的来源于该国家（地区）所得的抵免限额的，应当在中国缴纳差额部分的税款；超过来源于该国家（地区）所得的抵免限额的，其超过部分不得在本纳税年度的应纳税额中抵免，但是可以在以后纳税年度来源于该国家（地区）所得的抵免限额的余额中补扣。补扣期限最长不得超过五年。</p>	<p>の法律に基づいて納付しなければならず、且つ実際に既に納付した所得税額を指す。</p> <p>個人所得税法第7条にいう納税者の国外所得について本法規定に基づき計算した課税額とは、居住者個人が既に国外で納付した総合所得、経営所得及びその他の所得の所得税税額を控除、免除する限度額（以下、控除免除限度額と称する）を指す。国务院財政、稅務主管部門が別途規定を有する場合を除き、中国国外の一国（地域）に源泉がある総合所得の控除免除限度額、経営所得の控除免除限度額、その他の控除免除限度額の和を、当該国家（地域）を源泉とする所得の控除免除限度額とする。</p> <p>居住者個人が、中国国外の一国（地域）において実際に既に納付した個人所得税額が、前項規定に基づき算出した当該国（地域）に源泉のある所得の控除免除限度額を下回る場合、中国で差額部分の税額を納付しなければならない。当該国（地域）の所得の控除免除限度額を超過する場合、その超過部分を本納税年度の課税額から控除免除することはできない。ただし、以降の納税年度における、当該国（地域）に源泉のある所得の控除免除限度額の残額から追加控除することができる。追加控除期間は、最長でも5年を超えない。</p>
<p>第二十二条</p> <p>居民个人申请抵免已在境外缴纳的个人所得税税额，应当提供境外税务机关出具的税款所属年度的有关纳税凭证。</p>	<p>第22条</p> <p>居住者個人が、国外で既に納付した個人所得税額の控除、免除を申請する場合、国外の稅務機關が発行する税額所属年度の納税関連証憑を提出しなければならない。</p>
<p>第二十三条</p> <p>个人所得税法第八条第二款规定的利息，应当按照税款所属纳税申报期最后一日中国人民银行公布的与补税期间同期的人民币贷款基准利率计算，自税款纳税申报期满次日起至补缴税款期限届满之日止按日加收。纳税人在补缴税款期限届满前补缴税款的，利息加收至补缴税款之日。</p>	<p>第23条</p> <p>個人所得税法第8条第2項に規定する利子は、税額所属納税年度の最終日に中国人民銀行が公布する、税金追徴期間と同期の人民元貸付基準利率に基づき計算し、納税申告期間満了の翌日から税金追納期間満了日まで、1日毎に追加徴収しなければならない。納税者が、税金追納期間満了前に税金を追納した場合、利子の加算徴</p>

	収は税金を追納した日までとする。
<p>第二十四条</p> <p>扣缴义务人向个人支付应税款项时，应当依照个人所得税法规定预扣或者代扣税款，按时缴库，并专项记载备查。</p> <p>前款所称支付，包括现金支付、汇拨支付、转账支付和以有价证券、实物以及其他形式的支付。</p>	<p>第 24 条</p> <p>源泉徴収納税義務者が個人に課税項目の支払いを行う時、個人所得税法の規定に基づいて、税額を事前控除又は源泉徴収し、期限通りに国庫に納付し、且つ調査に備えて記録しておかなければならない。</p> <p>前項にいう支払には、現金支払、送金支払、銀行振込、及び有価証券、現物ならびにその他の形式の支払が含まれる。</p>
<p>第二十五条</p> <p>取得综合所得需要办理汇算清缴的情形包括：</p> <p>(一) 从两处以上取得综合所得，且综合所得年收入额减除专项扣除的余额超过 6 万元；</p> <p>(二) 取得劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得中一项或者多项所得，且综合所得年收入额减除专项扣除的余额超过 6 万元；</p> <p>(三) 纳税年度内预缴税额低于应纳税额；</p> <p>(四) 纳税人申请退税。</p> <p>纳税人申请退税，应当提供其在中国境内开设的银行账户，并在汇算清缴地就地办理税款退库。</p> <p>汇算清缴的具体办法由国务院税务主管部门制定。</p>	<p>第 25 条</p> <p>総合取得を取得して確定申告する必要がある場合には、以下の状況が含まれる。</p> <p>(1) 2ヶ所以上から総合所得を取得し、且つ総合所得の年収入額から特定項目控除を控除した残額が 6 万元を超える場合</p> <p>(2) 役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得のうち一項目又は複数項目を取得し、且つ総合所得の年収入額から特定項目控除を控除した残額が 6 万元を超える場合</p> <p>(3) 納税年度内の予納税額が、課税額を下回る場合</p> <p>(4) 納税者が税金の還付を申請した場合</p> <p>納税者が税金の還付を申請する場合、同人が中国国内で開設した銀行口座を提供し、且つ確定申告地において還付手続を行わなければならない。</p> <p>確定申告の具体的な方法は、国务院稅務主管部門が制定する。</p>
<p>第二十六条</p> <p>个人所得税法第十条第二款所称全员全额扣缴申报，是指扣缴义务人在代扣税款的次月十五日内，向主管税务机关报送其支付所得的所有个人的有关信息、支付所得数额、扣除事项和数额、扣缴税款的具体数额和总额以及其他相关涉税信息资料。</p>	<p>第 26 条</p> <p>個人所得税法第 10 条第 2 項にいう全員全額源泉徴収納付申告とは、源泉徴収納税義務者が、税額を源泉徴収した翌月 15 日までに、主管税務機関に対し、所得を支払った全ての個人に関する情報、支払った所得額、控除項目及び金額、源泉徴収した税金の具体的な金額及び総額、並びにその他の税務関連情報や資料を提出することを指す。</p>

<p>第二十七条</p> <p>納税人办理纳税申报的地点以及其他有关事项的具体办法，由国务院税务主管部门制定。</p>	<p>第 27 条</p> <p>納税者が納税申告手続を行う地点及びその他の関連事項の具体的方法は、国务院稅務主管部門が制定する。</p>
<p>第二十八条</p> <p>居民个人取得工资、薪金所得时，可以向扣缴义务人提供专项附加扣除有关信息，由扣缴义务人扣缴税款时减除专项附加扣除。纳税人同时从两处以上取得工资、薪金所得，并由扣缴义务人减除专项附加扣除的，对同一专项附加扣除项目，在一个纳税年度内只能选择从一处取得的所得中减除。</p> <p>居民个人取得劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得，应当在汇算清缴时向税务机关提供有关信息，减除专项附加扣除。</p>	<p>第 28 条</p> <p>居住者個人が給与、賃金所得を取得した場合、源泉徴収納税義務者に特定項目附加控除に関する情報を提出し、源泉徴収納税義務者が税額を源泉徴収する時に特定項目附加控除を減じることができる。納税者が2ヶ所以上から同時に給与、賃金所得を取得し、且つ源泉徴収納税義務者が特定項目附加控除を減じる場合、同一の特定項目附加控除項目については、一納税年度内において1ヶ所から取得した所得から減じることのみを選択することができる。</p> <p>居住者個人が役務報酬所得、原稿料所得、ロイヤリティ所得を取得した場合、確定申告時に、税務機関に関連情報を提出し、特定項目附加控除を減じなければならない。</p>
<p>第二十九条</p> <p>纳税人可以委托扣缴义务人或者其他单位和个人办理汇算清缴。</p>	<p>第 29 条</p> <p>納税者は、源泉徴収納税義務者又はその他の単位若しくは個人に委託して確定申告の手続をすることができる。</p>
<p>第三十条</p> <p>扣缴义务人应当按照纳税人提供的信息计算办理扣缴申报，不得擅自更改纳税人提供的信息。</p> <p>纳税人发现扣缴义务人提供或者扣缴申报的个人信息、所得、扣缴税款等与实际情况不符的，有权要求扣缴义务人修改。扣缴义务人拒绝修改的，纳税人应当报告税务机关，税务机关应当及时处理。</p> <p>纳税人、扣缴义务人应当按照规定保存与专项附加扣除相关的资料。税务机关可以对纳税人提供的专项附加扣除信息进行抽查，具体办法由国务院税务主管部门另行规定。税务机关发现纳税人提供虚假信息的，应当责令改正并通知扣缴义务人；情节严重</p>	<p>第 30 条</p> <p>源泉徴収納税義務者は、納税者が提供する情報に基づいて計算し、源泉徴収納税申告手続を行わなければならない。納税者が提供した情報を無断で変更してはならない。</p> <p>納税者は、源泉徴収納税義務者が提出し、又は源泉徴収申告する個人情報、所得、控除税額等が実際の状況と一致しないことを発見した場合、源泉徴収納税義務者に修正を求める権利を有する。源泉徴収納税義務者が修正を拒絶した場合、納税者は税務機関に報告しなければならない。税務機関は速やかに処理しなければならない。</p> <p>納税者、源泉徴収納税義務者は、規定に基づき、特定項目附加控除に関する資料を保存しな</p>

<p>的，有关部门应当依法予以处理，纳入信用信息系统并实施联合惩戒。</p>	<p>なければならない。税務機関は、納税者が提出した特定項目附加控除情報の抜き取り検査を実施することができ、具体的な方法は国務院税務主管部門が別途規定する。税務機関は、納税者が虚偽の情報を提供したことを発見した場合、改善を命じ、且つ源泉徴収納税義務者に通知しなければならない。情状が重い場合、関連部門が法に基づいて処理し、信用情報システムに記載し、且つ共同懲罰を実施しなければならない。</p>
<p>第三十一条</p> <p>納税人申請退税时提供的汇算清缴信息有错误的，税务机关应当告知其更正；纳税人更正的，税务机关应当及时办理退税。</p> <p>扣缴义务人未将扣缴的税款解缴入库的，不影响纳税人按照规定申请退税，税务机关应当凭纳税人提供的有关资料办理退税。</p>	<p>第 31 条</p> <p>納税者が税金の還付を申請する際に提出した確定申告の情報に誤りがある場合、税務機関は修正を告知しなければならない。納税者が修正した場合、税務機関は速やかに還付手続きを行わなければならない。</p> <p>源泉徴収納税義務者が源泉徴収した税額を国庫に納めていない場合、納税者の規定に基づく税金還付申請には影響を及ぼさず、税務機関は、納税者が提出する関連資料に基づいて還付手続きを行わなければならない。</p>
<p>第三十二条</p> <p>所得为人民币以外货币的，按照办理纳税申报或者扣缴申报的上一月最后一日人民币汇率中间价，折合成人民币计算应纳税所得额。年度终了后办理汇算清缴的，对已经按月、按季或者按次预缴税款的人民币以外货币所得，不再重新折算；对应当补缴税款的所得部分，按照上一纳税年度最后一日人民币汇率中间价，折合成人民币计算应纳税所得额。</p>	<p>第 32 条</p> <p>所得が人民元以外の通貨である場合、納税申告又は源泉徴収申告をする前月の最終日の人民元為替レート仲値に基づいて人民元に換算し、課税所得額を計算する。年度終了後に確定申告を行う場合、既に月毎、四半期毎、又は一回毎に予納している税額の人民元以外の通貨所得については、新たに換算しない。税額を追納しなければならない所得部分については、前納税年度の最終日の人民元為替レート仲値に基づいて人民元に換算し、課税所得額を計算する。</p>
<p>第三十三条</p> <p>税务机关按照个人所得税法第十七条的规定付给扣缴义务人手续费，应当填开退还书；扣缴义务人凭退还书，按照国库管理有关规定办理退库手续。</p>	<p>第 33 条</p> <p>税務機関が、個人所得税法第 17 条の規定に基づいて源泉徴収納税義務者に手数料を支払う場合、返還書を作成、発行しなければならない。源泉徴収納税義務者は、返還書をもって、国庫管理関連規定に基づき返還手続きを実施する。</p>
<p>第三十四条</p>	<p>第 34 条</p>

<p>个人所得税纳税申报表、扣缴个人所得税报告表和个人所得税完税凭证式样，由国务院税务主管部门统一制定。</p>	<p>個人所得税納税申告表、個人所得税源泉徴収報告表及び個人所得税納税証憑の様式は、国务院稅務主管部門が統一して制定する。</p>
<p>第三十五条 军队人员个人所得税征收事宜，按照有关规定执行。</p>	<p>第 35 条 軍隊人員の個人所得税徴収については、関連規定に基づいて執行する。</p>
<p>第三十六条 本条例自 2019 年 1 月 1 日起施行。</p>	<p>第 36 条 本条例は 2019 年 1 月 1 日より施行する。</p>



華鐘諮詢

## 国务院の、個人所得税特定項目付加控除暫定弁法の公布に関する通知

### 国务院关于印发个人所得税专项附加扣除暂行办法的通知

国发〔2018〕41号

各省、自治区、直辖市人民政府、国务院各部委、各直属机关：

ここに、『個人所得税特定項目付加控除暫定弁法』を公布するので、真摯且つ徹底して執行されたい。

国务院

2018年12月13日

(本文書は公開公布)

## 個人所得税特定項目付加控除暫定弁法

### 个人所得税专项附加扣除暂行办法

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
<b>第一章 总则</b>	<b>第1章 総則</b>
第一条 根据《中华人民共和国个人所得税法》（以下简称个人所得税法）规定，制定本办法。	第1条 『中華人民共和国個人所得税法』(以下、個人所得税法と称する)の規定に基づき、本弁法を制定する。
第二条 本办法所称个人所得税专项附加扣除，是指个人所得税法规定的子女教育、继续教育、大病医疗、住房贷款利息或者住房租金、赡养老人等6项专项附加扣除。	第2条 本弁法でいうところの個人所得税特定項目付加控除とは、個人所得税法が規定する子女教育、継続教育、大病医療、住宅ローン利子又は住宅賃貸料、老人扶養等の6項目の特定項目付加控除を指す。
第三条 个人所得税专项附加扣除遵循公平合理、利于民生、简便易行的原则。	第3条 個人所得税特定項目付加控除は、公平で合理的、人々の生活に利するもので、簡便で実行しやすいという原則を遵守する。
第四条 根据教育、医疗、住房、养老等民生支出变化情况，适时调整专项附加扣除范围和标准。	第4条 教育、医療、住宅、老人扶養等の民生支出の変化状況に応じて、特定項目付加控除の範囲及び基準を適時調整する。
<b>第二章 子女教育</b>	<b>第2章 子女教育</b>
第五条 纳税人的子女接受全日制学历教育的相关支出，按照每个子女每月1000元的标准定额扣除。 学历教育包括义务教育（小学、初中教育）、高中阶段教育（普通高中、中等职业、	第5条 納税人の子女が全日制学歴教育を受けた場合の関連支出は、子女1人当たり毎月1,000元の基準で定額控除する。 学歴教育には、義務教育（小学校及び中学校教育）、高等学校レベルの教育（普通高校、中等

<p>技工教育)、高等教育(大学专科、大学本科、硕士研究生、博士研究生教育)。</p> <p>年满3岁至小学入学前处于学前教育阶段的子女,按本条第一款规定执行。</p>	<p>職業教育、技工教育)、高等教育(大学専科、大学本科、修士研究生、博士研究生教育)を含む。</p> <p>年齢満3歳から小学校入学前の子女については、本条第1項の規定に基づいて実施する。</p>
<p>第六条 父母可以选择由其中一方按扣除标准的100%扣除,也可以选择由双方分别按扣除标准的50%扣除,具体扣除方式在一个纳税年度内不能变更。</p>	<p>第6条 父母は、父母のうち一方が控除基準の100%を控除するか、双方50%ずつ控除するか、選択することができる。具体的な控除方式は、一納税年度中は変更できない。</p>
<p>第七条 纳税人子女在中国境外接受教育的,纳税人应当留存境外学校录取通知书、留学签证等相关教育的证明资料备查。</p>	<p>第7条 納税人の子女が中国国外で教育を受ける場合、納税人は、国外の学校の入学通知書、留学査証等、教育に関する証明資料を保管して、検査に備えなければならない。</p>
<p><b>第三章 继续教育</b></p>	<p><b>第3章 継続教育</b></p>
<p>第八条 纳税人在中国境内接受学历(学位)继续教育的支出,在学历(学位)教育期间按照每月400元定额扣除。同一学历(学位)继续教育的扣除期限不能超过48个月。纳税人接受技能人员职业资格继续教育、专业技术人员职业资格继续教育的支出,在取得相关证书的当年,按照3600元定额扣除。</p>	<p>第8条 納税人が中国国内で学歴(学位)継続教育を受けた場合の支出は、学歴(学位)教育期間中に、毎月400元を定額控除する。同一の学歴(学位)継続教育の期間は、48ヶ月を超えてはならない。納税人が技能者職業資格継続教育、専門技術者職業資格継続教育を受けた場合の支出は、関連の証書を取得した年において、3,600元を定額控除する。</p>
<p>第九条 个人接受本科及以下学历(学位)继续教育,符合本办法规定扣除条件的,可以选择由其父母扣除,也可以选择由本人扣除。</p>	<p>第9条 個人が本科及びそれ以下の学歴(学位)継続教育を受け、本弁法に規定する控除条件に合致する場合、当該教育支出は、その父母が控除することも、本人が控除することも選択できる。</p>
<p>第十条 纳税人接受技能人员职业资格继续教育、专业技术人员职业资格继续教育的,应当留存相关证书等资料备查。</p>	<p>第10条 納税人が技能者職業資格継続教育、専門技術者職業資格継続教育を受けた場合、関連の証書等の資料を保管して、検査に備えなければならない。</p>
<p><b>第四章 大病医疗</b></p>	<p><b>第4章 大病医療特定項目付加控除</b></p>
<p>第十一条 在一个纳税年度内,纳税人发生的与基本医保相关的医药费用支出,扣除医保报销后个人负担(指医保目录范围内的自付部分)累计超过15000元的部分,由纳税人在办理年度汇算清缴时,在80000元限额内据实扣除。</p>	<p>第11条 一納税年度内に、納税人に発生した、基本医療保険に関する医薬費用の支出は、医療保険による負担を控除した後の個人負担(医療保険リストの範囲内の自己負担部分を指す)の累計が15,000元を超えた部分について、納税人が年度確定申告を行う際に、80,000元を限度として実費控除する。</p>

<p>第十二条 纳税人发生的医药费用支出可以选择由本人或者其配偶扣除；未成年子女发生的医药费用支出可以选择由其父母一方扣除。</p> <p>纳税人及其配偶、未成年子女发生的医药费用支出，按本办法第十一条规定分别计算扣除额。</p>	<p>第 12 条 納税人に発生した医薬費用支出は、本人又はその配偶者を選択して控除することができる。未成年の子女に発生した医薬費用は、その父母の一方を選択して控除することができる。</p> <p>納税人及びその配偶者、未成年の子女に発生した医薬費用支出は、本弁法第 11 条の規定に基づいて別々に控除額を計算する。</p>
<p>第十三条 纳税人应当留存医药服务收费及医保报销相关票据原件(或者复印件)等资料备查。医疗保障部门应当向患者提供在医疗保障信息系统记录的本人年度医药费用信息查询服务。</p>	<p>第 13 条 納税人は、医薬サービス費用及び医療保険の精算に関する証票の原本（又はコピー）等の資料を保存し、検査に備えなければならない。医療保障部門は、患者に対し、医療保障情報システムに記録された本人の年度医薬費用情報の検索サービスを提供しなければならない。</p>
<p><b>第五章 住房贷款利息</b></p>	<p><b>第 5 章 住宅ローン利息</b></p>
<p>第十四条 纳税人本人或者配偶单独或者共同使用商业银行或者住房公积金个人住房贷款为本人或者其配偶购买中国境内住房，发生的首套住房贷款利息支出，在实际发生贷款利息的年度，按照每月 1000 元标准定额扣除，扣除期限最长不超过 240 个月。纳税人只能享受一次首套住房贷款的利息扣除。本办法所称首套住房贷款是指购买住房享受首套住房贷款利率的住房贷款。</p>	<p>第 14 条 納税人本人又は配偶者が、単独又は共同で、商業銀行又は住宅積立金の個人住宅ローンを、本人又はその配偶者の中国国内での住宅購入に用い、発生した 1 軒目の住宅ローン利子支出は、実際にローン利子が発生した年度において、毎月 1,000 元の基準で定額控除し、控除期間は最長でも 240 ヶ月を超えない。納税人は、1 軒目の住宅について 1 回だけ、ローン利子を控除することができる。</p> <p>本弁法で言うところの 1 軒目の住宅ローンとは、住宅を購入して 1 軒目の住宅ローン利率を享受した住宅のローンを指す。</p>
<p>第十五条 经夫妻双方约定，可以选择由其中一方扣除，具体扣除方式在一个纳税年度内不能变更。</p> <p>夫妻双方婚前分别购买住房发生的首套住房贷款，其贷款利息支出，婚后可以选择其中一套购买的住房，由购买方按扣除标准的 100% 扣除，也可以由夫妻双方对各自购买的住房分别按扣除标准的 50% 扣除，具体扣除方式在一个纳税年度内不能变更。</p>	<p>第 15 条 夫婦双方の約定により、夫婦のうち一方で控除することを選択でき、具体的な控除方式は、一納税年度内は変更できない。</p> <p>夫婦双方が結婚前に各々住宅を購入して発生した 1 軒目の住宅ローンは、そのローン利子支出は、結婚後にそのうち 1 軒を選択して、購入者が控除基準の 100% を控除することも、夫婦双方が各自購入した住宅について別々に、控除基準の 50% で控除することもできる。具体的な控除方式は、一納税年度内は変更できない。</p>
<p>第十六条 纳税人应当留存住房贷款合同、</p>	<p>第 16 条 納税人は、住宅ローン契約、ローン返</p>

贷款还款支出凭证备查。	済支出証憑を保管し、検査に備えなければならない。
<b>第六章 住房租金</b>	<b>第6章 住宅賃貸料</b>
<p>第十七条 纳税人在主要工作城市没有自有住房而发生的住房租金支出，可以按照以下标准定额扣除：</p> <p>（一）直辖市、省会（首府）城市、计划单列市以及国务院确定的其他城市，扣除标准为每月1500元；</p> <p>（二）除第一项所列城市以外，市辖区户籍人口超过100万的城市，扣除标准为每月1100元；市辖区户籍人口不超过100万的城市，扣除标准为每月800元。</p> <p>纳税人的配偶在纳税人的主要工作城市有自有住房的，视同纳税人在主要工作城市有自有住房。</p> <p>市辖区户籍人口，以国家统计局公布的数据为准。</p>	<p>第17条 納税人が、主たる勤務都市に自身の住宅を持たず、それにより発生する住宅賃貸料支出は、以下の基準に基づいて定額控除することができる。</p> <p>（1）直辖市、省都（首府）、計画単列市及び国务院が確定するその他の都市の場合、控除基準を毎月1,500元とする。</p> <p>（2）第一項に挙げる都市を除き、市辖区の戸籍人口が100万人を超える都市の場合、控除基準を毎月1,100元とする。市辖区の戸籍人口が100万人を超えない都市の場合、控除基準を毎月800元とする。</p> <p>納税人の配偶者が納税人の主たる勤務都市に自身の住宅を持っている場合、納税人が主たる勤務都市に自身の住宅を持つと見なす。</p> <p>市辖区の戸籍人口は、国家統計局が発表するデータに準ずる。</p>
<p>第十八条 本办法所称主要工作城市是指纳税人任职受雇的直辖市、计划单列市、副省级城市、地级市（地区、州、盟）全部行政区域范围；纳税人无任职受雇单位的，为受理其综合所得汇算清缴的税务机关所在城市。</p> <p>夫妻双方主要工作城市相同的，只能由一方扣除住房租金支出。</p>	<p>第18条 本法でいうところの主たる勤務都市とは、納税人が雇用、任職されている直辖市、計画単列市、副省級都市、地級市（地区、州、盟）の全行政区域を指し、雇用企業が無い場合は、総合所得の確定申告を受理する税務機関が所在する都市とする。</p> <p>夫婦の主たる勤務都市が同一である場合、一方のみ住宅賃貸料支出を控除することができる。</p>
第十九条 住房租金支出由签订租赁住房合同的承租人扣除。	第19条 住宅賃貸料支出は、住宅賃貸契約を締結した賃借人が控除する。
第二十条 纳税人及其配偶在一个纳税年度内不能同时分别享受住房贷款利息和住房租金专项附加扣除。	第20条 納税人とその配偶者が、一納税年度内に、同時に各々住宅ローン利子と住宅賃貸料特定項目付加控除を受けることはできない。
第二十一条 纳税人应当留存住房租赁合同、协议等有关资料备查。	第21条 納税人は、住宅賃貸契約、協議書等の関連資料を保存して、検査に備えなければならない。
<b>第七章 赡养老人</b>	<b>第7章 老人扶養</b>

<p>第二十二條 納税人贍養一位及以上被贍養人的贍養支出，統一按照以下標準定額扣除：</p> <p>（一）納税人為独生子女的，按照每月 2000 元的標準定額扣除；</p> <p>（二）納税人為非独生子女的，由其與兄弟姐妹分攤每月 2000 元的扣除額度，每人分攤的額度不能超過每月 1000 元。可以由贍養人均攤或者約定分攤，也可以由被贍養人指定分攤。約定或者指定分攤的須簽訂書面分攤協議，指定分攤優先於約定分攤。具體分攤方式和額度在一個納稅年度內不能變更。</p>	<p>第 22 條 納税人が、1 名及びそれ以上の被扶養者を扶養した場合の扶養支出は、統一して以下の基準に基づき、定額控除する。</p> <p>（1）納税人がひとりっ子である場合、毎月 2,000 元の基準で定額控除する。</p> <p>（2）納税人がひとりっ子でない場合、毎月 2,000 元の控除額を、兄弟姉妹と分担するものとし、1 人が分担する額は、毎月 1,000 元を超えない。扶養者により均等分担又は約定分担することも、被扶養者の指定による分担をすることもできる。約定分担又は指定分担する場合は、書面による分担協定を締結しなければならない。指定分担は約定分担に優先する。具体的な分担の方式及び金額は、一納税年度内は変更することができない。</p>
<p>第二十三條 本辦法所稱被贍養人是指年滿 60 歲的父母，以及子女均已去世的年滿 60 歲的祖父母、外祖父母。</p>	<p>第 23 條 本辦法でいうところの被扶養者とは、年齢満 60 歳の父母、及び既に子女が亡くなっている年齢満 60 歳の祖父母、母方の祖父母を指す。</p>
<p><b>第八章 保障措施</b></p>	<p><b>第 8 章 保障措置</b></p>
<p>第二十四條 納税人向收款单位索取发票、财政票据、支出凭证，收款单位不能拒绝提供。</p>	<p>第 24 條 納税人が金銭受領單位に發票、財政証票、支出証憑を求めた場合、金銭受領單位はその提供を拒絶してはならない。</p>
<p>第二十五條 納税人首次享受专项附加扣除，应当将专项附加扣除相关信息提交扣缴义务人或者税务机关，扣缴义务人应当及时将相关信息报送税务机关，納税人对所提交信息的真实性、准确性、完整性负责。专项附加扣除信息发生变化的，納税人应当及时向扣缴义务人或者税务机关提供相关信息。</p> <p>前款所稱专项附加扣除相关信息，包括納税人本人、配偶、子女、被贍養人等个人信息，以及国务院税务主管部门规定的其他与专项附加扣除相关的信息。</p> <p>本辦法規定納税人需要留存备查的相关资料应当留存五年。</p>	<p>第 25 條 納税人は、初めて特定項目付加控除を受ける際、特定項目付加控除に関する情報を源泉徴収納税義務者又は税務機関に提出しなければならない。源泉徴収納税義務者は、速やかに、関連の情報を税務機関に提出しなければならない。納税人は提出した情報の真実性、正確性、完全性について責を負わなければならない。特定項目付加控除の情報に変更が発生した場合、納税人は、速やかに源泉徴収納税義務者或いは税務機関に関連の情報を提出しなければならない。</p> <p>前項でいうところの特定項目付加控除に関する情報には、納税人本人、配偶者、子女、被扶養者等の個人の身元情報及び国务院税务主管部</p>

	<p>門が規定する特定項目付加控除に関連するその他情報を含む。</p> <p>本弁法は、納税人が保管して検査に備える必要がある資料の保管期間を5年と規定する。</p>
<p>第二十六条 有关部门和单位有责任和义务向税务部门提供或者协助核实以下与专项附加扣除有关的信息：</p> <p>（一）公安部门有关户籍人口基本信息、户成员关系信息、出入境证件信息、相关出国人员信息、户籍人口死亡标识等信息；</p> <p>（二）卫生健康部门有关出生医学证明信息、独生子女信息；</p> <p>（三）民政部门、外交部门、法院有关婚姻状况信息；</p> <p>（四）教育部门有关学生学籍信息（包括学历继续教育学生学籍、考籍信息）、在相关部门备案的境外教育机构资质信息；</p> <p>（五）人力资源社会保障等部门有关技工学校学生学籍信息、技能人员职业资格继续教育信息、专业技术人员职业资格继续教育信息；</p> <p>（六）住房城乡建设部门有关房屋（含公租房）租赁信息、住房公积金管理机构有关住房公积金贷款还款支出信息；</p> <p>（七）自然资源部门有关不动产登记信息；</p> <p>（八）人民银行、金融监督管理部门有关住房商业贷款还款支出信息；</p> <p>（九）医疗保障部门有关在医疗保障信息系统记录的个人负担的医药费用信息；</p> <p>（十）国务院税务主管部门确定需要提供的其他涉税信息。</p> <p>上述数据信息的格式、标准、共享方式，由国务院税务主管部门及各省、自治区、直辖市和计划单列市税务局商有关部门确定。</p> <p>有关部门和单位拥有专项附加扣除涉税信息，但未按规定要求向税务部门提供的，拥有涉税信息的部门或者单位的主要负责人及</p>	<p>関連部門及び単位は税務部門に対し、特定項目付加控除に関連する以下の情報を提供又は事実照合に協力する責任と義務を負う。</p> <p>（1）公安部門：戸籍登録者に関する基本情報、戸籍登録者との関係の情報、出入国証明に関する情報、出国人員に関する情報、戸籍登録者の死亡記載等に関する情報。</p> <p>（2）衛生健康部門：出生に関する医学証明情報、ひとりっ子の子女の情報。</p> <p>（3）民政部門、外交部門、裁判所：婚姻状況に関する情報。</p> <p>（4）教育部門：学生の学籍に関する情報（学歴継続教育の学生の学籍情報、試験情報を含む）、関連部門に届け出る、国外教育機関の資格に関する情報。</p> <p>（5）人力資源社会保障等の部門：技工学校の学生の学籍に関する情報。技能者の職業資格継続教育に関する情報、専門技術者の職業資格継続教育に関する情報。</p> <p>（6）住宅都市農村建設部門：住宅（公共賃貸住宅を含む）賃貸に関する情報、住宅積立金管理機構の住宅積立金ローン返済支出に関する情報。</p> <p>（7）自然資源部門：不動産登記に関する情報</p> <p>（8）人民銀行、金融監督管理部門：住宅商業ローン返済支出に関する情報</p> <p>（9）医療保障部門：医療保障情報システムに記録された、個人負担の医薬費用に関する情報</p> <p>（10）国务院稅務主管部門が提出を要すると確定するその他の稅務関連情報</p> <p>上述のデータ情報の様式、基準、共有方式は、国务院稅務主管部門及び各省、自治区、直辖市並びに計画单列市の稅務局が、関連部門と協議して確定する。</p>

<p>相关人员承担相应责任。</p>	<p>関連部門及び単位が、特定項目付加控除の税務関連情報を保有していながら、規定の要求どおりに税務部門へ提出しない場合、税務関連情報を保有している部門又は単位の主要責任者及び関係者は、相応の責任を負わなければならない。</p>
<p>第二十七条 扣缴义务人发现纳税人提供的信息与实际情况不符的，可以要求纳税人修改。纳税人拒绝修改的，扣缴义务人应当报告税务机关，税务机关应当及时处理。</p>	<p>第 27 条 源泉徴収納税義務者は、納税人が提出した情報が実際の状況と合致しないことを発見した場合、納税人に修正を要求することができる。納税人が修正を拒否した場合、源泉徴収納税義務者は、税務機関に報告しなければならない。税務機関は速やかに処理しなければならない。</p>
<p>第二十八条 税务机关核查专项附加扣除情况时，纳税人任职受雇单位所在地、经常居住地、户籍所在地的公安派出所、居民委员会或者村民委员会等有关单位和个人应当协助核查。</p>	<p>第 28 条 税務機関が特定項目付加控除の状況を検査する場合、納税人が雇用されている企業の所在地、通常居住地、戸籍所在地の公安派出所、住民委員会又は村民委員会等の関連単位及び個人は、検査に協力しなければならない。</p>
<p><b>第九章 附则</b></p>	<p><b>第 9 章 付則</b></p>
<p>第二十九条 本办法所称父母，是指生父母、继父母、养父母。本办法所称子女，是指婚生子女、非婚生子女、继子女、养子女。父母之外的其他人担任未成年人的监护人的，比照本办法规定执行。</p>	<p>第 29 条 本弁法でいうところの父母とは、実父母、継父母、養父母を指す。本弁法でいうところの子女とは、嫡出子、非嫡出子、継子女、養子女を指す。父母以外の他者が未成年者の後見人を担当する場合、本弁法の規定を参照して実施する。</p>
<p>第三十条 个人所得税专项附加扣除额一个纳税年度扣除不完的，不能结转以后年度扣除。</p>	<p>第 30 条 個人所得税の特定項目付加控除額を一納税年度内に控除し終わらない場合、以降の年度に繰越して控除することはできない。</p>
<p>第三十一条 个人所得税专项附加扣除具体操作办法，由国务院税务主管部门另行制定。</p>	<p>第 31 条 個人所得税特定項目付加控除の具体的な操作弁法は、国务院税務主管部門が別途制定する。</p>
<p>第三十二条 本办法自 2019 年 1 月 1 日起施行。</p>	<p>第 32 条 本弁法は 2019 年 1 月 1 日より施行する。</p>

## 中国国内で住所を持たない個人の居住期間判定基準に関する公告 关于在中国境内无住所的个人居住时间判定标准的公告

財政部 稅務總局公告 2019 年第 34 号

財政部 稅務總局

2019 年 3 月 14 日

### 翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
<p>为贯彻落实修改后的《中华人民共和国个人所得税法》和《中华人民共和国个人所得税法实施条例》，现将在中国境内无住所的个人（以下称无住所个人）居住时间的判定标准公告如下：</p>	<p>改正後の『中華人民共和国個人所得稅法』及び『中華人民共和国個人所得稅法實施條例』を徹底して実施するために、中国国内で住所を持たない個人（以下、無住所個人と称する）の居住期間の判定基準について、以下の如く公告する。</p>
<p>一、无住所个人一个纳税年度在中国境内累计居住满 183 天的，如果此前六年内在中国境内每年累计居住天数都满 183 天而且没有任何一年单次离境超过 30 天，该纳税年度来源于中国境内、境外所得应当缴纳个人所得税；如果此前六年的任一年在中国境内累计居住天数不满 183 天或者单次离境超过 30 天，该纳税年度来源于中国境外且由境外单位或者个人支付的所得，免于缴纳个人所得税。</p> <p>前款所称此前六年，是指该纳税年度的前一年至前六年的连续六个年度，此前六年的起始年度自 2019 年（含）以后年度开始计算。</p>	<p>一、無住所個人が、一納稅年度中に中国国内に累計満 183 日居住し、直近 6 年間の毎年の中国国内での累計居住日数が、いずれも満 183 日であり、且つどの一年にも 1 回あたり 30 日を超える出国が無い場合、当該納稅年度に中国国内、国外を源泉とする所得について、個人所得稅を納付しなければならない。直近 6 年間のいずれか一年に、中国国内での累計居住日数が 183 日未滿であり、又は 1 回あたり 30 日を超える出国がある場合、当該納稅年度に、中国国外に源泉があり、且つ国外の企業又は個人が支払う所得は、個人所得稅の納付を免除する。</p> <p>前項にいう直近 6 年とは、当該納稅年度の前の 1 年目から 6 年目の連続 6 年度を指し、直近前 6 年の起点年度は、2019 年（同年を含む）以降の年度から起算する。</p>
<p>二、无住所个人一个纳税年度内在中国境内累计居住天数，按照个人在中国境内累计停留的天数计算。在中国境内停留的当天满 24 小时的，计入中国境内居住天数，在中国境内停留的当天不足 24 小时的，不计入中国境内居住天数。</p>	<p>二、無住所個人の、一納稅年度における中国国内の累計居住日数は、個人が中国国内に滞在した累計日数で計算する。中国国内における滞在当日が満 24 時間である場合、中国国内居住日数に計算し、中国国内における滞在当日が 24 時間未滿である場合は、中国国内居住日数に計算しない。</p>
<p>三、本公告自 2019 年 1 月 1 日起施行。 特此公告。</p> <p style="text-align: right;">財政部 稅務總局 2019 年 3 月 14 日</p>	<p>三、本公告は 2019 年 1 月 1 日から施行する。 ここに公告する。</p> <p style="text-align: right;">財政部 稅務總局 2019 年 3 月 14 日</p>

**財政部 税務総局**  
**非居住者個人及び住所を持たない居住者個人**  
**に関する個人所得税政策についての公告**  
**关于非居民个人和无住所居民个人有关个人所得税政策的公告**  
 財政部 税務総局公告 2019 年第 35 号

改訂された『中華人民共和国個人所得税法』（以下、税法と称する）及び『中華人民共和国個人所得税法实施条例』（以下、实施条例と称する）を徹底して実施するために、非居住者個人及び住所を持たない居住者個人（以下、住所を持たない個人と総称する）に関する個人所得税政策について、以下の如く公告する。

为贯彻落实修改后的《中华人民共和国个人所得税法》（以下称税法）和《中华人民共和国个人所得税法实施条例》（以下称实施条例），现将非居民个人和无住所居民个人（以下统称无住所个人）有关个人所得税政策公告如下：

財政部 税務総局

2019 年 3 月 14 日

**翻訳：華鐘コンサルタントグループ**

中国語原文	日本語対訳
<b>一、关于所得来源地</b>	<b>一、所得の源泉地について</b>
<p>（一）关于工资薪金所得来源地的规定。</p> <p>个人取得归属于中国境内（以下称境内）工作期间的工资薪金所得为来源于境内的工资薪金所得。境内工作期间按照个人在境内工作天数计算，包括其在境内的实际工作日以及境内工作期间在境内、境外享受的公休假、个人休假、接受培训的天数。在境内、境外单位同时担任职务或者仅在境外单位任职的个人，在境内停留的当天不足 24 小时的，按照半天计算境内工作天数。</p> <p>无住所个人在境内、境外单位同时担任职务或者仅在境外单位任职，且当期同时在境内、境外工作的，按照工资薪金所属境内、境外工作天数占当期公历天数的比例计算确定来源于境内、境外工资薪金所得的收入额。境外工作天数按照当期公历天数减去当期境内工作天数计算。</p>	<p>（一）給与・賃金所得の源泉地に関する規定。</p> <p>個人が、中国国内（以下、国内と称する）における勤務期間中に取得した給与・賃金所得を、源泉が国内にある給与・賃金所得とする。国内の勤務期間は、個人の国内における勤務日数に基づいて計算し、国内で実際に勤務した日及び国内勤務期間中に国内、国外で享受した公休、個人休暇、研修を受けた日数を含む。国内、国外の企業において同時に職務を担当する個人、或いは国外企業においてのみ勤務する個人で、国内にて停留した当日が 24 時間に満たない場合、国内勤務日数を半日として計算する。</p> <p>住所を持たない個人が国内、国外の企業で同時に職務を担当する場合、或いは国外企業でのみ勤務する場合で、且つ同期に同時に国内、国外で勤務するとき、給与・賃金の所属は、国内、国外勤務の日数が同期の暦年日数に占める割合に基づいて、国内、国外に源泉のある給与・賃金所得の所得額を計算し、確定する。国外勤務日数は、同期の暦年日数から同期の国内勤務日数を</p>

<p>(二) 关于数月奖金以及股权激励所得来源地的规定。</p> <p>无住所个人取得的数月奖金或者股权激励所得按照本条第(一)项规定确定所得来源地的,无住所个人在境内履职或者执行职务时收到的数月奖金或者股权激励所得,归属于境外工作期间的部分,为来源于境外的工资薪金所得;无住所个人停止在境内履约或者执行职务离境后收到的数月奖金或者股权激励所得,对属于境内工作期间的部分,为来源于境内的工资薪金所得。具体计算方法为:数月奖金或者股权激励乘以数月奖金或者股权激励所属工作期间境内工作天数与所属工作期间公历天数之比。</p> <p>无住所个人一个月内取得的境内外数月奖金或者股权激励包含归属于不同期间的多笔所得的,应当先分别按照本公告规定计算不同归属期间来源于境内的所得,然后再加总计算当月来源于境内的数月奖金或者股权激励收入额。</p> <p>本公告所称数月奖金是指一次取得归属于数月的奖金、年终加薪、分红等工资薪金所得,不包括每月固定发放的奖金及一次性发放的数月工资。本公告所称股权激励包括股票期权、股权期权、限制性股票、股票增值权、股权激励以及其他因认购股票等证券而有价证券而从雇主取得的折扣或者补贴。</p>	<p>減じて計算する。</p> <p>(二) 複数月の賞与及び株式インセンティブの源泉地に関する規定。</p> <p>住所を持たない個人が取得した複数月の賞与又は株式インセンティブ所得を、本条第(一)項の規定に基づいてその源泉地を確定する場合、住所を持たない個人が国内で職務を履行或いは執行して収受した複数月の賞与又は株式インセンティブ所得の国外勤務期間に帰属する部分について、国外に源泉のある給与・賃金所得とする。住所を持たない個人が、国内での約定履行や職務執行を停止し、出国した後に収受した複数月の賞与又は株式インセンティブ所得は、国内勤務期間に帰属する部分について、国内に源泉のある給与・賃金所得とする。具体的な計算方法は、以下の通り。複数月の賞与又は株式インセンティブ×複数月の賞与又は株式インセンティブが帰属する勤務期間の国内勤務日数と所属勤務期間の暦年日数の割合。</p> <p>住所を持たない個人が1か月間に取得した国内外の複数月の賞与又は株式インセンティブに、異なる期間に属する複数回の所得が含まれる場合、先ず、本公告の規定に基づいて、異なる期間における国内を源泉とする所得を別々に計算した上で、合計し、当月に国内を源泉とする複数月の賞与又は持分インセンティブ所得の額を計算しなければならない。</p> <p>本公告でいうところの複数月の賞与とは、複数月分の賞与、年末昇給、配当等の給与・賃金所得を一括で取得することを指し、毎月固定で支給される賞与及び一括で支給される複数月の給与を含まない。本公告でいうところの株式インセンティブには、ストックオプション、株式オプション、制限付き株式、株式評価益権、株式報奨及び株式等の有価証券の購入引受けにより雇用主から取得したその他の割引又は補助金が含まれる。</p>
<p>(三) 关于董事、监事及高层管理人员取得报酬所得来源地的规定。</p> <p>对于担任境内居民企业的董事、监事及高</p>	<p>(三) 董事、監事及び高級管理人員が取得する報酬所得の源泉地に関する規定。</p> <p>国内居住者企業の董事、監事及び高級管理職</p>

<p>层管理职务的个人(以下统称高管人员),无论是否在境内履行职务,取得由境内居民企业支付或者负担的董事费、监事费、工资薪金或者其他类似报酬(以下统称高管人员报酬,包含数月奖金和股权激励),属于来源于境内的所得。</p> <p>本公告所称高层管理职务包括企业正、副(总)经理、各职能总师、总监及其他类似公司管理层的职务。</p>	<p>を担当する個人(以下、高管人員と総称する)については、国内で職務を履行するか否かに関わらず、国内居住者企業が支払った、又は負担した董事費、監事費、給与・賃金又はその他の類似報酬(以下、高管人員報酬を総称し、複数月の賞与や株式インセンティブを含む)は、国内に源泉のある所得に該当する。</p> <p>本公告でいうところの高級管理職には、企業の正副(総)経理、各職能チーフ、総監及び会社管理職に類似するその他の職位を含む。</p>
<p>(四) 关于稿酬所得来源地的规定。</p> <p>由境内企业、事业单位、其他组织支付或者负担的稿酬所得,为来源于境内的所得。</p>	<p>(四) 原稿料所得の源泉地に関する規定。</p> <p>国内企業、事業単位、その他組織が支払った、或いは負担した原稿料所得は、国内に源泉のある所得とする。</p>
<p>二、关于无住所个人工资薪金所得收入额计算</p> <p>无住所个人取得工资薪金所得,按以下规定计算在境内应纳税的工资薪金所得的收入额(以下称工资薪金收入额):</p>	<p>二、住所を持たない個人の給与・賃金所得の所得額計算について</p> <p>住所を持たない個人が給与・賃金所得を取得した場合、以下の規定に基づいて、国内で課税される給与・賃金所得の所得額(以下、給与・賃金所得額と総称する)を計算する。</p>
<p>(一) 无住所个人为非居民个人的情形。</p> <p>非居民个人取得工资薪金所得,除本条第(三)项规定以外,当月工资薪金收入额分别按照以下两种情形计算:</p> <p>1. 非居民个人境内居住时间累计不超过90天的情形。</p> <p>在一个纳税年度内,在境内累计居住不超过90天的非居民个人,仅就归属于境内工作期间并由境内雇主支付或者负担的工资薪金所得计算缴纳个人所得税。当月工资薪金收入额的计算公式如下(公式一):</p>	<p>(一)住所を持たない個人が非居住者個人である場合。</p> <p>非居住者個人が給与・賃金所得を取得した場合、本条第(三)項に規定するケースを除き、当月の給与・賃金所得額は、各々以下の2種類に分けて計算する。</p> <p>1. 非居住者個人の国内居住時間が累計で90日を超えない状況。</p> <p>一納税年度内に、国内での累計居住日数が90日を超えない非居住者個人は、国内勤務期間に該当する部分に対して国内雇用主が支払った、又は負担した給与・賃金所得についてのみ、個人所得税を計算、納付する。当月の給与・賃金所得額の計算式は以下の通り(公式一)。</p>
<p><b>中国語原文</b></p> $\begin{array}{l} \text{当月工资} \\ \text{薪金收入} \end{array} = \begin{array}{l} \text{当月境内外} \\ \text{工资薪金} \\ \text{总额} \end{array} \times \frac{\text{当月境内支付工资薪金额}}{\text{当月境内外支付工资薪金额}} \times \frac{\text{当月工资薪金所属}}{\text{工作期间境内工作天数}} \times \frac{\text{当月工资薪金所属}}{\text{工作期间公历天数}}$	

<p><b>日本語対訳</b></p> <p>当月の給与・賃金所得 = <math>\frac{\text{当月の国内外給与・賃金総額}}{\text{当月国内外支払の給与賃金額}} \times \frac{\text{当月給与賃金の国内勤務日数}}{\text{当月給与賃金の暦年日数}}</math></p>	
<p>本公告所称境内雇主包括雇佣员工的境内单位和个人以及境外单位或者个人在境内的机构、场所。凡境内雇主采取核定征收所得税或者无营业收入未征收所得税的，无住所个人为其工作取得工资薪金所得，不论是否在该境内雇主会计账簿中记载，均视为由该境内雇主支付或者负担。本公告所称工资薪金所属工作期间的公历天数，是指无住所个人取得工资薪金所属工作期间按公历计算的天数。</p> <p>本公告所列公式中当月境内外工资薪金包含归属于不同期间的多笔工资薪金的，应当先分别按照本公告规定计算不同归属期间工资薪金收入额，然后再加总计算当月工资薪金收入额。</p>	<p>本公告でいうところの国内雇用主には、従業員を雇用する国内企業、個人及び国外企業或いは個人の国内における機構、場所を含む。国内雇用主が査定により所得税を徴収したり、営業収入が無く所得税を徴収していない場合、住所を持たない個人がその勤務により取得した給与・賃金所得は、当該国内雇用主の会計帳簿に記載されているか否かによらず、全て、当該国内雇用主が支払った、又は負担したものと見なす。本公告でいうところの給与・賃金が所属する勤務期間の暦年日数とは、住所を持たない個人の給与・賃金の所属勤務期間を、暦年に応じて計算した日数を指す。</p> <p>本公告に記載する公式において、当月の国内外給与・賃金に、異なる期間の複数回の給与・賃金が含まれる場合、先ず、本公告の規定に基づいて、異なる期間に帰属する給与・賃金所得額を別々に計算した上で、合計し、当月の給与・賃金所得額を計算しなければならない。</p>
<p>2. 非居民个人境内居住时间累计超过 90 天不满 183 天的情形。</p> <p>在一个纳税年度内，在境内累计居住超过 90 天但不满 183 天的非居民个人，取得归属于境内工作期间的工资薪金所得，均应当计算缴纳个人所得税；其取得归属于境外工作期间的工资薪金所得，不征收个人所得税。当月工资薪金收入额的计算公式如下（公式二）：</p>	<p>2. 非居住者個人の国内居住時間が、累計で 90 日を超えるが 183 日に満たない状況。</p> <p>一納税年度内に、国内での累計居住日数が 90 日を超えるが 183 日に満たない非居住者個人が、国内勤務期間に所属する給与・賃金所得を取得した場合、全て、個人所得税を計算、納付しなければならない。国外勤務期間に所属する給与・賃金所得を取得した場合は、個人所得税を徴収しない。当月の給与・賃金所得額の計算式は以下の通り（公式二）。</p>
<p><b>中国語原文</b></p> <p>当月工资薪金收入 = <math>\frac{\text{当月境内外工资薪金总额}}{\text{当月工资薪金所属工作期间境内工作天数}} \times \frac{\text{当月工资薪金所属工作期间公历天数}}{\text{当月工资薪金所属工作期间公历天数}}</math></p>	
<p><b>日本語対訳</b></p> <p>当月の給与・賃金所得 = <math>\frac{\text{当月の国内外給与・賃金総額}}{\text{当月給与賃金の国内勤務日数}} \times \frac{\text{当月給与賃金の暦年日数}}{\text{当月給与賃金の暦年日数}}</math></p>	

<p>(二) 无住所个人为居民个人的情形。</p> <p>在一个纳税年度内，在境内累计居住满 183 天的无住所居民个人取得工资薪金所得，当月工资薪金收入额按照以下规定计算：</p> <p>1. 无住所居民个人在境内居住累计满 183 天的年度连续不满六年的情形。</p> <p>在境内居住累计满 183 天的年度连续不满六年的无住所居民个人，符合实施条例第四条优惠条件的，其取得的全部工资薪金所得，除归属于境外工作期间且由境外单位或者个人支付的工资薪金所得部分外，均应计算缴纳个人所得税。工资薪金所得收入额的计算公式如下（公式三）：</p>	<p>(二) 住所を持たない個人を居住者個人とする状況。</p> <p>一 納税年度内に、国内での累計居住日数が満 183 日の、住所を持たない居住者個人が給与・賃金所得を取得した場合、当月の給与・賃金所得額は、以下の規定に基づいて計算する。</p> <p>1. 住所を持たない居住者個人の、国内での累計居住日数満 183 日の年度が連続し、6 年に満たない状況。</p> <p>国内での累計居住日数満 183 日の年度が連続 6 年に満たない、住所を持たない居住者個人は、实施条例第四条の優遇条件に合致する場合、その取得した全給与・賃金所得は、国外勤務期間に帰属し、且つ国外の企業或いは個人が支払う給与・賃金所得を除き、全て個人所得税を計算、納付しなければならない。給与・賃金所得の所得額計算式は、以下の通り（公式三）。</p>
<p><b>中国語原文</b></p> $\left. \begin{array}{l} \text{当月工资} \\ \text{薪金收入} \end{array} \right\} = \frac{\text{当月境内外} \\ \text{工资薪金} \\ \text{总额}}{\text{}} \times \left[ 1 - \frac{\text{当月境外支付} \\ \text{工资薪金} \\ \text{数额}}{\text{当月境内外} \\ \text{工资薪金} \\ \text{总额}} \right] \times \frac{\text{当月工资薪金} \\ \text{所属} \\ \text{工作期限} \\ \text{境外工作} \\ \text{天数}}{\text{当月工资薪金} \\ \text{所属} \\ \text{工作期限} \\ \text{公历天数}}$	
<p><b>日本語対訳</b></p> $\left. \begin{array}{l} \text{当月の} \\ \text{給与・} \\ \text{賃金} \\ \text{所得} \end{array} \right\} = \frac{\text{当月の} \\ \text{国内} \\ \text{外} \\ \text{給与・} \\ \text{賃金} \\ \text{総額}}{\text{}} \times \left[ 1 - \frac{\text{当月} \\ \text{国外} \\ \text{支払} \\ \text{の} \\ \text{給与} \\ \cdot \\ \text{賃金} \\ \text{額}}{\text{当月} \\ \text{国内} \\ \text{外} \\ \text{支払} \\ \text{の} \\ \text{給与} \\ \cdot \\ \text{賃金} \\ \text{総額}} \right] \times \frac{\text{当月} \\ \text{給与} \\ \cdot \\ \text{賃金} \\ \text{の} \\ \text{国外} \\ \text{勤務} \\ \text{日数}}{\text{当月} \\ \text{給与} \\ \cdot \\ \text{賃金} \\ \text{の} \\ \text{暦年} \\ \text{日数}}$	
<p>2. 无住所居民个人在境内居住累计满 183 天的年度连续满六年的情形。</p> <p>在境内居住累计满 183 天的年度连续满六年后，不符合实施条例第四条优惠条件的无住所居民个人，其从境内、境外取得的全部工资薪金所得均应计算缴纳个人所得税。</p>	<p>2. 住所を持たない居住者個人の、国内での累計居住日数満 183 日の年度が連続し、満 6 年の状況。</p> <p>国内での累計居住日数が満 183 日の年度が連続し満 6 年になった後、住所を持たない居住者個人が、实施条例第四条の優遇条件に合致しない場合、国内、国外から取得した全ての給与・賃金所得について、個人所得税を計算、納付しなければならない。</p>
<p>(三) 无住所个人为高管人员的情形。</p> <p>无住所居民个人为高管人员的，工资薪金收</p>	<p>(三) 住所を持たない個人が高管人員である状況。</p> <p>住所を持たない居住者個人が高管人員である</p>

<p>入額按照本条第（二）项规定计算纳税。非居民个人为高管人员的，按照以下规定处理：</p> <p>1. 高管人员在境内居住时间累计不超过90天的情形。</p> <p>在一个纳税年度内，在境内累计居住不超过90天的高管人员，其取得由境内雇主支付或者负担的工资薪金所得应当计算缴纳个人所得税；不是由境内雇主支付或者负担的工资薪金所得，不缴纳个人所得税。当月工资薪金收入额为当月境内支付或者负担的工资薪金收入额。</p> <p>2. 高管人员在境内居住时间累计超过90天不满183天的情形。</p> <p>在一个纳税年度内，在境内居住累计超过90天但不满183天的高管人员，其取得的工资薪金所得，除归属于境外工作期间且不是由境内雇主支付或者负担的部分外，应当计算缴纳个人所得税。当月工资薪金收入额计算适用本公告公式三。</p>	<p>場合、給与・賃金所得額は、本条第（二）項の規定に基づいて計算、納税する。非居住者個人が高管人員である場合、以下の規定に基づいて処理する。</p> <p>1. 高管人員の国内での累計居住期間が90日を超えない状況。</p> <p>一納税年度内に、国内での累計居住日数が90日を超えない高管人員が、国内の雇用主が支払った、或いは負担した給与・賃金所得を取得した場合、個人所得税を計算、納付しなければならない。国内の雇用主が支払った、或いは負担した給与・賃金所得ではない場合、個人所得税を納付しない。当月の給与・賃金所得額は、当月に国内で支払った、或いは負担した給与・賃金所得額とする。</p> <p>2. 高管人員の国内での累計居住期間が90日を超えるが、183日に満たない状況。</p> <p>一納税年度内に、国内での累計居住日数が90日を超えるが183日に満たない高管人員が、給与・賃金所得を取得した場合、国外勤務期間に帰属し、且つ国内の雇用主が支払わない、或いは負担しない部分を除き、個人所得税を計算、納付しなければならない。当月の給与・賃金所得額の計算には、本公告の公式三を適用する。</p>
<p><b>三、关于无住所个人税款计算</b></p>	<p><b>三、住所を持たない個人の税額計算について</b></p>
<p>（一）关于无住所居民个人税款计算的规定。</p> <p>无住所居民个人取得综合所得，年度终了后，应按年计算个人所得税；有扣缴义务人的，由扣缴义务人按月或者按次预扣预缴税款；需要办理汇算清缴的，按照规定办理汇算清缴，年度综合所得应纳税额计算公式如下（公式四）：</p>	<p>（一）住所を持たない居住者個人の税額計算に関する規定。</p> <p>住所を持たない居住者個人が総合所得を取得した場合、年度終了後に、年間で個人所得税を計算しなければならない。源泉徴収納税義務者がある場合は、源泉徴収納税義務者が毎月、又は1回毎に予備源泉徴収を行う。年度確定申告を必要とする場合は、規定に基づき確定申告を実施する。年度総合所得課税額の計算式は以下の通り（公式四）。</p>
<p><b>中国語原文</b></p>	
<p>年度综合所得应纳税额=（年度工资薪金收入额+年度劳务报酬收入额+年度稿酬收入额+年度特许权使用费收入额-减除费用-专项扣除-专项附加扣除-依法确定的其他扣除）×适用税率-速算扣除数</p>	
<p><b>日本語対訳</b></p>	
<p>年度総合所得課税額=（年度給与・賃金所得額+年度役務報酬所得額+年度原稿料所得額</p>	

<p>＋年度特許権使用料所得額－控除費用－特定項目控除－特定項目付加控除－法に基づき確定するその他の控除）×適用税率－速算控除額</p>	
<p>无住所居民个人为外籍个人的，2022年1月1日前计算工资薪金收入额时，已经按规定减除住房补贴、子女教育费、语言训练费等八项津补贴的，不能同时享受专项附加扣除。</p> <p>年度工资薪金、劳务报酬、稿酬、特许权使用费收入额分别按年度内每月工资薪金以及每次劳务报酬、稿酬、特许权使用费收入额合计数额计算。</p>	<p>住所を持たない居住者個人が外国人個人の場合、2022年1月1日までは、給与・賃金所得額を計算する際に、既に規定に基づき住宅補助、子女教育費、語学研修費等の8項目の手当や補助を控除している場合、特定項目付加控除を同時に享受することはできない。</p> <p>年度給与、賃金、役務報酬、原稿料、特許権使用料の所得額は、各々、年度内の毎月の給与・賃金及び毎回の役務報酬、原稿料、特許権使用料所得額の合計数に基づいて計算する。</p>
<p>（二）关于非居民个人税款计算的规定。</p> <p>1. 非居民个人当月取得工资薪金所得，以按照本公告第二条规定计算的当月收入额，减去税法规定的减除费用后的余额，为应纳税所得额，适用本公告所附按月换算后的综合所得税率表（以下称月度税率表）计算应纳税额。</p> <p>2. 非居民个人一个月内取得数月奖金，单独按照本公告第二条规定计算当月收入额，不与当月其他工资薪金合并，按6个月分摊计税，不减除费用，适用月度税率表计算应纳税额，在一个公历年度内，对每一个非居民个人，该计税办法只允许适用一次。计算公式如下（公式五）：</p> <p>当月数月奖金应纳税额=[（数月奖金收入额÷6）×适用税率－速算扣除数]×6</p> <p>3. 非居民个人一个月内取得股权激励所得，单独按照本公告第二条规定计算当月收入额，不与当月其他工资薪金合并，按6个月分摊计税（一个公历年度内的股权激励所得应合并计算），不减除费用，适用月度税率表计算应纳税额，计算公式如下（公式六）：</p> <p>当月股权激励所得应纳税额=[（本公历年度内股权激励所得合计额÷6）×适用税率－速算扣除数]×6-本公历年度内股权激励所得已纳税额</p> <p>4. 非居民个人取得来源于境内的劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得，以税</p>	<p>（二）非居住者個人の税額計算に関する規定。</p> <p>1. 非居住者個人が当月に取得した給与・賃金所得は、本公告第二条の規定に基づいて計算した当月の所得額から、税法が規定する控除費用を減じた後の残額を課税所得額とし、本公告に付する、月額換算後の総合所得税率（以下、月間税率表と称する）を適用して、課税額を計算する。</p> <p>2. 非居住者個人が1か月間に複数月の賞与を取得し、単独で本公告第二条の規定に基づき当月の所得額を計算する場合、当月のその他の給与・賃金と合算せず、6ヶ月に分割して税額計算し、費用を控除せず、月間税率表を適用して課税額を計算する。一西暦年度内において、非居住者個人1人につき、1度だけ、当該税額計算方法を許可する。計算式は以下の通り（公式五）。</p> <p>当月の複数月賞与の課税額=[（複数月賞与所得額÷6）×適用税率－速算控除額]×6</p> <p>3. 非居住者個人が1か月間に、株式インセンティブを取得し、単独で本公告第二条の規定に基づき当月の所得額を計算する場合、当月のその他給与・賃金と合算せず、6ヶ月に分割して税額計算し（一西暦年度内の株式インセンティブ所得は合算しなければならない）、費用を控除せず、月間税率表を適用して課税額を計算する。計算式は以下の通り（公式六）。</p> <p>当月の株式インセンティブ所得の課税額=[（本西暦年度内の株式インセンティブ所</p>

<p>法规定的每次收入额为应纳税所得额，适用月度税率表计算应纳税额。</p>	<p>得の合計額÷6) ×適用税率－速算控除額] × 6-本西暦年度内の株式インセンティブ所得の納税済み額</p> <p>4. 非居住者個人が、国内に源泉のある役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得を取得した場合、税法規定に基づき、1回毎の所得額を課税所得額とし、月間税率表を適用して課税額を計算する。</p>
<p><b>四、关于无住所个人适用税收协定</b></p> <p>按照我国政府签订的避免双重征税协定、内地与香港、澳门签订的避免双重征税安排（以下称税收协定）居民条款规定为缔约对方税收居民的个人（以下称对方税收居民个人），可以按照税收协定及财政部、税务总局有关规定享受税收协定待遇，也可以选择享受不享受税收协定待遇计算纳税。除税收协定及财政部、税务总局另有规定外，无住所个人适用税收协定的，按照以下规定执行：</p>	<p><b>四. 住所を持たない個人に適用する税收協定</b></p> <p>我国政府と締結した重複課税回避協定、内地及び香港、マカオとの間に締結した重複徴税回避協定（以下、税收協定と称する）の居住者条項において規定する、締結相手方の税收居住者にあたる個人（以下、相手国税收居住者個人と称する）は、税收協定及び財政部、税務総局の関連規定に基づいて、税收協定の待遇を受けることも、税收協定の待遇を受けずに納税計算するよう選択することもできる。税收協定及び財政部、税務総局が別途規定を有する場合を除き、住所を持たない個人に税收協定を適用するときは、以下の規定に基づいて執行する。</p>
<p>（一）关于无住所个人适用受雇所得条款的规定。</p> <p>1. 无住所个人享受境外受雇所得协定待遇。</p> <p>本公告所称境外受雇所得协定待遇，是指按照税收协定受雇所得条款规定，对方税收居民个人在境外从事受雇活动取得的受雇所得，可不缴纳个人所得税。</p> <p>无住所个人为对方税收居民个人，其取得的工资薪金所得可享受境外受雇所得协定待遇的，可不缴纳个人所得税。工资薪金收入额计算适用本公告公式二。</p> <p>无住所居民个人为对方税收居民个人的，可在预扣预缴和汇算清缴时按前款规定享受协定待遇；非居民个人为对方税收居民个人的，可在取得所得时按前款规定享受协定待遇。</p> <p>2. 无住所个人享受境内受雇所得协定待遇。</p>	<p>（一）住所を持たない個人に対する被雇用所得条項の適用に関する規定。</p> <p>1. 住所を持たない個人が、国外の被雇用所得協定の待遇を受ける場合。</p> <p>本公告でいうところの国外被雇用所得協定待遇とは、税收協定の被雇用所得条項の規定に基づき、相手国税收居住者個人が、国外にて雇用され、活動に従事して取得した被雇用所得について、個人所得税を納付しなくてもよいことを指す。</p> <p>住所を持たない個人が相手国税收居住者個人であり、その取得した給与・賃金所得が国外被雇用所得協定の待遇を受けられる場合、個人所得税を納付しなくてもよい。給与・賃金所得額の計算には、本公告の公式二を適用する。</p> <p>住所を持たない居住者個人が相手国税收居住者個人である場合、予備源泉徴収や確定申告の時に、前項規定に基づき協定の待遇を受けることができる。非居住者個人が相手国税收居住者</p>

<p>遇。</p> <p>本公告所称境内受雇所得协定待遇，是指按照税收协定受雇所得条款规定，在税收协定规定的期间内境内停留天数不超过 183 天的对方税收居民个人，在境内从事受雇活动取得受雇所得，不是由境内居民雇主支付或者代其支付的，也不是由雇主在境内常设机构负担的，可不缴纳个人所得税。</p> <p>无住所个人为对方税收居民个人，其取得的工资薪金所得可享受境内受雇所得协定待遇的，可不缴纳个人所得税。工资薪金收入额计算适用本公告公式一。</p> <p>无住所居民个人为对方税收居民个人的，可在预扣预缴和汇算清缴时按前款规定享受协定待遇；非居民个人为对方税收居民个人的，可在取得所得时按前款规定享受协定待遇。</p>	<p>個人である場合、所得を取得した時に、前項規定に基づき協定の待遇を受けることができる。</p> <p>2. 住所を持たない個人が、国内の被雇用所得協定の待遇を受ける場合。</p> <p>本公告でいうところの国内被雇用所得協定待遇とは、税収協定の被雇用所得条項の規定に基づき、税収協定が規定する期間中に、国内に停留した日数が 183 日を超えない相手国税収居住者個人が、国内にて雇用され、活動に従事して取得した被雇用所得について、国内居住者雇用主が支払ったり、支払いを代行したりするものでなく、また雇用主が国内に有する常設機構において負担するものでもない場合に、個人所得税を納付しなくてもよいことを指す。</p> <p>住所を持たない個人が相手国税収居住者個人であり、その取得した給与・賃金所得が国内被雇用所得協定の待遇を受けられる場合、個人所得税を納付しなくてもよい。給与・賃金所得額の計算には、本公告の公式一を適用する。</p> <p>住所を持たない居住者個人が相手国税収居住者個人である場合、予備源泉徴収や確定申告の時に、前項規定に基づき協定の待遇を受けることができる。非居住者個人が相手国税収居住者個人である場合、所得を取得した時に、前項規定に基づき協定の待遇を受けることができる。</p>
<p>（二）关于无住所个人适用独立个人劳务或者营业利润条款的规定。</p> <p>本公告所称独立个人劳务或者营业利润协定待遇，是指按照税收协定独立个人劳务或者营业利润条款规定，对方税收居民个人取得的独立个人劳务所得或者营业利润符合税收协定规定条件的，可不缴纳个人所得税。</p> <p>无住所居民个人为对方税收居民个人，其取得的劳务报酬所得、稿酬所得可享受独立个人劳务或者营业利润协定待遇的，在预扣预缴和汇算清缴时，可不缴纳个人所得税。</p> <p>非居民个人为对方税收居民个人，其取得的劳务报酬所得、稿酬所得可享受独立个人劳务或者营业利润协定待遇的，在取得所得时可</p>	<p>（二）住所を持たない個人に対する、独立した個人役務又は営業利益条項の適用に関する規定。</p> <p>本公告でいうところの独立した個人役務又は営業利益協定の待遇とは、税収協定の独立した個人役務又は営業利益条項の規定に基づき、相手国税収居住者個人が取得した、独立した個人役務所得又は営業利益が、税収協定の規定する条件に合致する場合、個人所得税を納付しなくてもよいことを指す。</p> <p>住所を持たない居住者個人が相手国税収居住者個人であり、その取得した役務報酬所得、原稿料所得が独立した個人役務或いは営業利益協定の待遇を受けられる場合、予備源泉徴収や確定申告の時に、個人所得税を納付しなくてもよい。</p>

<p>不缴纳个人所得税。</p>	<p>非居住者個人が相手国税込居住者個人であり、その取得した役務報酬所得、原稿料所得が独立した個人役務或いは営業利益協定の待遇を受けられる場合、所得を取得した時に、個人所得税を納付しなくてもよい。</p>
<p>（三）关于无住所个人适用董事费条款的规定。</p> <p>对方税收居民个人为高管人员，该个人适用的税收协定未纳入董事费条款，或者虽然纳入董事费条款但该个人不适用董事费条款，且该个人取得的高管人员报酬可享受税收协定受雇所得、独立个人劳务或者营业利润条款规定待遇的，该个人取得的高管人员报酬可不适用本公告第二条第（三）项规定，分别按照本条第（一）项、第（二）项规定执行。</p> <p>对方税收居民个人为高管人员，该个人取得的高管人员报酬按照税收协定董事费条款规定可以在境内征收个人所得税的，应按照有关工资薪金所得或者劳务报酬所得规定缴纳个人所得税。</p>	<p>（三）住所を持たない個人に対する董事費条項の適用に関する規定。</p> <p>相手国税込居住者個人が高管人員であり、当該個人に適用する税収協定が董事費条項に組み入れられていない場合、又は董事費条項に組み入れられているが、当該個人には董事費条項を適用せず、且つ当該個人が取得した高管人員報酬が税収協定の被雇用所得、独立した個人役務或いは営業利益条項に規定する待遇を受けられる場合、当該個人が取得した高管人員報酬には、本公告第二条第（三）項の規定を適用せず、本条第（一）項、第（二）項の規定に照らして執行することができる。</p> <p>相手国居住者個人が高管人員であり、当該個人が取得する高管人員報酬について、税収協定の董事費条項の規定に基づき国内で個人所得税を徴収できる場合、給与・賃金所得又は役務報酬所得に関する規定に基づいて、個人所得税を納付しなければならない。</p>
<p>（四）关于无住所个人适用特许权使用费或者技术服务费条款的规定。</p> <p>本公告所称特许权使用费或者技术服务费协定待遇，是指按照税收协定特许权使用费或者技术服务费条款规定，对方税收居民个人取得符合规定的特许权使用费或者技术服务费，可按照税收协定规定的计税所得额和征税比例计算纳税。</p> <p>无住所居民个人为对方税收居民个人，其取得的特许权使用费所得、稿酬所得或者劳务报酬所得可享受特许权使用费或者技术服务费协定待遇的，可不纳入综合所得，在取得当月按照税收协定规定的计税所得额和征税比例计算应纳税额，并预扣预缴税款。年度汇算清缴时，该个人取得的已享受特许权使用费或</p>	<p>（四）住所を持たない個人に対する、特許権使用料又は技術サービス料条項の適用に関する規定。</p> <p>本公告でいうところの特許権使用料又は技術サービス料協定の待遇とは、税収協定の特許権使用料或いは技術サービス料条項の規定に基づき、相手国税込居住者個人が規定に合致する特許権使用料又は技術サービス料を取得した場合に、税収協定が規定する課税所得額及び徴税比率に則って計算、納税することを指す。</p> <p>住所を持たない居住者個人が相手国税込居住者個人であり、その取得した特許権使用料所得、原稿料所得又は役務報酬所得が特許権使用料又は技術サービス料協定の待遇を受けられる場合、総合所得に組み入れずに、取得した当月に、税収協定が規定する課税所得額及び徴税比率に</p>

<p>者技术服务费协定待遇的所得不纳入年度综合所得，单独按照税收协定规定的计税所得额和征税比例计算年度应纳税额及补退税额。</p> <p>非居民个人为对方税收居民个人，其取得的特许权使用费所得、稿酬所得或者劳务报酬所得可享受特许权使用费或者技术服务费协定待遇的，可按照税收协定规定的计税所得额和征税比例计算应纳税额。</p>	<p>則って課税額を計算し、予備源泉徴収納税を行うことができる。年度確定申告時においては、当該個人が取得し、既に特許権使用料又は技術サービス料協定の待遇を享受した所得は、年度総合所得に組み入れず、単独で、税收協定が規定する課税所得額及び徴税比率に則って年度課税額及び追徴、還付税額を計算する。</p> <p>非居住者個人が相手国税收居住者個人であり、その取得した特許権使用料所得、原稿料所得又は役務報酬所得が特許権使用料又は技術サービス料協定の待遇を受けられる場合、税收協定が規定する課税所得額及び徴税比率に則って課税額を計算することができる。</p>
<p><b>五、关于无住所个人相关征管规定</b></p>	<p><b>五. 住所を持たない個人に関する徴収管理規定について</b></p>
<p>(一) 关于无住所个人预计境内居住时间的规定。</p> <p>无住所个人在一个纳税年度内首次申报时，应当根据合同约定等情况预计一个纳税年度内境内居住天数以及在税收协定规定的期间内境内停留天数，按照预计情况计算缴纳税款。实际情况与预计情况不符的，分别按照以下规定处理：</p> <p>1. 无住所个人预先判定为非居民个人，因延长居住天数达到居民个人条件的，一个纳税年度内税款扣缴方法保持不变，年度终了后按照居民个人有关规定办理汇算清缴，但该个人在当年离境且预计年度内不再入境的，可以选择在离境之前办理汇算清缴。</p> <p>2. 无住所个人预先判定为居民个人，因缩短居住天数不能达到居民个人条件的，在不能达到居民个人条件之日起至年度终了15天内，应当向主管税务机关报告，按照非居民个人重新计算应纳税额，申报补缴税款，不加收税收滞纳金。需要退税的，按照规定办理。</p> <p>3. 无住所个人预计一个纳税年度境内居住天数累计不超过90天，但实际累计居住天数超过90天的，或者对方税收居民个人预计在税收协定规定的期间内境内停留天数不超</p>	<p>(一) 住所を持たない個人の、国内居住予定期間に関する規定。</p> <p>住所を持たない個人が、一納税年度内に初めて申告を行う際に、契約の約定等の状況に基づいて、一納税年度内の国内居住日数及び税收協定が規定する期間における国内停留日数を予定し、予定の状況に則って税額を計算、納付しなければならない。実際の状況と予定の状況が合致しない場合は、以下の規定に基づいて処理する。</p> <p>1. 住所を持たない個人が事前に非居住者個人と判定され、居住日数の延長により居住者個人の条件に達した場合、一納税年度内の税金徴収方法は変わらず、年度終了後に、居住者個人に関する規定に基づいて確定申告の手続きを行うが、当該個人が同年に出国し、且つ年度内に再度入国しない予定の場合、出国前に確定申告を行うことを選択できる。</p> <p>2. 住所を持たない個人が事前に居住者個人と判定され、居住日数の短縮により居住者個人の条件に達しない場合、居住者個人の条件に達しなくなった日から年度終了後15日以内の間に、主管税务机关に報告し、非居住者個人として新たに課税額を計算し、税金補填納付申告を行わなければならない。徴収滞納金は加算徴収しない。</p>

<p>过 183 天，但实际停留天数超过 183 天的，待达到 90 天或者 183 天的月度终了后 15 天内，应当向主管税务机关报告，就以前月份工资薪金所得重新计算应纳税款，并补缴税款，不加收税收滞纳金。</p>	<p>税金の還付を必要とする場合は、規定に基づいて処理する。</p> <p>3. 住所を持たない個人の、一納税年度内の国内累計居住日数が 90 日を超えない予定であったが、実際の累計居住日数は 90 日を超えた場合、或いは、相手国税収居住者個人の、税収協定の規定する期間内の国内停留日数が 183 日を超えない予定であったが、実際の停留日数は 183 日を超えた場合、90 日又は 183 日に達した月の終了後 15 日以内に、主管税务机关に報告し、それまでの月の給与・賃金所得について新たに課税額を計算し、税金を補填納付しなければならず、税収滞納金は加算徴収しない。</p>
<p>（二）关于无住所个人境内雇主报告境外关联方支付工资薪金所得的规定。</p> <p>无住所个人在境内任职、受雇取得来源于境内的工资薪金所得，凡境内雇主与境外单位或者个人存在关联关系，将本应由境内雇主支付的工资薪金所得，部分或者全部由境外关联方支付的，无住所个人可以自行申报缴纳税款，也可以委托境内雇主代为缴纳税款。无住所个人未委托境内雇主代为缴纳税款的，境内雇主应当在相关所得支付当月终了后 15 天内向主管税务机关报告相关信息，包括境内雇主与境外关联方对无住所个人的工作安排、境外支付情况以及无住所个人的联系方式等信息。</p>	<p>（二）住所を持たない個人に対する、国外関連方からの給与・賃金所得の支払いについての国内雇用主による報告に関する規定。</p> <p>住所を持たない個人が国内で職に就いたり、雇用されたりして取得した、国内を源泉とする給与・賃金所得は、国内の雇用主と国外の企業或いは個人との間に関連関係が存在し、本来国内の雇用主が支払う給与・賃金所得の一部或いは全部を、国外の関連方が支払う場合、住所を持たない個人は、自身で納税申告して納付することも、国内の雇用主に委託して代理で納税することもできる。住所を持たない個人が国内の雇用主に納税の代理を委託しない場合、国内の雇用主は、関連所得の支払月の終了後 15 日以内に、主管税务机关に関連の情報を報告しなければならず、これには国内雇用主と国外関連方の、住所を持たない個人に対する勤務配置、国外の支払い状況及び住所を持たない個人の連絡方法等の情報が含まれる。</p>
<p>六、本公告自 2019 年 1 月 1 日起施行，非居民个人 2019 年 1 月 1 日后取得所得，按原有规定多缴纳税款的，可以依法申请办理退税。下列文件或者文件条款于 2019 年 1 月 1 日废止：</p> <p>（一）《财政部 税务总局关于对临时来华人员按实际居住日期计算征免个人所得税若</p>	<p>六、本公告は 2019 年 1 月 1 日より施行し、非居住者個人が 2019 年 1 月 1 日以降に取得した所得が、元の規定に基づくと納税額が多くなる場合、法に基づき税金還付申請を行うことができる。以下の文書或いは文書の条文は、2019 年 1 月 1 日に廃止する。</p> <p>（一）『財政部 税務総局の、臨時訪中人員の、</p>

<p>干问题的通知》（(88)财税外字第 059 号）；</p> <p>（二）《国家税务总局关于在境内无住所的个人取得工资薪金所得纳税义务问题的通知》（国税发〔1994〕148 号）；</p> <p>（三）《财政部 国家税务总局关于在华无住所的个人如何计算在华居住满五年问题的通知》（财税字〔1995〕98 号）；</p> <p>（四）《国家税务总局关于在中国境内无住所的个人计算缴纳个人所得税若干具体问题的通知》（国税函发〔1995〕125 号）第一条、第二条、第三条、第四条；</p> <p>（五）《国家税务总局关于在中国境内无住所的个人缴纳所得税涉及税收协定若干问题的通知》（国税发〔1995〕155 号）；</p> <p>（六）《国家税务总局关于在中国境内无住所的个人取得奖金征税问题的通知》（国税发〔1996〕183 号）</p> <p>（七）《国家税务总局关于三井物产（株）大连事务所外籍雇员取得数月奖金确定纳税义务问题的批复》（国税函〔1997〕546 号）；</p> <p>（八）《国家税务总局关于外商投资企业和外国企业对境外企业支付其雇员的工资薪金代扣代缴个人所得税问题的通知》（国税发〔1999〕241 号）；</p> <p>（九）《国家税务总局关于在中国境内无住所个人取得不在华履行职务的月份奖金确定纳税义务问题的通知》（国税函〔1999〕245 号）；</p> <p>（十）《国家税务总局关于在中国境内无住所个人以有价证券形式取得工资薪金所得确定纳税义务有关问题的通知》（国税函〔2000〕190 号）；</p> <p>（十一）《国家税务总局关于在境内无住所的个人执行税收协定和个人所得税法若干问题的通知》（国税发〔2004〕97 号）；</p> <p>（十二）《国家税务总局关于调整个人取得全年一次性奖金等计算征收个人所得税方法问题的通知》（国税发〔2005〕9 号）第六条；</p> <p>（十三）《国家税务总局关于在境内无住所个人计算工资薪金所得缴纳个人所得税有关</p>	<p>實際居住日に基づく個人所得税徴収免除の計算に関する若干問題についての通知』（(88)财税外字第 059 号）</p> <p>（二）『国家税務総局の、国内で住所を持たない個人が給与・賃金所得を取得した場合の納税義務の問題に関する通知』（国税発〔1994〕148 号）</p> <p>（三）『財政部、国家税務総局の、中国で住所を持たない個人の中国居住満 5 年の計算方法の問題に関する通知』（财税字〔1995〕98 号）</p> <p>（四）『国家税務総局の、中国国内で住所を持たない個人の個人所得税の計算、納付に係る若干の具体的問題に関する通知』（国税函発〔1995〕125 号）第一条、第二条、第三条、第四条</p> <p>（五）『国家税務総局の、中国国内で住所を持たない個人の所得税納付に関する税収協定の若干問題についての通知』（国税発〔1995〕155 号）</p> <p>（六）『国家税務総局の、中国国内で住所を持たない個人が賞与を取得した場合の徴税問題に関する通知』（国税発〔1996〕183 号）</p> <p>（七）『国家税務総局の、三井物産（株）大連事務所の外国人職員が取得した複数月の賞与の納税義務確定の問題に関する批准回答』（国税函〔1997〕546 号）</p> <p>（八）『国家税務総局の、外商投資企業及び外国企業が、国外企業に対してその従業員の給与・賃金を支払った場合の個人所得税源泉徴収に関する問題についての通知』（国税発〔1999〕241 号）</p> <p>（九）『国家税務総局の、中国国内に住所を持たない個人が、中国国外で職務を履行した月について賞与を取得した場合の納税義務確定の問題についての通知』（国税函〔1999〕245 号）</p> <p>（十）『国家税務総局の、中国国内に住所を持たない個人が、有価証券の形式で給与・賃金所得を取得した場合の、納税義務確定に関する問題についての通知』（国税函〔2000〕190 号）</p> <p>（十一）『国家税務総局の、国内に住所を持たない個人に対する税収協定及び個人所得税法の執行に関する若干問題についての通知』（国税発〔2004〕97 号）</p>
---	---

<p>问题的批复》（国税函〔2005〕1041号）；</p> <p>（十四）《国家税务总局关于在中国境内担任董事或高层管理职务无住所个人计算个人所得税适用公式的批复》（国税函〔2007〕946号）。</p> <p>特此公告。</p>	<p>（十二）『国家税務総局の、個人が取得した、通年一括の賞与等の個人所得税の計算徴収方法の調整に関する問題についての通知』（国税発〔2005〕9号）第六条</p> <p>（十三）『国家税務総局の、国内に住所を持たない個人の給与・賃金所得の個人所得税納付計算に関する問題についての批准回答』（国税函〔2005〕1041号）</p> <p>（十四）『国家税務総局の、中国国内で董事或いは高級管理職を担当する、住所を持たない個人の、個人所得税計算に適用する公式についての批准回答』（国税函〔2007〕946号）。</p> <p>ここに公告する。</p>
<p>附件：按月换算后的综合所得税率表</p> <p style="text-align: right;">财政部 税务总局</p> <p style="text-align: right;">2019年3月14日</p>	<p>付属書：月額換算後の総合所得税率表</p> <p style="text-align: right;">財政部 税務総局</p> <p style="text-align: right;">2019年3月14日</p>

## 中国語原文：

附件：按月换算后的综合所得税率表

级数	全月应纳税所得额	税率	速算扣除数
1	不超过 3000 元的	3%	0
2	超过 3000 元至 12000 元的部分	10%	210
3	超过 12000 元至 25000 元的部分	20%	1410
4	超过 25000 元至 35000 元的部分	25%	2660
5	超过 35000 元至 55000 元的部分	30%	4410
6	超过 55000 元至 80000 元的部分	35%	7160
7	超过 80000 元的部分	45%	15160

## 日本語対訳：

付属書：月額換算後の総合所得税率表

ランク	月間課税所得額	税率	速算控除額
1	3,000 元以下	3%	0
2	3,000 元を超え、12,000 元	10%	210
3	12,000 元を超え、25,000 元以下の部分	20%	1,410
4	25,000 元を超え、35,000 元以下の部分	25%	2,660
5	35,000 元を超え、55,000 元以下の部分	30%	4,410
6	55,000 元を超え、80,000 元以下の部分	35%	7,160
7	80,000 元を超える部分	45%	15,160

**財政部 税務総局 税関総署**  
**増値税改革の深化に関する政策についての公告**  
**財政部 税务总局 海关总署**  
**关于深化增值税改革有关政策的公告**

財政部 税務総局 税関総署公告 2019 年第 39 号

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
<p>为贯彻落实党中央、国务院决策部署，推进增值税实质性减税，现将 2019 年增值税改革有关事项公告如下：</p>	<p>党中央、國務院の政策決定部署が、増値税の実質的な減税を着実に実施するため、2019 年の増値税改革関連事項を以下の如く公告する。</p>
<p>一、増値税一般纳税人（以下称纳税人）发生増値税应税销售行为或者进口货物，原适用 16% 税率的，税率调整为 13%；原适用 10% 税率的，税率调整为 9%。</p>	<p>一、増値税一般纳税人（以下、納税人と称する）に増値税課税販売行為又は貨物輸入が発生した場合、従来税率 16% を適用していたものは、税率を 13% に調整し、従来税率 10% を適用していたものは、税率を 9% に調整する。</p>
<p>二、纳税人购进农产品，原适用 10% 扣除率的，扣除率调整为 9%。纳税人购进用于生产或者委托加工 13% 税率货物的农产品，按照 10% 的扣除率计算进项税额。</p>	<p>二、納税人が農産品を購入し、従来控除率 10% を適用していたものは、控除率を 9% に調整する。納税人が、税率 13% の貨物の生産又は委託加工に用いる農産品を購入する場合、10% の控除率で、仕入増値税額を計算する。</p>
<p>三、原适用 16% 税率且出口退税率为 16% 的出口货物劳务，出口退税率调整为 13%；原适用 10% 税率且出口退税率为 10% 的出口货物、跨境应税行为，出口退税率调整为 9%。</p> <p>2019 年 6 月 30 日前（含 2019 年 4 月 1 日前），纳税人出口前款所涉货物劳务、发生前款所涉跨境应税行为，适用増値税免退税办法的，购进时已按调整前税率征收増値税的，执行调整前的出口退税率，购进时已按调整后税率征收増値税的，执行调整后的出口退税率；适用増値税免抵退税办法的，执行调整前的出口退税率，在计算免抵退税时，适用税率低于出口退税率的，适用税率与出口退税率之差视为零参与免抵退税计算。</p> <p>出口退税率的执行时间及出口货物劳务、发生跨境应税行为的时间，按照以下规定执行：报关出口的货物劳务（保税区及经</p>	<p>三、従来 16% の税率を適用し、かつ輸出還付率が 16% の輸出貨物・役務は、輸出還付率を 13% に調整する。従来 10% の税率を適用し、かつ輸出還付率が 10% の輸出貨物、越境課税行為は、輸出還付率を 9% に調整する。</p> <p>2019 年 6 月 30 日までに（2019 年 4 月 1 日以前を含む）、納税人が前項に関する貨物・役務を輸出し、前項に関わる越境課税行為が発生し、増値税免除還付弁法を適用して、購入時に既に調整前の税率で増値税を徴収している場合は、調整前の輸出還付率に基づき執行し、購入時に既に調整後の税率で増値税を徴収している場合は、調整後の輸出還付率に基づき執行する。増値税税金免除・控除・還付弁法を適用している場合は、調整前の輸出還付率を適用し、税金の免除・控除・還付を計算する際に適用税率が輸出還付率を下回るものについては、</p>

<p>保税区出口除外), 以海关出口报关单上注明的出口日期为准; 非报关出口的货物劳务、跨境应税行为, 以出口发票或普通发票的开具时间为准; 保税区及经保税区出口的货物, 以货物离境时海关出具的出境货物备案清单上注明的出口日期为准。</p>	<p>適用税率と輸出還付率の差をゼロと見なし、税金の免除・控除・還付計算に組み入れる。</p> <p>輸出還付率の執行時間及び貨物・役務の輸出時間、越境課税行為の発生時間は、以下の規定に基づいて執行する。</p> <p>輸出通関する貨物・役務（保税区及び保税区経由の輸出を除く）は、税関の輸出通関申告書に記載された輸出日に準ずる。輸出通関しない貨物・役務、越境課税行為は、輸出インボイス又は普通発票の発行時間に準ずる。保税区及び保税区経由で輸出する貨物は、貨物が離境した時点で税関が発行する出国貨物届出リストに記載された輸出日に準ずる。</p>
<p>四、适用 13%税率的境外旅客购物离境退税物品，退税率为 11%；适用 9%税率的境外旅客购物离境退税物品，退税率为 8%。</p> <p>2019 年 6 月 30 日前，按调整前税率征收增值稅的，执行调整前的退稅率；按调整后税率征收增值稅的，执行调整后的退稅率。</p> <p>退稅率的执行时间，以退稅物品增值稅普通發票的开具日期为准。</p>	<p>四. 税率 13%を適用する、国外旅客が購入して出国し、税金を還付する物品は、還付率を 11%とする。税率 9%を適用する、国外旅客が購入して出国し、税金を還付する物品は、還付率を 8%とする。</p> <p>2019 年 6 月 30 日までに、調整前の税率で増値税を徴収している場合、調整前の還付率を執行する。調整後の税率で増値税を徴収している場合、調整後の還付率を執行する。</p> <p>還付率の執行時間は、税金還付の対象となる物品の増値税普通發票発行日に準ずる。</p>
<p>五、自 2019 年 4 月 1 日起，《營業稅改征增值稅試點有關事項的規定》（財稅〔2016〕36 号印发）第一条第（四）項第 1 点、第二条第（一）項第 1 点停止执行，納稅人取得不動產或者不動產在建工程的進項稅額不再分 2 年抵扣。此前按照上述規定尚未抵扣完畢的待抵扣進項稅額，可自 2019 年 4 月稅款所屬期起從銷項稅額中抵扣。</p>	<p>五. 2019 年 4 月 1 日より、『營業稅を增值稅に改めて徴収することの試験実施に係る事項に関する規定』（財稅〔2016〕36 号）第一条第（四）項第 1 目、第二条第（一）項第 1 目は執行停止とし、以降は、納稅人の不動產取得、又は不動產建設仮勘定の仕入増値稅額は、2 年に分けて控除できない。それ以前に、上述規定に基づき未だ控除完了していない控除待ち仕入増値稅額は、2019 年 4 月の稅額所屬期間以降に、売上増値稅額から控除することができる。</p>
<p>六、納稅人购进国内旅客运输服务，其進項稅額允許從銷項稅額中抵扣。</p> <p>（一）納稅人未取得增值稅專用發票的，暫按照以下規定確定進項稅額：</p>	<p>六. 納稅人が国内旅客輸送サービスを購入した場合、その仕入増値稅額を、売上増値稅額から控除することを許可する。</p> <p>（一）納稅人が増値稅專用發票を取得して</p>

<p>1.取得增值税电子普通发票的,为发票上注明的税额;</p> <p>2.取得注明旅客身份信息的航空运输电子客票行程单的,为按照下列公式计算进项税额: 航空旅客运输进项税额=(票价+燃油附加费)÷(1+9%)×9%</p> <p>3.取得注明旅客身份信息的铁路车票的,为按照下列公式计算的进项税额: 铁路旅客运输进项税额=票面金额÷(1+9%)×9%</p> <p>4.取得注明旅客身份信息的公路、水路等其他客票的,按照下列公式计算进项税额: 公路、水路等其他旅客运输进项税额=票面金额÷(1+3%)×3%</p> <p>(二)《营业税改征增值税试点实施办法》(财税〔2016〕36号印发)第二十七条第(六)项和《营业税改征增值税试点有关事项的规定》(财税〔2016〕36号印发)第二条第(一)项第5点中“购进的旅客运输服务、贷款服务、餐饮服务、居民日常服务和娱乐服务”修改为“购进的贷款服务、餐饮服务、居民日常服务和娱乐服务”。</p>	<p>いない場合、暫時以下の規定に基づいて仕入増値税額を確定する。</p> <p>1. 増値税電子普通發票を取得している場合、發票に記載された税額</p> <p>2. 旅客の身元情報が記載された航空輸送Eチケット行程表を取得している場合、以下の公式で仕入増値税額を計算する。 航空旅客輸送仕入増値税額=(チケット価格+燃油サーチャージ)÷(1+9%)×9%</p> <p>3. 旅客の身元情報が記載された鉄道チケットを取得している場合、以下の公式で仕入増値税額を計算する。 鉄道旅客輸送仕入増値税額=チケット記載の金額÷(1+9%)×9%</p> <p>4. 旅客の身元情報が記載された道路、水路等のその他のチケットを取得している場合、以下の公式で仕入増値税額を計算する。 道路、水路等のその他の旅客輸送の仕入増値税額=チケット記載の金額÷(1+3%)×3%</p> <p>(二) 『營業税を増値税に改めて徴収する試験実施弁法』(财税〔2016〕36号印發)第二十七条第(六)項及び『營業税を増値税に改めて徴収することの試験実施に係る事項に関する規定』(财税〔2016〕36号印發)第二条第(一)項第5目中「購入した旅客輸送サービス、ローンサービス、飲食サービス、日常のソーシャルサービス及び娯楽サービス」を、「購入したローンサービス、飲食サービス、日常のソーシャルサービス及び娯楽サービス」に修正する。</p>
<p>七、自2019年4月1日至2021年12月31日,允许生产、生活性服务业纳税人按照当期可抵扣进项税额加计10%,抵减应纳税额(以下称加计抵减政策)。</p> <p>(一)本公告所称生产、生活性服务业纳税人,是指提供邮政服务、电信服务、现代服务、生活服务(以下称四项服务)取得的销售额占全部销售额的比重超过50%的纳税人。四项服务的具体范围按照《销售服务、</p>	<p>七、2019年4月1日~2021年12月31日は、生産、生活サービス業の納税人が、当期の控除可能な仕入増値税額に10%を加算して、課税額から控除することを許可する(以下、加算控除政策と称する)。</p> <p>(一)本公告で言うところの生産、生活サービス業の納税人とは、郵政サービス、電信サービス、近代的サービス、生活サービス(以下、四項サービスと称する)を提供して取得した販</p>

<p>无形资产、不动产注释》（财税〔2016〕36号印发）执行。</p> <p>2019年3月31日前设立的纳税人，自2018年4月至2019年3月期间的销售额（经营期不满12个月的，按照实际经营期的销售额）符合上述规定条件的，自2019年4月1日起适用加计抵减政策。</p> <p>2019年4月1日后设立的纳税人，自设立之日起3个月的销售额符合上述规定条件的，自登记为一般纳税人之日起适用加计抵减政策。</p> <p>纳税人确定适用加计抵减政策后，当年内不再调整，以后年度是否适用，根据上年度销售额计算确定。</p> <p>纳税人可计提但未计提的加计抵减额，可在确定适用加计抵减政策当期一并计提。</p> <p>（二）纳税人应按照当期可抵扣进项税额的10%计提当期加计抵减额。按照现行规定不得从销项税额中抵扣的进项税额，不得计提加计抵减额；已计提加计抵减额的进项税额，按规定作进项税额转出的，应在进项税额转出当期，相应调减加计抵减额。计算公式如下：</p> <p>当期计提加计抵减额=当期可抵扣进项税额×10%</p> <p>当期可抵减加计抵减额=上期末加计抵减额余额+当期计提加计抵减额-当期调减加计抵减额</p> <p>（三）纳税人应按照现行规定计算一般计税方法下的应纳税额（以下称抵减前的应纳税额）后，区分以下情形加计抵减：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 抵减前的应纳税额等于零的，当期可抵减加计抵减额全部结转下期抵减；</li> <li>2. 抵减前的应纳税额大于零，且大于当期可抵减加计抵减额的，当期可抵减加计抵减额全额从抵减前的应纳税额中抵减；</li> </ol>	<p>売額の、全販売額に占める割合が50%を超える納税人を指す。四項サービスの具体的な範囲は、『サービス、無形資産、不動産販売に関する説明』（财税〔2016〕36号）に照らして執行する。</p> <p>2019年3月31日以前に設立した納税人は、2018年4月～2019年3月の期間の販売額（経営期間が12ヶ月未満の場合は、実際の経営期間の販売額に基づく）が上述規定の条件に合致する場合、2019年4月1日より、加算控除政策を適用する。</p> <p>2019年4月1日以降に設立した納税人は、設立日から3ヶ月間の販売額が上述規定の条件に合致する場合、一般納税人として登記した日から、加算控除政策を適用する。</p> <p>納税人は、加算控除政策の適用を確定すれば、当年内には再度調整できず、以降の年度に適用するか否かは、前年度の販売額に基づいて計算し、確定する。</p> <p>納税人は、計上できるが未だ計上していない加算控除額について、加算控除政策の適用を確定した当期に、一括で計上することができる。</p> <p>（二）納税人は、当期に控除可能な仕入増値税額の10%を、当期加算控除額に計上しなければならない。現行規定に基づき売上増値税額から控除できない仕入増値税額は、加算控除額に計上してはならない。既に加算控除額を計上している仕入増値税額は、規定に基づき仕入増値税額として繰越している場合、仕入増値税額の繰越しの当期に、加算控除額の調整を行わなければならない。計算公式は以下の通り。</p> <p>当期の加算控除計上額=当期に控除可能な仕入増値税額×10%</p> <p>当期に控除可能な加算控除額=前期末の加算控除額残高+当期に計上する加算控除額-当期の加算控除調整額</p> <p>（三）納税人は、現行の規定に基づいて一般税額計算方法による課税額（以下、控除前課税額と称する）を計算した後、以下の状況により区</p>
--	---

<p>3.抵減前の应纳税額大于零,且小于或等于当期可抵減加計抵減額,以当期可抵減加計抵減額抵減应纳税額至零。未抵減完的当期可抵減加計抵減額,結轉下期繼續抵減。</p> <p>(四) 納税人出口貨物勞務、發生跨境應稅行為不適用加計抵減政策,其對應的進項稅額不得計提加計抵減額。</p> <p>納税人兼營出口貨物勞務、發生跨境應稅行為且無法劃分不得計提加計抵減額的進項稅額,按照以下公式計算:</p> <p>不得計提加計抵減額的進項稅額=当期無法劃分的全部進項稅額×当期出口貨物勞務和發生跨境應稅行為的銷售額÷当期全部銷售額</p> <p>(五) 納税人應單獨核算加計抵減額的計提、抵減、調減、結余等變動情況。騙取適用加計抵減政策或虛增加計抵減額的,按照《中華人民共和國稅收征收管理法》等有關規定處理。</p> <p>(六) 加計抵減政策執行到期後,納税人不再計提加計抵減額,結余的加計抵減額停止抵減。</p>	<p>分して、加算控除を行うものとする。</p> <p>1. 控除前課税額がゼロの場合、当期に控除可能な加算控除額は、全て翌期に繰越して控除する。</p> <p>2. 控除前課税額がゼロより大きく、かつ当期に控除可能な加算控除額を上回る場合、当期に控除可能な加算控除額は、全て控除前課税額から控除する。</p> <p>3. 控除前課税額がゼロより大きく、かつ当期に控除可能な加算控除額に等しい、又はそれを下回る場合、当期に控除可能な加算控除額から課税額がゼロになるまで控除する。当期に控除可能な加算控除額の、控除が完了していない部分は、翌期に繰越して、引き続き控除する。</p> <p>(四) 納税人に、貨物・役務の輸出や、越境課税行為が発生し、加算控除政策を適用しない場合、それに対応する仕入増値税額は、加算控除額を計上できない。</p> <p>納税人が貨物・役務の輸出や越境課税行為を兼営し、かつ加算控除額を計上し得ない仕入増値税額を区分できない場合、以下の公式に基づいて計算する。</p> <p>加算控除額を計上し得ない仕入増値税額=当期に区分できない全仕入増値税額×当期の輸出貨物・役務及び越境課税行為の販売額÷当期の全販売額</p> <p>(五) 納税人は、加算控除額の計上、控除、減額調整、残高等の変動状況を単独で計算しなければならない。加算控除政策の適用を騙し取った場合、又は加算控除額を偽って増額した場合、『中華人民共和國稅收徵收管理法』等の関連規定に基づいて処理する。</p> <p>(六) 納税人は、加算控除政策の執行期間が満了した後は、加算控除額を計上することができず、残った加算控除額は、控除停止とする。</p>
<p>八、自 2019 年 4 月 1 日起, 試行增值稅期末留抵稅額退稅制度。</p> <p>(一) 同時符合以下條件的納税人, 可以向主管稅務機關申請退還增量留抵稅額:</p>	<p>八. 2019 年 4 月 1 日より、增值稅期末控除保留稅額還付制度を試行する。</p> <p>(一) 以下の條件に同時に合致する納税人は、主管稅務機關に、增值稅控除保留稅額の還付を</p>

<p>1.自 2019 年 4 月税款所属期起，连续六个月（按季纳税的，连续两个季度）增量留抵税额均大于零，且第六个月增量留抵税额不低于 50 万元；</p> <p>2.纳税信用等级为 A 级或者 B 级；</p> <p>3.申请退税前 36 个月未发生骗取留抵退税、出口退税或虚开增值税专用发票情形的；</p> <p>4.申请退税前 36 个月未因偷税被税务机关处罚两次及以上的；</p> <p>5.自 2019 年 4 月 1 日起未享受即征即退、先征后返（退）政策的。</p> <p>（二）本公告所称增量留抵税额，是指与 2019 年 3 月底相比新增加的期末留抵税额。</p> <p>（三）纳税人当期允许退还的增量留抵税额，按照以下公式计算： 允许退还的增量留抵税额=增量留抵税额×进项构成比例×60%</p> <p>进项构成比例，为 2019 年 4 月至申请退税前一税款所属期内已抵扣的增值税专用发票（含税控机动车销售统一发票）、海关进口增值税专用缴款书、解缴税款完税凭证注明的增值税额占同期全部已抵扣进项税额的比重。</p> <p>（四）纳税人应在增值税纳税申报期内，向主管税务机关申请退还留抵税额。</p> <p>（五）纳税人出口货物劳务、发生跨境应税行为，适用免抵退税办法的，办理免抵退税后，仍符合本公告规定条件的，可以申请退还留抵税额；适用免退税办法的，相关进项税额不得用于退还留抵税额。</p> <p>（六）纳税人取得退还的留抵税额后，应相应调减当期留抵税额。按照本条规定再</p>	<p>申請することができる。</p> <p>1. 2019 年 4 月の税額所属期間以降、6 ヶ月連続（四半期毎に納税の場合は、2 四半期連続）の増加控除保留税額がいずれもゼロより大きく、かつ 6 ヶ月目の増加控除保留税額が 50 万元を下回らない。</p> <p>2. 納税信用等級が A 級又は B 級である。</p> <p>3. 還付申請前 36 ヶ月において、控除保留還付の詐取、輸出還付の詐取又は増値税専用発票の虚偽の発行が発生していない。</p> <p>4. 還付申請前の 36 ヶ月において、脱税により税務機関から 2 回以上処罰を受けていない。</p> <p>5. 2019 年 4 月 1 日以降に、徴収・即時還付、先に徴収して後に返還（還付）の政策を享受していない。</p> <p>（二）本公告でいうところの増加控除保留税額とは、2019 年 3 月末に比べて新たに増加した期末控除保留税額を指す。</p> <p>（三）納税人が当期に還付を許可される増加控除保留税額は、以下の公式で計算する。 還付が許可される増加控除保留税額=増加控除保留税額×仕入構成比率×60%</p> <p>仕入構成比率は、2019 年 4 月から還付申請までの一税額所属期間内に既に控除した増値税専用発票（自動車販売統一発票を含む）、税関輸入増値税専用納付書、税額決済納税証明に記載された増値税額が、同期の全仕入増値税控除額に占める割合を指す。</p> <p>（四）納税人は、増値税納税申告期間内に、主管税務機関に控除保留税額の還付を申請しなければならない。</p> <p>（五）納税人が貨物・役務を輸出したり、越境課税行為を行い、税金免除・控除・還付弁法を適用する場合で、税金の免除・控除・還付手続きを行った後、なお本公告に規定する条件に合致する場合、控除保留税額の還付を申請することができる。免除・還付弁法を適用する場合、関連の仕入増値税額を、控除保留税額の還付に</p>
--	--

<p>次满足退税条件的，可以继续向主管税务机关申请退还留抵税额，但本条第（一）项第1点规定的连续期间，不得重复计算。</p> <p>（七）以虚增进项、虚假申报或其他欺骗手段，骗取留抵退税款的，由税务机关追缴其骗取的退税款，并按照《中华人民共和国税收征收管理法》等有关规定处理。</p> <p>（八）退还的增量留抵税额中央、地方分担机制另行通知。</p>	<p>用いてはならない。</p> <p>（六）納税人は、還付された控除保留税額を取得した後、当期の控除保留税額を減額調整しなければならない。本条の規定に基づき再度還付条件を満たす場合は、引続き主管税務機関に控除保留税額の還付を申請することができるが、本条第（一）項第1目に規定する連続期間は、重複計算できない。</p> <p>（七）仕入増値税額を虚偽に増やし、虚偽の申告を行い、又はその他の詐欺の手段により、控除保留税額を詐取した場合、税務機関が詐取した税額を追徴し、併せて『中華人民共和国税収徴収管理法』等の関連規定に基づき処理する。</p> <p>（八）還付する増加控除保留税額の、中央と地方の分担メカニズムは、別途通知する。</p>
<p>九、本公告自2019年4月1日起执行。</p>	<p>九、本公告は2019年4月1日より執行する。</p>
<p>特此公告。</p>	<p>特に公告する。</p>
<p>財政部 税务总局 海关总署 2019年3月20日</p>	<p>財政部 税務総局 税関総署 2019年3月20日</p>

**国家稅務總局**  
**増値稅改革の深化に関する事項についての公告**  
**国家税务总局**

**关于深化増値稅改革有关事项的公告**

国家稅務總局公告 2019 年第 14 号

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
现将深化増値稅改革有关事项公告如下：	増値稅改革の深化に関する事項について、以下の如く公告する。
一、増値稅一般納稅人（以下稱納稅人）在増値稅稅率調整前已按原 16%、10%適用稅率开具的増値稅發票，发生銷售折让、中止或者退回等情形需要开具紅字發票的，按照原適用稅率开具紅字發票；开票有誤需要重新开具的，先按照原適用稅率开具紅字發票后，再重新开具正确的藍字發票。	一、増値稅一般納稅人（以下、納稅人と稱する）が、増値稅稅率調整前に、既に従来の 16%、10%の適用稅率で発行した増値稅發票に、販売の値引き、中止又は返品等の状況が発生し、赤文字發票を発行する必要がある場合、従来適用稅率に基づいて赤文字發票を発行する。発行した發票に間違いがあり新たに発行する必要がある場合は、先ず従来適用稅率で赤文字發票を発行した後、あらためて正確な青文字發票を発行する。
二、納稅人在増値稅稅率調整前未开具増値稅發票的増値稅應稅銷售行為，需要補开増値稅發票的，应当按照原適用稅率補开。	二、納稅人が、増値稅稅率調整前に増値稅發票未発行の増値稅課稅販売行為について、發票を補充発行する必要がある場合、従来適用稅率で発行しなければならない。
三、増値稅發票稅控开票軟件稅率欄次默认显示調整后稅率，納稅人发生本公告第一條、第二條所列情形的，可以手工选择原適用稅率开具増値稅發票。	三、増値稅發票の稅務管理發行ソフトの稅率欄が、調整後の稅率を標準設定として表示し、納稅人に本公告第一條、第二條に記載する状況が発生した場合、手作業で、従来適用稅率を選択して、増値稅發票を発行することができる。
四、稅務總局在増値稅發票稅控开票軟件中更新了《商品和服务稅收分類編碼表》，納稅人应当按照更新后的《商品和服务稅收分類編碼表》开具増値稅發票。	四、稅務總局が増値稅發票の稅務管理發行ソフト中の『商品及びサービス稅收分類コード表』を更新した場合、納稅人は、更新後の『商品及びサービス稅收分類コード表』に基づいて増値稅發票を発行しなければならない。
五、納稅人应当及时完成増値稅發票稅控开票軟件升級和自身業務系統調整。	五、納稅人は、速やかに、増値稅發票稅務管理發行ソフトのアップグレード及び自社の業務システムの調整を完了させなければならない。
六、已抵扣進項稅額的不動產，发生非正常損失，或者改变用途，专用于簡易計稅方法	六、既に仕入増値稅額を控除している不動產に、非正常損失又は用途の変更が発生し、簡易

<p>计税项目、免征增值税项目、集体福利或者个人消费的，按照下列公式计算不得抵扣的进项税额，并从当期进项税额中扣减：</p> <p>不得抵扣的进项税额＝已抵扣进项税额×不动产净值率</p> <p>不动产净值率＝（不动产净值÷不动产原值）×100%</p>	<p>課税の計算方法により税額を計算する項目、増値税徴収免除項目、集団福利又は個人消費に用いる場合、以下の公式により、控除できない仕入増値税額を計算し、当期の仕入増値税額から控除する。</p> <p>控除できない仕入増値税額＝控除済み仕入増値税額×不動産純価値率</p> <p>不動産純価値率＝（不動産純価値÷不動産原価）×100%</p>
<p>七、按照规定不得抵扣进项税额的不动产，发生用途改变，用于允许抵扣进项税额项目的，按照下列公式在改变用途的次月计算可抵扣进项税额。</p> <p>可抵扣进项税额＝增值税扣税凭证注明或计算的进项税额×不动产净值率</p>	<p>七. 規定に基づき仕入増値税額を控除できない不動産に、用途の変更が生じ、仕入増値税額の控除が許可される項目に用いる場合、以下の公式により、用途変更の翌月から、控除可能な仕入増値税額を計算する。</p> <p>控除可能案仕入増値税額＝増値税控除証憑にて記載又は計算された仕入増値税額×不動産純価値率</p>
<p>八、按照《财政部 税务总局 海关总署关于深化增值税改革有关政策的公告》（财政部 税务总局 海关总署公告 2019 年第 39 号）规定，适用加计抵减政策的生产、生活性服务业纳税人，应在年度首次确认适用加计抵减政策时，通过电子税务局（或前往办税服务厅）提交《适用加计抵减政策的声明》（见附件）。适用加计抵减政策的纳税人，同时兼营邮政服务、电信服务、现代服务、生活服务的，应按照四项服务中收入占比最高的业务在《适用加计抵减政策的声明》中勾选确定所属行业。</p>	<p>八. 『財政部、税務総局、税関総署の、増値税改革の深化に関する政策についての公告』（財政部、税務総局、税関総署公告 2019 年第 39 号）の規定に基づき、加算控除政策を適用する生産、ソーシャルサービス業の納税人は、年度の最初に加算控除政策の適用を確認した際に、電子税務局を通じて（又は税務処理サービス庁にて）、『加算控除政策適用声明』（付属書参照）を提出する。加算控除政策の適用を受ける納税人が、同時に郵政サービス、電信サービス、近代的サービス、ソーシャルサービスを兼営する場合、四項サービスの収入に占める割合が最も高い業務を、『加算控除政策適用声明』においてチェックし、所属産業を確定する。</p>
<p>九、本公告自 2019 年 4 月 1 日起施行。《不动产进项税额分期抵扣暂行办法》（国家税务总局公告 2016 年第 15 号发布）同时废止。</p>	<p>九. 本公告は 2019 年 4 月 1 日より施行する。それと同時に、『不動産仕入増値税額の分割控除暫定弁法』（国家税務総局公告 2016 年第 15 号公布）は廃止する。</p>
<p>附件：适用加计抵减政策的声明（略）</p>	<p>付属書：加算控除政策適用声明（略）</p>
<p>国家税务总局 2019 年 3 月 21 日</p>	<p>国家税務総局 2019 年 3 月 21 日</p>

## 中華人民共和國外商投資法

### 中華人民共和國外商投資法

中華人民共和國主席令

第 26 号

『中華人民共和國外商投資法』は、2019年3月15日に、中華人民共和國第13期全國人民代表大會第2回會議にて可決したため、ここに公布し、2020年1月1日より施行する。

中華人民共和國主席 習近平

2019年3月15日

(注：日本語対訳の各条小見出しは翻訳者が付したもので、原文には存在しない)

#### 翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
<b>第一章 总 则</b>	<b>第一章 総 則</b>
<p>第一条</p> <p>为了进一步扩大对外开放，积极促进外商投资，保护外商投资合法权益，规范外商投资管理，推动形成全面开放新格局，促进社会主义市场经济健康发展，根据宪法，制定本法。</p>	<p>第1条 (目的)</p> <p>外開放を更に拡大し、外商投資を積極的に促進し、外商投資の合法的權益を保護し、外商投資の管理を規範化し、全面的に開放された新たな局面の形成を推進し、社會主義市場經濟の健全な發展を促進するために、憲法に基づいて、本法を制定する。</p>
<p>第二条</p> <p>在中华人民共和国境内（以下简称中国境内）的外商投资，适用本法。</p> <p>本法所称外商投资，是指外国的自然人、企业或者其他组织（以下称外国投资者）直接或者间接在中国境内进行的投资活动，包括下列情形：</p> <p>(一) 外国投资者单独或者与其他投资者共同在中国境内设立外商投资企业；</p> <p>(二) 外国投资者取得中国境内企业的股份、股权、财产份额或者其他类似权益；</p> <p>(三) 外国投资者单独或者与其他投资者共同在中国境内投资新建项目；</p> <p>(四) 法律、行政法规或者国务院规定的其他方式的投资。</p> <p>本法所称外商投资企业，是指全部或者部分由外国投资者投资，依照中国法律在中国境内经登记注册设立的企业。</p>	<p>第2条 (適用範囲)</p> <p>中華人民共和國国内（以下、中国国内と称する）の外商投資に、本法を適用する。</p> <p>本法でいう外商投資とは、外国の自然人、企業又はその他の組織（以下、外国投資者と称する）が、直接或いは間接的に中国国内において実施する投資活動を指し、以下の状況を含む。</p> <p>(1) 外国投資者が、単独又は他の投資者と共同で、中国国内において外商投資企業を設立する。</p> <p>(2) 外国投資者が、中国国内企業の株式、持分、財産シェア又はその他の類似權益を取得する。</p> <p>(3) 外国投資者が、単独又は他の投資者と共同で、中国国内に投資し、新規プロジェクトを設立する。</p> <p>(4) 法律、行政法規又は國務院が規定するその他の方式の投資。</p>

	<p>本法にいう外商投資企業とは、全部又は一部が外国投資者によって投資され、中国の法律に基づき中国国内にて設立の登録登記をされた企業を指す。</p>
<p>第三条</p> <p>国家坚持对外开放的基本国策，鼓励外国投资者依法在中国境内投资。</p> <p>国家实行高水平投资自由化便利化政策，建立和完善外商投资促进机制，营造稳定、透明、可预期和公平竞争的市场环境。</p>	<p>第3条（外商投資の奨励）</p> <p>国家は、對外開放の基本的国策を堅持し、外国投資者が法に基づき中国国内に投資することを奨励する。</p> <p>国家は、高水準の投資の自由化便利化政策を実施し、外商投資促進メカニズムを確立、整備して、安定、透明、予測可能で公平な競争のある市場環境を創造する。</p>
<p>第四条</p> <p>国家对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单管理制度。</p> <p>前款所称准入前国民待遇，是指在投资准入阶段给予外国投资者及其投资不低于本国投资者及其投资的待遇；所称负面清单，是指国家规定在特定领域对外商投资实施的准入特别管理措施。国家对负面清单之外的外商投资，给予国民待遇。</p> <p>负面清单由国务院发布或者批准发布。</p> <p>中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对外国投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。</p>	<p>第4条（管理制度）</p> <p>国家は、外商投資に対し、参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を実施する。</p> <p>前項でいう参入前内国民待遇とは、投資参入段階において、外国投資者及びその投資に対し、本国の投資者及びその投資を下回らない待遇を与えることを指す。ネガティブリストとは、国家が規定する特定の領域において外商投資に実施する参入特別管理措置を指す。国家はネガティブリスト以外の外商投資に対し、内国民待遇を与える。</p> <p>ネガティブリストは、國務院が公布し、又は公布を批准する。</p> <p>中華人民共和国が締結又は参加する国際条約、協定が、外国投資者の参入待遇について更に優遇された規定を有する場合、関連の規定に基づいて執行することができる。</p>
<p>第五条</p> <p>国家依法保护外国投资者在中国境内的投资、收益和其他合法权益。</p>	<p>第5条（權益保護）</p> <p>国家は法に基づき外国投資者の中国国内における投資、収益及びその他の合法的權益を保護する。</p>
<p>第六条</p> <p>在中国境内进行投资活动的外国投资者、外商投资企业，应当遵守中国法律法规，不得危害中国国家安全、损害社会公共利益。</p>	<p>第6条（中国法遵守）</p> <p>中国国内で投資活動を行う外国投資者、外商投資企業は、中国の法律法規を遵守しなければならない、中国の国家の安全に危害を加え</p>

	たり、社会公共の利益を損なったりしてはならない。
<p>第七条</p> <p>国务院商务主管部门、投资主管部门按照职责分工，开展外商投资促进、保护和管理工 作；国务院其他有关部门在各自职责范围内， 负责外商投资促进、保护和管理的相关工作。</p> <p>县级以上地方人民政府有关部门依照法律 法规和本级人民政府确定的职责分工，开展 外商投资促进、保护和管理工工作。</p>	<p>第7条（所管政府部門）</p> <p>國務院商務主管部門、投資主管部門は、職責 分担に基づいて、外商投資の促進、保護及び管 理業務を実施し、國務院のその他の関連部門 は、各自の職責範囲内において、外商投資の促 進、保護及び管理に関する作業に責を負う。</p> <p>県級以上の地方人民政府関連部門は、法律 法規及び本級人民政府が確定する職責分担に 基づいて外商投資の促進、保護及び管理作業 を実施する。</p>
<p>第八条</p> <p>外商投资企业职工依法建立工会组织，开 展工会活动，维护职工的合法权益。外商投资 企业应当为本企业工会提供必要的活动条件。</p>	<p>第8条（工会活動）</p> <p>外商投資企業の従業員は、法に基づき工会 組織を設立し、工会活動を行い、従業員の合法 的權益を保護する。外商投資企業は、自社の工 会に必要な活動条件を提供しなければならない。</p>
<b>第二章 投资促进</b>	<b>第二章 投資の促進</b>
<p>第九条</p> <p>外商投资企业依法平等适用国家支持企 业发展的各项政策。</p>	<p>第9条（企業発展政策の享受）</p> <p>外商投資企業は、法に基づき、国家が企業発 展を支持する各項政策を平等に適用される。</p>
<p>第十条</p> <p>制定与外商投资有关的法律、法规、规章， 应当采取适当方式征求外商投资企业的意见 和建议。</p> <p>与外商投资有关的规范性文件、裁判文书 等，应当依法及时公布。</p>	<p>第10条（法令の制定、公布）</p> <p>外商投資に関する法律、法規、規定の制定 は、適切な方式により、外商投資企業の意見及 び提案を求めなければならない。</p> <p>外商投資に関する規範性文書、審判文書等 は、法に基づき速やかに公布しなければならない。</p>
<p>第十一条</p> <p>国家建立健全外商投资服务体系，为外国 投资者和外商投资企业提供法律法规、政策措 施、投资项目信息等方面的咨询和服务。</p>	<p>第11条（外商投資サービス体系）</p> <p>国家は、健全な外商投資サービス体系を確 立し、外国投資者や外商投資企業に、法律法 規、政策措置、投資プロジェクト情報等の分野 のコンサルティング及びサービスを提供す る。</p>
<p>第十二条</p> <p>国家与其他国家和地区、国际组织建立多 边、双边投资促进合作机制，加强投资领域的</p>	<p>第12条（国際交流、合作の強化）</p> <p>国家は、他の国家や地域、国際組織との間で 二国間・多国間投資促進協力メカニズムを確</p>

国際交流与合作。	立し、投資領域の国際交流及び合作を強化する。
第十三条 国家根据需要，设立特殊经济区域，或者在部分地区实行外商投资试验性政策措施，促进外商投资，扩大对外开放。	第13条（特定経済開発区） 国家は、必要に応じて、特定経済エリアを設立するか又は一部地域において、外商投資試験的政策措置を実施し、外商投資を促進し、対外開放を拡大する。
第十四条 国家根据国民经济和社会发展的需要，鼓励和引导外国投资者在特定行业、领域、地区投资。外国投资者、外商投资企业可以依照法律、行政法规或者国务院的规定享受优惠待遇。	第14条（特定領域の優遇措置） 国家は、国民経済及び社会発展の必要性に基づき、外国投資者が特定の産業、領域、地域で投資するよう奨励及び指導する。外国投資者、外商投資企業は、法律、行政法規又は國務院の規定に基づいて、優遇待遇を受けることができる。
第十五条 国家保障外商投资企业依法平等参与标准制定工作，强化标准制定的信息公开和社会监督。 国家制定的强制性标准平等适用于外商投资企业。	第15条（基準制定及び適用） 国家は、外商投資企業が法に基づき平等に基準制定作業に参画することを保障し、基準制定についての情報公開や社会の監督を強化する。 国家が制定する強制性基準は、外商投資企業に平等に適用する。
第十六条 国家保障外商投资企业依法通过公平竞争参与政府采购活动。政府采购依法对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务平等对待。	第16条（政府購買への参加） 国家は、外商投資企業が、法に基づき公平な競争を通じて政府購買活動に参加することを保障する。政府購買は、法に基づき、外商投資企業が中国国内で生産する製品、提供するサービスを平等に扱う。
第十七条 外商投资企业可以依法通过公开发行股票、公司债券等证券和其他方式进行融资。	第17条（資金調達） 外商投資企業は、法に基づき、株式、企業債券等の証券公開発行及びその他の方式で、資金調達を行うことができる。
第十八条 县级以上地方人民政府可以根据法律、行政法规、地方性法规的规定，在法定权限内制定外商投资促进和便利化政策措施。	第18条（地方政府政策） 県級以上の地方人民政府は、法律、行政法規、地方性法規の規定に基づき、法定の権限内で、外商投資の促進及び便利化の政策措置を制定することができる。
第十九条 各级人民政府及其有关部门应当按照便	第19条（政府の外商投資サービス） 各級人民政府及びその関連部門は、便利、高

<p>利、高效、透明の原則，簡化辦事程序，提高辦事效率，優化政務服務，進一步提高外商投資服務水平。</p> <p>有關主管部門應當編制和公布外商投資指引，為外國投資者和外商投資企業提供服務和便利。</p>	<p>効率、透明の原則に則って、手続手順を簡素化し、処理効率を高め、政務サービスを最適化して、外商投資に提供するサービスの水準を更に高めなければならない。</p> <p>関連主管部門は、外商投資の手引を作成して公布し、外国投資者や外商投資企業にサービスや便宜を提供しなければならない。</p>
<p><b>第三章 投資保護</b></p>	<p><b>第三章 投資の保護</b></p>
<p>第二十条</p> <p>国家对外国投资者的投资不实行征收。</p> <p>在特殊情况下，国家为了公共利益的需要，可以依照法律规定对外国投资者的投资实行征收或者征用。征收、征用应当依照法定程序进行，并及时给予公平、合理的补偿。</p>	<p>第 20 条（接收）</p> <p>国家は、外国投資者の投資に対して、接收を実行しない。特殊な状況において、国家は、公共利益の必要性により、法律規定に基づき外国投資者の投資に対して接收又は徴用を実施することができる。接收、徴用は、法定の手順に則って行い、適時、公平で合理的な補償を与えなければならない。</p>
<p>第二十一条</p> <p>外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等，可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出。</p>	<p>第 21 条（送金の保証）</p> <p>外国投資者の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、知財権使用許可料、法に基づき取得した補償又は賠償、清算所得等は、法に基づき人民元又は外貨にて自由に送金し、受け取ることができる。</p>
<p>第二十二条</p> <p>国家保护外国投资者和外商投资企业的知识产权，保护知识产权权利人和相关权利人的合法权益；对知识产权侵权行为，严格依法追究法律责任。</p> <p>国家鼓励在外商投资过程中基于自愿原则和商业规则开展技术合作。技术合作的条件由投资各方遵循公平原则平等协商确定。行政机关及其工作人员不得利用行政手段强制转让技术。</p>	<p>第 22 条（知財権保護、強制技術譲渡の禁止）</p> <p>国家は、外国投資者及び外商投資企業の知財権を保護し、知財権権利者及び関連の権利者の合法的權益を保護し、知財権侵害行為に対しては、厳格に法に照らして法的責任を追及する。</p> <p>国家は、外商投資のプロセスにおいて、自由意志の原則及び商業規則に基づいて技術協力を実施することを奨励する。技術協力の条件は、投資各方が、公平の原則に則り平等に協議して確定する。行政機関及びその職員は、行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならない。</p>
<p>第二十三条</p> <p>行政机关及其工作人员对于履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商业</p>	<p>第 23 条（商業秘密の保護）</p> <p>行政機関及びその職員が、職責履行過程において知り得た外国投資者、外商投資企業の</p>

<p>秘密，应当依法予以保密，不得泄露或者非法向他人提供。</p>	<p>商業的の秘密は、法に基づき守秘するものとし、漏洩したり、違法に他人に提供したりしてはならない。</p>
<p>第二十四条</p> <p>各级人民政府及其有关部门制定涉及外商投资的规范性文件，应当符合法律法规的规定；没有法律、行政法规依据的，不得减损外商投资企业的合法权益或者增加其义务，不得设置市场准入和退出条件，不得干预外商投资企业的正常生产经营活动。</p>	<p>第 24 条（政府干渉の除外）</p> <p>各級人民政府及びその関連部門が外商投資に関する規範性文書を制定する場合、法律法規の規定に合致していなければならない。法律、行政法規の根拠が無い場合、外商投資企業の合法的權益を損なったり、その義務を増加させたりしてはならず、市場参入或いは退出の条件を設定したり、外商投資企業の正常な生産經營活動に関与したりしてはならない。</p>
<p>第二十五条</p> <p>地方各级人民政府及其有关部门应当履行向外国投资者、外商投资企业依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同。</p> <p>因国家利益、社会公共利益需要改变政策承诺、合同约定的，应当依照法定权限和程序进行，并依法对外国投资者、外商投资企业因此受到的损失予以补偿。</p>	<p>第 25 条（政府の義務）</p> <p>地方各級人民政府及びその関連部門は、外国投資者、外商投資企業に対して法に基づき行われた政策の承諾及び法に基づき締結した各種契約を、履行しなければならない。</p> <p>国家の利益、社会公共の利益の必要に基づいて政策の承諾或いは契約の約定を変更する必要がある場合、法定の権限や手順に照らして実施すると共に、それにより外国投資者、外商投資企業が受けた損失について、法に基づき補償しなければならない。</p>
<p>第二十六条</p> <p>国家建立外商投资企业投诉工作机制，及时处理外商投资企业或者其投资者反映的问题，协调完善相关政策措施。</p> <p>外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，可以通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决。</p> <p>外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，除依照前款规定通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决外，还可以依法申请行政复议、提起行政诉讼。</p>	<p>第 26 条（苦情処理メカニズム）</p> <p>国家は、外商投資企業の苦情処理メカニズムを確立し、外商投資企業或いはその投資者が提出した問題を、速やかに解決し、関連の政策措置を協調して整備する。</p> <p>外商投資企業或いはその投資者は、行政機関及びその職員の行政行為が、その合法的權益を侵害していると思なす場合、外商投資企業苦情処理メカニズムを通じて申請し、解決することができる。</p> <p>外商投資企業或いはその投資者は、行政機関及びその職員の行政行為が、その合法的權益を侵害していると思なす場合、前項の規定に基づき外商投資企業苦情処理メカニズムを通じて解決を申請する他、更に、法に基づき行</p>

	政再審査を申請したり、行政訴訟を起こしたりすることができる。
第二十七条 外商投资企业可以依法成立和自愿参加商会、协会。商会、协会依照法律法规和章程的规定开展相关活动，维护会员的合法权益。	第 27 条（商会、協会の設立） 外商投資企業は、法に基づき、商工会議所や協会を設立したり、自由意志で参加したりすることができる。商工会議所や協会は、法律法規ならびに定款の規定に則って、関連の活動を実施し、会員の合法的權益を保護する。
<b>第四章 投资管理</b>	<b>第四章 投資の管理</b>
第二十八条 外商投资准入负面清单规定禁止投资的领域，外国投资者不得投资。 外商投资准入负面清单规定限制投资的领域，外国投资者进行投资应当符合负面清单规定的条件。 外商投资准入负面清单以外的领域，按照内外资一致的原则实施管理。	第 28 条（ネガティブリスト） 外国投資者は外商投資参入ネガティブリストが投資禁止を規定する領域に投資してはならない。 外国投資者は、外商投資参入ネガティブリストが投資の制限を規定する領域に投資する場合、ネガティブリストが規定する条件に合致しなければならない。 外商投資参入ネガティブリスト以外の領域は、内外資一致の原則に基づいて管理を実施する。
第二十九条 外商投资需要办理投资项目核准、备案的，按照国家有关规定执行。	第 29 条（プロジェクト承認、届出） 外国企業の投資が、投資プロジェクトの承認、届出手続を必要とする場合、国家の関連規定に基づいて執行する。
第三十条 外国投资者在依法需要取得许可的行业、领域进行投资的，应当依法办理相关许可手续。 有关主管部门应当按照与内资一致的条件和程序，审核外国投资者的许可申请，法律、行政法规另有规定的除外。	第 30 条（プロジェクト許可手続き） 外国投資者が、法に基づき許可を取得する必要がある産業、領域に投資する場合、法に基づき関連の許可手続きを実施しなければならない。 関連の主管部門は、内資と同一の条件及び手順に基づいて、外国投資者の許可申請を審査しなければならないが、法律、行政法規が別途規定を有する場合を除く。
第三十一条 外商投资企业的组织形式、组织机构及其活动准则，适用《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国合伙企业法》等法律的规定。	第 31 条（組織機構） 外商投資企業の組織形式、組織機構及びその活動準則には、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国パートナー企業法』等の法律の規定を適用する。

<p>第三十二条</p> <p>外商投资企业开展生产经营活动，应当遵守法律、行政法规有关劳动保护、社会保险的规定，依照法律、行政法规和国家有关规定办理税收、会计、外汇等事宜，并接受相关主管部门依法实施的监督检查。</p>	<p>第 32 条（行政規定の遵守）</p> <p>外商投資企業が生産経営活動を実施するとき、法律、行政法規の労働保護、社会保険に関する規定を遵守しなければならない。法律、行政法規ならびに国家関連規定に基づき税収、会計、外貨等の事項を処理しなければならない。併せて関連主管部門が法に基づき実施する監督検査を受けなければならない。</p>
<p>第三十三条</p> <p>外国投资者并购中国境内企业或者以其他方式参与经营者集中的，应当依照《中华人民共和国反垄断法》的规定接受经营者集中审查。</p>	<p>第 33 条（企業買収）</p> <p>外国投資者が中国国内企業を買収合併する場合、或いはその他の方式で経営者集中に参画する場合、『中華人民共和国独占禁止法』の規定に基づいて、経営者集中の審査を受けなければならない。</p>
<p>第三十四条</p> <p>国家建立外商投资信息报告制度。外国投资者或者外商投资企业应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统向商务主管部门报送投资信息。</p> <p>外商投资信息报告的内容和范围按照确有必要原则确定；通过部门信息共享能够获得的投资信息，不得再行要求报送。</p>	<p>第 34 条（外商投資情報報告制度）</p> <p>国家は、外商投資情報報告制度を確立する。外国投資者又は外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて、商務主管部門に投資情報を提出する。</p> <p>外商投資情報の報告の内容及び範囲は、確たる必要性の原則で確定し、部門間の情報共有を通じて取得できる投資情報は、再提出を要求してはならない。</p>
<p>第三十五条</p> <p>国家建立外商投资安全审查制度，对影响或者可能影响国家安全的外商投资进行安全审查。</p> <p>依法作出的安全审查决定为最终决定。</p>	<p>第 35 条（外商投資安全審査制度）</p> <p>国家は外商投資安全審査制度を確立し、国家の安全に影響を及ぼすか又は及ぼす可能性のある外商投資について、安全審査を実施する。</p> <p>法に基づき作成された安全審査決定は、最終決定である。</p>
<p><b>第五章 法律责任</b></p>	<p><b>第五章 法的責任</b></p>
<p>第三十六条</p> <p>外国投资者投资外商投资准入负面清单规定禁止投资的领域的，由有关主管部门责令停止投资活动，限期处分股份、资产或者采取其他必要措施，恢复到实施投资前的状态；有违法所得的，没收违法所得。</p> <p>外国投资者的投资活动违反外商投资准</p>	<p>第 36 条（ネガティブリスト違反）</p> <p>外国投資者が、外商投資参入ネガティブリストが投資の禁止を規定する領域に投資する場合、関連主管部門が投資活動の停止を命令し、期限を設けて株式や資産の処分或いはその他の必要措置を講じて、投資実施前の状態を回復するものとする。違法所得がある場合</p>

<p>入负面清单规定的限制性准入特别管理措施的，由有关主管部门责令限期改正，采取必要措施满足准入特别管理措施的要求；逾期不改正的，依照前款规定处理。</p> <p>外国投资者的投资活动违反外商投资准入负面清单规定的，除依照前两款规定处理外，还应当依法承担相应的法律责任。</p>	<p>は、違法所得を没収する。</p> <p>外国投資者の投資活動が、外商投資参入ネガティブリストが規定する制限性参入特别管理措置に違反する場合、関連の主管部門が期限を定めて改正を命令し、必要な措置を講じて、参入特别管理措置の要求を満たすようにする。期限を過ぎても改正しない場合、前項規定に基づいて処分する。</p> <p>外国投資者の投資活動が外商投資参入ネガティブリストの規定に違反する場合、前出2項の規定に基づいて処分する他、更に、法に基づき相応の法的責任を負わなければならない。</p>
<p>第三十七条</p> <p>外国投資者、外商投资企业违反本法规定，未按照外商投资信息报告制度的要求报送投资信息的，由商务主管部门责令限期改正；逾期不改正的，处十万元以上五十万元以下的罚款。</p>	<p>第37条（本法違反罰則）</p> <p>外国投資者、外商投資企業が本法の規定に違反し、外商投資情報報告制度の要求どおりに投資情報を提出していない場合、商務主管部門が期限を定めて改正を命令し、期限を過ぎても改正しない場合は、10万元以上50万元以下の罰金を科する。</p>
<p>第三十八条</p> <p>对外国投資者、外商投资企业违反法律、法规的行为，由有关部门依法查处，并按照国家有关规定纳入信用信息系统。</p>	<p>第38条（違反者の信用情報システムへの繰入）</p> <p>外国投資者、外商投資企業の、法律法規に反する行為については、関連部門が法に基づき調査処分すると共に、国家関連規定に基づいて、信用情報システムに組み入れる。</p>
<p>第三十九条</p> <p>行政机关工作人员在外商投资促进、保护和管理工作中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的，或者泄露、非法向他人提供履行职责过程中知悉的商业秘密的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p>	<p>第39条（政府機関職員の違反）</p> <p>政府機関の職員が、外商投資の促進、保護及び管理業務において職権を濫用したり、職務を疎かにしたり、私利のために不正を働いたりした場合、又は職責履行過程において知り得た商業上の秘密を他人に漏洩したり、違法に提供した場合、法に基づき処分を与える。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。</p>
<p><b>第六章 附 則</b></p>	<p><b>第六章 付 則</b></p>
<p>第四十条</p> <p>任何国家或者地区在投资方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的，中华人民共和国可以根据实际情况</p>	<p>第40条（中国差別に対する対抗措置）</p> <p>いずれかの国家又は地域が、投資の面で、中華人民共和国に対し差別的な禁止、制限若しくはその他の類似措置をとる場合、中華人民</p>

<p>对该国家或者该地区采取相应的措施。</p>	<p>共和国は、実際状況に基づいて、当該国家又は地域に対し、相応の措置を講じることができる。</p>
<p>第四十一条 对外国投资者在中国境内投资银行业、证券业、保险业等金融行业，或者在证券市场、外汇市场等金融市场进行投资的管理，国家另有规定的，依照其规定。</p>	<p>第41条（金融市場への投資） 外国投資者による、中国国内の銀行業、証券業、保険業等の金融産業、若しくは証券市場、外国為替市場等の金融市場への投資の管理については、国家が別途規定を有する場合、その規定に従う。</p>
<p>第四十二条 本法自2020年1月1日起施行。《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》同时废止。 本法施行前依照《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》设立的外商投资企业，在本法施行后五年内可以继续保留原企业组织形式等。具体实施办法由国务院规定。</p>	<p>第42条（外資三法の廃止と5年経過措置） 本法は2020年1月1日より施行する。それと同時に、『中華人民共和国中外合弁經營企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作經營企業法』は廃止する。 本法施行前に、『中華人民共和国中外合弁經營企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作經營企業法』に基づき設立された外商投資企業については、本法施行後五年間、元の企業組織形式等を引続き留保することができる。具体的な実施弁法は、国务院が規定する。</p>